



神奈川県

KANAGAWA

平成30年度 国の施策・制度・予算に関する提案

(個別的提案)

平成29年7月

神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

わが国の景気は、緩やかな回復基調が続いているものの、一部に改善の遅れもみられることから、力強い経済成長につなげていくためには、一層の施策が求められています。

しかしながら、超高齢社会の進行に伴う医療・介護需要の大きな伸びは、医療・介護施設や人材の不足を招くとともに、社会保障費の大幅な増加につながっており、地方自治体の財政に大きな影響を与えています。

そうした中で、本県は、未病を改善して健康寿命を延ばす取組を進めることにより、皆が笑顔で暮らせる明るい超高齢社会「スマイルあふれるかながわ」の実現を目指しつつ、神奈川から経済のエンジンを回していくため、これまでの施策を一層加速化しています。

併せて、こうした施策展開を可能とする財政基盤を確立するため、これまでにも人件費の抑制や県債の発行抑制など財政健全化に取り組んできたところですが、義務的経費が8割を超える硬直化した財政構造は改善しておらず、山積する政策課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、臨時財政対策債の廃止など地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠です。

また、本県では、昨年7月に発生した津久井やまゆり園の事件を受けて、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を強力に推進していますが、これは、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題でもあります。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、平成30年度の予算編成及び施策の展開に当たり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成29年 7月

神奈川県知事 高岩祐治

平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案

個別的提案事項一覧

I 地方分権

- 1 事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進
- 2 地方自治制度の抜本的な改革
- 3 住民投票制度の整備

II エネルギー・環境

- 4 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進
- 5 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進
- 6 PCB廃棄物の期限内処理の徹底
- 7 建設発生土対策の確立
- 8 地球温暖化対策の推進
- 9 大気環境保全対策の推進
- 10 東京湾における貧酸素水塊対策の推進
- 11 自動車交通環境対策の推進
- 12 土壌・地下水汚染対策の推進
- 13 特定外来生物に指定された鳥獣の防除の推進
- 14 鳥獣被害対策の推進を図るための鳥獣被害防止特措法の拡充

III 安全・安心

- 15 建築物の耐震化の推進
- 16 治水対策の推進
- 17 土砂災害防止対策事業の推進
- 18 相模湾沿岸の津波対策・なぎさづくり
- 19 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進
- 20 鉄道利用者の安全確保と利便性向上の促進
- 21 防災情報等の伝達手段の充実強化
- 22 防災行政無線のデジタル化に対する財政的な支援
- 23 消防の広域化に対する支援の強化等
- 24 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化
- 25 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援
- 26 災害救助法の求償制度の見直し
- 27 災害時の医療対策等の充実
- 28 大規模災害時の被災者支援におけるトレーラーハウス等の活用について
- 29 被災した住宅の再建支援の充実強化
- 30 被災地への任期付職員の派遣に対する支援
- 31 旧日本軍の危険物への適切な対応
- 32 各種災害に対する映像カメラ及び装備資機材等の整備
- 33 交通指導取締りの強化

- 34 交通事故事件捜査能力の強化
- 35 警察航空体制の充実強化
- 36 治安対策の強化
- 37 防犯カメラの整備・拡充
- 38 自動車ナンバー自動読取装置の拡充整備
- 39 違法薬物に対する現場対応能力の向上(不正薬物探知装置の導入)
- 40 地方消費者行政の充実強化

IV 産業・労働

- 41 中小企業の円滑な事業承継に向けた金融支援
- 42 小規模事業者持続化補助金の継続実施
- 43 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充
- 44 地域未来投資促進法(旧企業立地促進法)の弾力的な運用
- 45 農林業センサスの拡充
- 46 都市畜産の振興
- 47 農業者の経営安定対策の拡充と継続
- 48 産地パワーアップ事業の継続及び要件緩和
- 49 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤回
- 50 県産木材の利用の促進
- 51 林地台帳整備に係る情報共有の円滑化について
- 52 ニート等の若者に対する職業的自立支援施策の充実強化
- 53 雇用関係の改善に向けた取組の推進
- 54 障がい者雇用対策の充実強化
- 55 高齢者の就業機会の確保に係る補助制度の充実
- 56 ワーク・ライフ・バランスの推進

V 健康・福祉

- 57 福祉サービス水準の確保・向上に向けた制度の適切な運用
- 58 補装具費支給制度の見直し
- 59 ホームレスの自立支援等の推進
- 60 要介護者の歯科診療に係る診療報酬評価の充実
- 61 漢方診療に係る診療報酬の充実
- 62 自殺対策の充実
- 63 不妊治療に対する医療保険の適用拡大等
- 64 介護保険制度の円滑な運営
- 65 国民健康保険制度の安定化
- 66 高齢者保健福祉サービス等の充実
- 67 障害福祉施策の充実
- 68 障害福祉サービス及び介護サービスの費用負担の見直し
- 69 移植医療等の充実
- 70 救急医療体制の整備
- 71 精神科救急医療事業の充実

- 72 措置入院者等の退院後支援の充実
- 73 精神障害者アウトリーチ事業の充実
- 74 難病対策の推進
- 75 肝疾患対策の推進
- 76 WHO推奨ワクチンの定期接種化
- 77 全国がん登録における体制整備
- 78 原爆被爆者二世に対する支援
- 79 医療機関等の仕入れに係る消費税問題の抜本的解決

VI 教育・子育て

- 80 少子化対策への支援
- 81 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
- 82 ひとり親世帯への支援の充実
- 83 児童虐待対策の拡充
- 84 義務教育費国庫負担金の拡充
- 85 教職員定数の充実
- 86 インクルーシブ教育の推進
- 87 特別支援学校における看護師等の配置
- 88 障がいのある児童・生徒の通学支援の充実
- 89 全国学力・学習状況調査の悉皆による実施
- 90 児童・生徒の不登校等に対応した取組の充実
- 91 中学校給食普及のための給食施設の補助制度の拡充
- 92 青少年を取り巻く社会環境の健全化
- 93 公立学校の施設整備の充実
- 94 私立学校助成等の充実
- 95 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算
- 96 高等学校等就学支援金における判定基準の見直し
- 97 高校生等奨学給付金の拡充
- 98 高等学校奨学金に係る機関保証制度の創設
- 99 専門高校の施設設備の充実
- 100 空調光熱費に係る国費助成制度の創設
- 101 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続実施について
- 102 国際バカロレア認定校支援制度の創設
- 103 スーパーグローバルハイスクール指定校の拡充

VII 県民生活

- 104 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し
- 105 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進
- 106 ヘイトスピーチ対策の推進
- 107 旅券発給業務の財源確保
- 108 外国人看護師・介護福祉士への支援
- 109 男女共同参画社会実現のための施策の推進

- 110 配偶者からの暴力被害者等支援の総合的な推進
- 111 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実
- 112 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充
- 113 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組
- 114 トップアスリート育成・支援制度の創設
- 115 体育・スポーツ施設の整備充実
- 116 マイナンバーの円滑な運営の推進
- 117 地上デジタル放送への移行による新たな難視対策
- 118 情報セキュリティ対策の推進

VIII 県土・まちづくり

- 119 社会資本整備予算の確保
- 120 計画的な地籍調査事業の促進
- 121 公共用地の取得に関する制度等の改善
- 122 小型船舶等の不法係留対策の推進
- 123 「みどり」の保全と都市公園の整備の推進
- 124 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用(国営公園の早期設置)
- 125 地域公共交通の確保への支援
- 126 安全・安心に利用できるみちづくりの推進
- 127 インターチェンジ接続道路の整備推進
- 128 地域の交流・連携を支える路線の整備推進
- 129 下水道事業の推進と良好な環境の創造
- 130 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応
- 131 計画的な市街地整備の推進
- 132 公営住宅制度の抜本的見直し
- 133 総合的な住宅政策の推進
- 134 「観光立県かながわの実現」に資する道路整備の推進
- 135 東京2020オリンピック競技大会とその先を見据えた湘南港の機能強化
- 136 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたコンテナ設置に係る抜本的な規制緩和に向けた取組

1 事務・権限の移譲及び規制緩和の更なる推進

提出先 各府省

【提案項目】

これまでの地方分権一括法等により、国から地方への事務・権限の移譲や、国による義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和が実現したが、次の取組を通じて、更なる地方分権改革を進めること。

1 提案募集方式に基づく改革の推進

- (1) 地方の発意に根ざした地方分権改革を進めるという制度趣旨を踏まえ、提案を実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (2) 過去の提案のうち、「引き続き検討を進めること」とされたものについては、実現する方向で検討を進めること。
また、「実現できなかったもの」とされた提案については、提案団体の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、情勢の変化を踏まえ再度の提案があった場合には積極的な対応を図ること。
- (3) 地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など、制度の見直しを行うこと。

2 国の主体的な取組の推進

地方からの提案に基づく取組とともに、国自らが、主体的に事務・権限の移譲及び規制緩和に取り組むこと。

【提案理由等】

人口減少等による社会構造の激しい変化に的確に対応するためには、地方がより自主的・自立的に行政サービスを提供できるようにする必要があることから、更なる事務・権限の移譲及び規制緩和を推進することが求められる。

- 1 平成28年度の提案募集方式では、全国の提案196件のうち150件について権限移譲等の対応を図ることとされたが、地方が求める内容にできていないものも含まれることなどから、今後、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むことが必要である。

また、提案募集方式は、「国・地方の税財源配分や税制改正」、「国が直接執行する事業の運用改善」等が提案の対象外とされていることなど、多くの課題があるため、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うことが必要である。

- 2 国自らが、国と地方の役割分担を適正化する観点も踏まえた事務・権限の移譲や、これまでの義務付け・枠付けの見直しの中で設定された「従うべき基準」の撤廃も含めた規制緩和を推進することが必要である。

(神奈川県担当課：政策局広域連携課)

2 地方自治制度の抜本的な改革

提出先 各府省

【提案項目】

地方自治体の裁量を広範に保障するため、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制している現行の地方自治法を抜本改正すること。

【提案理由等】

現行の地方自治法は、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制しており、また、条項数が膨大で県民にとってわかりにくいものとなっている。

地方自治法を、大枠で分かりやすく規定する「地方自治基本法」とし、現行の地方自治法で規定されている実務的・手続的な内容は個別法又は地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることができるように見直すことが必要である。

3 住民投票制度の整備

提出先 総務省

【提案項目】

都道府県における住民投票を円滑に実施するため、当該事務における市町村選挙管理委員会との協力関係を規定するとともに、投票の対象や投票結果の効力等を条例に委ねる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。

【提案理由等】

都道府県が住民投票を実施するためには、投票資格者名簿の調製や投開票事務の執行など、公職選挙の仕組みを活用しなければ現実的に実施は不可能であり、市町村の協力を得ることが不可欠である。

地方自治法に規定された事務の委託等の方法により、現行法制度の下でも市町村の協力を得る方策はあるが、知事と市町村長とが協議の上で規約を定めることや、それぞれの議会の議決が必要など安定した手法とはいえ、都道府県の住民投票を円滑に実施するためには、関係法令の改正が必要である。

4 廃棄物の発生抑制及び資源化の推進

提出先 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【提案項目】

廃棄物の発生抑制及び資源化を図るため、次の措置を講じること。

1 3 R対策の充実強化

資源の有効利用と、廃棄物となった場合の適正処理については、国民・事業者・行政の連携、協力が必要であるが、対象が多様な商品にわたることから、拡大生産者責任に鑑み、事業者を中心とした製品、容器等の設計の工夫、回収、循環的な利用等の取組を進める必要がある。

- (1) 製造段階・流通段階・排出段階における3 R対策の充実強化に向けて、関係業界への指導を徹底すること。
- (2) 多くの市町村が資源ごみの不正な持ち去りへの対応に苦慮していることから、市町村がこうした行為を防止することができるような法制度の整備を行うこと。

2 容器包装リサイクル法等の見直し

- (1) 事業者の取組を促進するため、容器包装の削減に関する数値目標を設定すること。また、容器包装廃棄物の処理に関する役割分担は、市町村が分別収集、事業者が再商品化となっており、それぞれが費用負担しているが、分別収集の費用について、一部事業者負担とするよう法制度の見直しを行うこと。
- (2) 指定法人に対して、市町村による再商品化手法の選択、再商品化手法ごとの品質評価基準の制定、市販の収集袋を異物とする取扱いの見直し、再商品化事業者の入札参加資格に係る地域要件の設定など、引渡しを行う市町村の負担を軽減するための措置を講じるよう指導すること。
- (3) 再商品化合理化拠出金については、市町村による適正な分別が促進されるよう、制度を抜本的に見直すこと。
- (4) 業界に対して、分別しやすい商品づくり、リサイクルの区分が識別しやすいマークの表示について、より指導を強化するとともに、一定割合以上のリターナブル容器の使用を義務付け、回収する仕組みの構築やデポジット制度の早期導入など、事業者による回収ルートの確立を図ること。
- (5) 容器包装以外のプラスチック製品も対象とするよう、法制度の見直しを行うこと。

3 家電リサイクル法の見直し

- (1) 対象機器の不法投棄防止を図るため、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること。
- (2) 不法投棄された対象機器の処理費用を、市町村ではなく事業者の負担とする制度を確立すること。

4 小型家電リサイクルの推進

有用金属等の希少資源の確保は、国の責任において実施されるべき政策であるが、有効に政策目的を達するためには、多くの市町村が、法の趣旨に則して分別収集を行い、再資源化事業者を引き渡す必要がある。

市町村がこうした取組を継続的に実施するためには多くの費用を要することから、財政的な支援を行うとともに、制度の定着に向けて必要な普及啓発を積極的に行うこと。

5 建設リサイクルの推進

建設汚泥については、建設廃棄物の最終処分量において大きな割合を占めていること、また、社会インフラの整備工事によって、発生量の増加が予測されることから、再生利用の一層の推進を図るため、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物に追加すること。

6 食品廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

- (1) 本来食べられるにも関わらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」が発生していることから、食品ロス削減の意識の醸成に向けた国民への普及啓発を積極的に行うこと。また、取引慣行の改善等、業界団体に対する指導を徹底すること。
- (2) やむを得ず発生する食品廃棄物の再生利用が促進されるよう、廃棄物の受入先となる優良な再生利用事業者を育成する施策や、再生されたたい肥等を農業者が利用しやすくなるような施策の充実・強化を図ること。

7 溶融スラグ等の再資源化の需要拡大に向けた措置

溶融スラグ、エコセメントなどの再生資材の需要拡大に向けたグリーン購入制度の拡充等の所要の措置を講じること。

8 紙おむつの資源化に向けた措置

超高齢社会の到来に伴い、今後さらに使用済み紙おむつの排出量が増加することが見込まれることから、資源化しやすい製品づくりを製造業者に働きかけるとともに、早期の資源化の仕組みづくりのための調査研究を行うなど、資源化の促進に向けた措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の発生抑制、資源化の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

5 廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

廃棄物の適正処理及び不法投棄の防止対策の推進を図るため、次の措置を講じること。

1 適正処理の推進

- (1) カセット式ガスボンベや農薬・薬品類等のように、危険性、有害性が高く、市町村での処理が困難な一般廃棄物は、拡大生産者責任の観点から、業界による回収の仕組みの構築を促すこと。

また、ボタン電池・小型充電式電池やスプリング式マットレス、さらに、近年利用者が増加している介護用品などについても、業界全体での回収の仕組みの構築を促すこと。

- (2) アスベスト廃棄物の無害化処理認定が進んでいないことから、国の主導により、低コストの処理技術を確立するとともに、民間事業者における無害化処理認定施設の設置を促進するよう助成等の措置を講じること。

- (3) 海岸漂着物等は、国外からの漂着や河川経由等による原因者不明ごみが含まれ、引き続き国が責任をもって継続的な対応を図る必要があることから、平成30年度以降も海岸漂着物地域対策推進事業を継続すること。また、継続に当たっては、本事業が、国民の健康増進や地域の活性化に果たす役割は大きいことから、国民の利用が多い海岸については、その重要性に鑑み、補助率を10割に還元すること。

さらに、海岸漂着物処理推進法第31条に基づき、海岸漂着物対策を推進するための財源措置その他総合的な支援の措置を実施するため、必要な法制の整備を速やかに行うこと。

- (4) 本県では、災害廃棄物対策について、神奈川県災害廃棄物処理計画を策定し、市町村や民間事業者団体と連携して、実効性ある処理体制の整備に取り組むこととしているが、国は、こうした取組を推進するために、最新の知見の提供その他必要な支援を行うこと。

また、県域を越えた広域的な処理について、国の主導により、国・都道府県・民間事業者の連携・協力体制を明確にした、実効性のある仕組みを構築すること。

2 市町村の廃棄物処理施設整備への財政的支援の充実

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、必要な予算額を確保すること。

- (2) ごみの収集運搬の効率化に当たって重要な施設である中継施設（サテライトセンター）の整備については、ごみ焼却施設の跡地に整備するもの以外も、全て交付対象とすること。

また、廃棄物処理施設と一体不可分である用地や建物の整備についても、全て交付対象とすること。

さらに、災害時においても廃棄物処理施設の機能を維持するため、耐震化、耐浪化等の事業は、全て交付対象とすること。

- (3) 廃止した焼却施設の速やかな解体を促進するため、廃棄物焼却施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うこと。

3 不法投棄の防止対策の推進

不法投棄の原状回復に向けた産業廃棄物適正処理推進基金を拡充すること。

【提案理由等】

本県では、循環型社会の実現に向けて、市町村と連携して廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、法制度の整備や国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

また、不法投棄を許さない地域づくりに向けて、条例を制定するとともに、不法投棄の未然防止対策や原状回復に取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、産業廃棄物適正処理推進基金の拡充等を図っていく必要がある。

6 PCB廃棄物の期限内処理の徹底

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

PCB廃棄物の期限内処理の徹底を図るため、次の措置を講じること。

1 高濃度PCB廃棄物処理の推進

高濃度PCB廃棄物について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)がPCB処理施設を安定的に稼働し、処分期間内に確実に処理を完了するよう指導を行うとともに、「安定器等・汚染物」の処理先がJESCO北海道PCB処理事業所に変更されたことに伴う運搬費用及び処理費用の増加に対して負担軽減のための方策を講じること。

2 低濃度PCB廃棄物処理の推進

低濃度PCB廃棄物について、筐体も併せて処理が可能な無害化処理 認定施設の拡充を図るとともに、期限内の処理を確実にを行うため、処理費用等に対する助成制度を創設すること。

3 未届者の掘り起こし調査の推進

PCB含有安定器の掘り起こし調査の対象と方策を示すこと。

4 使用中の高濃度PCB使用製品の処分の徹底

使用中の高濃度PCB使用製品については、処分期間内に廃棄することが義務付けられたが、その処分について、所有事業者にも周知・指導すること。

5 行政代執行等に対する財源措置

今後、掘り起こし調査、報告徴収・立入調査権限の強化及び行政代執行等により、事務負担の増大や財政負担が想定されることから、その執行に必要な経費について、財源措置を講じること。

6 積極的な広報・啓発

PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

【提案理由等】

本県では、期限内にPCB廃棄物処理を確実にを行うため、県内事業所への周知、掘り起こし調査、県有PCBの処理に向けて取り組んでいるが、こうした取組を一層推進するためには、国の支援制度の拡充等を進めていく必要がある。

(神奈川県担当課：環境農政局資源循環推進課)

7 建設発生土対策の確立

提出先 国土交通省、法務省

【提案項目】

建設発生土の適正処理は、県域を越える広域的な課題であり、多くの地方自治体に共通するものであるため、必要な規制や手続が全国一律に導入されるよう、次の内容を柱とする建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

1 搬出規制

建設発生土を発生地から搬出する場合、あらかじめ処理計画を作成し、行政庁に届出することを義務付ける仕組みを設けること。

さらに、当該届出の情報を地方自治体が共有できる仕組みを設けること。

2 搬入規制

建設発生土の搬入については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定めること。

3 罰則規定

不適正な処理を行った者に対する十全な抑止力・感銘力を担保する罰則規定(法人重課を含む。)を定めること。

【提案理由等】

建設工事等に伴って発生する建設発生土は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」により再利用すべき資源として位置付けられているが、建設発生土の運搬、埋立て等の処理について規定する法律がない。

首都圏では再利用の量を上回る建設発生土が発生する中で、一部の建設発生土は不適正に放置され、土砂の崩壊や流出等が生じるなどして、住民の生活に不安が生じていた。

そこで、本県では「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」を平成11年10月から施行し、土砂埋立行為を許可制にするとともに、県内においては建設発生土の搬出について届出を要することとし、建設発生土が不適正に処理されないよう規制している。

しかしながら、条例での規制では、県外で発生した建設発生土が県域を越えて流入してくることを規制できないなど限界があるため、国レベルでの建設発生土の適正処理に関するルールづくりが必要である。

(神奈川県担当課：県土整備局建設リサイクル課)

8 地球温暖化対策の推進

提出先 経済産業省、環境省

【提案項目】

地球温暖化対策を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 地方が実施する地球温暖化対策への財源措置

国の「地球温暖化対策計画」において、「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」として示された「再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進」について、地方自治体が発行する際に必要な財源措置を講じること。

2 地球温暖化対策に係る国民運動の強化

地球温暖化対策における国民運動を強化するとともに、地域における活動の重要性に鑑み必要な財源を措置すること。また、これまで地域における普及啓発活動を推進してきた地域地球温暖化防止活動推進センターを積極的に活用すること。

3 フロン排出抑制法の周知の徹底等

オゾン層の保護や地球温暖化の防止を目的としたフロン排出抑制法は、規制対象となる機器の管理者の数が膨大であることから、事業者によるフロン類の漏えい抑制の取組が進むよう、法規制の周知の徹底を図るとともに、機器の点検等が円滑に行われるように事業者への支援を行うこと。

【提案理由等】

1 地球温暖化対策の推進に関する法律を受け、国が策定している地球温暖化対策計画においては、「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」の中で、事業者が事業の用に供する設備について、排出抑制指針に基づくBAT（経済的に利用可能な最善の技術）の導入や適切な運用改善、省エネ住宅に対する財政上の支援を挙げており、これらを果たすためには、国において適切に財源措置を講じることが必要である。

2 地球温暖化対策計画では、民間事業者をはじめとする様々な主体との連携が謳われているが、温室効果ガス削減に向け、国民運動や環境教育を推進していくためには、県域において広く活動を行う必要がある。また、今後、啓発イベントや環境教育事業のノウハウの蓄積があり、都道府県や市町村との連携が可能な地域地球温暖化防止活動推進センターが重要な役割を果たすため、同センターに対する財源措置を含め、積極的に活用していくことが不可欠である。

3 平成27年4月に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）が全面施行されたが、全ての業務用冷凍空調機器を使用する事業者等が対象であるため、未だに法規制の内容が十分に認知されているとは言えず、簡易点検・定期点検の確実な実施も課題となっている。

したがって、フロン類の排出を着実に抑制するためには、国としても、引き続きあらゆるチャンネルを通じ、法の周知の徹底を図るとともに、事業者による点検の実施を定着させるための点検費用の軽減など、支援を強化することが必要である。

(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課、大気水質課)

9 大気環境保全対策の推進

提出先 環境省

【提案項目】

大気環境に関しては、二酸化窒素等の状況は改善した一方、光化学オキシダントの状況については依然として改善されていない。また、平成 21 年に環境基準が定められた PM_{2.5} の達成水準は十分とはいえないことから、大気汚染対策の実施や国民の安全安心を確保するため、次の措置を講じること。

1 光化学オキシダントに係る実効性のある対策の実施

光化学オキシダント対策については、法規制や事業者の自主的な取組により、原因物質である窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制などを進めてきたが、本県の光化学オキシダント濃度や注意報の発令回数は依然として改善されていないことから、国において、早急に実効性のある対策を具体化し実行すること。

2 ガソリンベーパー対策の推進

光化学オキシダントや PM_{2.5} の発生原因の一つと考えられるガソリンベーパー対策について、給油時の対策はガソリンスタンドによる自主的な取組により進めていくという今後の方向性が示されたところだが、その自主的な取組が着実に進むような促進策を講ずること。

3 PM_{2.5}に係る常時監視の精度向上と国民への注意喚起の的確な実施

PM_{2.5} の濃度が高くなる場合に備えた注意喚起など情報発信を的確に行うため、常時監視測定機の 1 時間値の精度を、国による測定器の改良やメーカーへの技術支援により向上させるとともに、高齢者等感受性の高い者へのきめ細かな対応を「注意喚起のための暫定的な指針」に定めること。

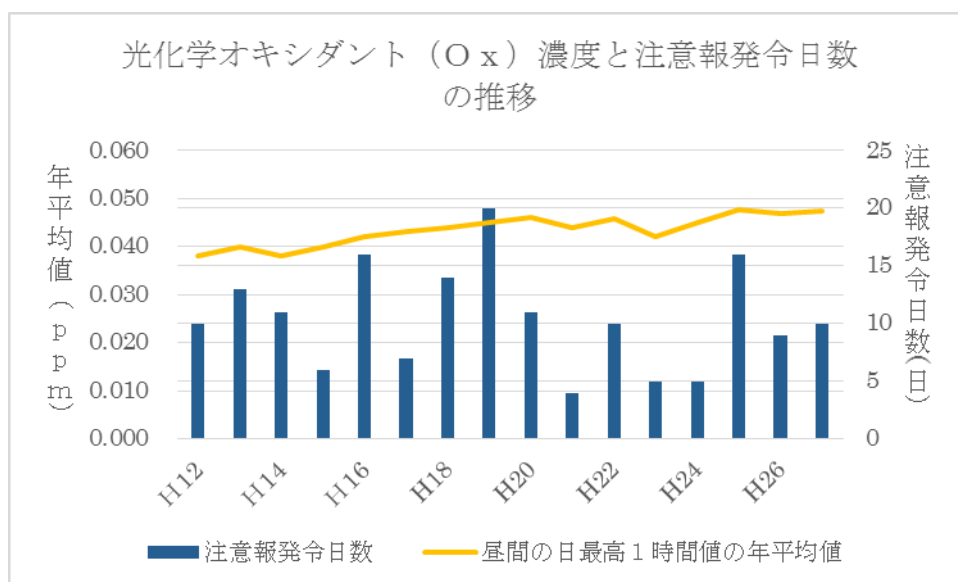
また、PM_{2.5} の発生原因は多岐にわたり広域的に高い濃度となることから、国が精度の高い予報を実施し、注意喚起を行うこと。

【提案理由等】

1 本県の光化学オキシダント濃度は、平成 12 年度以後も微増傾向にあり注意報の発令回数は平成 27 年度 10 回、平成 28 年度 6 回と相変わらず発生している。

平成 27 年 3 月、中央環境審議会微小粒子状物質等専門委員会において、PM_{2.5} の排出抑制策に関する中間取りまとめが行われ、国に対し光化学オキシダント対策と共通する課題である NO_x 及び VOC の排出抑制の検討が求められた。

そこで、この中間取りまとめに基づく検討について、早急に結論を出し、光化学オキシダント濃度の低減につながる実効性のある対策を具体化し実行する必要がある。



2 ガソリンベーパー（燃料蒸発ガス）対策については、平成 29 年 5 月末に環境省の中央環境審議会の答申が示され、給油時の対策はガソリンスタンド側の対策（給油機でガソリンベーパーを吸引する）で対応する方向性が示された。ただし、その内容は、法的規制ではなく、燃料小売業界が自主的に計画を策定して取組を進めるというもので、全国石油商業組合連合会が「揮発性有機化合物（VOC）に関する自主行動計画」を策定し、自主的な取組を進めることになった。

この自主的な取組が着実に進むように、国において事業者の取組を推奨する施策を早期に講ずる必要がある。

3 PM_{2.5}は、健康影響を生じさせるおそれがあるが、現在一般的に使用されている自動測定機の1時間値は精度に課題があるとされていることから、国は、測定機の改良やメーカーへの技術支援を行い、測定精度の向上を図る必要がある。

また、高齢者等感受性の高い者への丁寧な対応をするため、「注意喚起のための暫定的な指針」における指針値を高齢者など対象に応じて細分化するなど充実を図る必要がある。

10 東京湾における貧酸素水塊対策の推進

提出先 水産庁、国土交通省、環境省

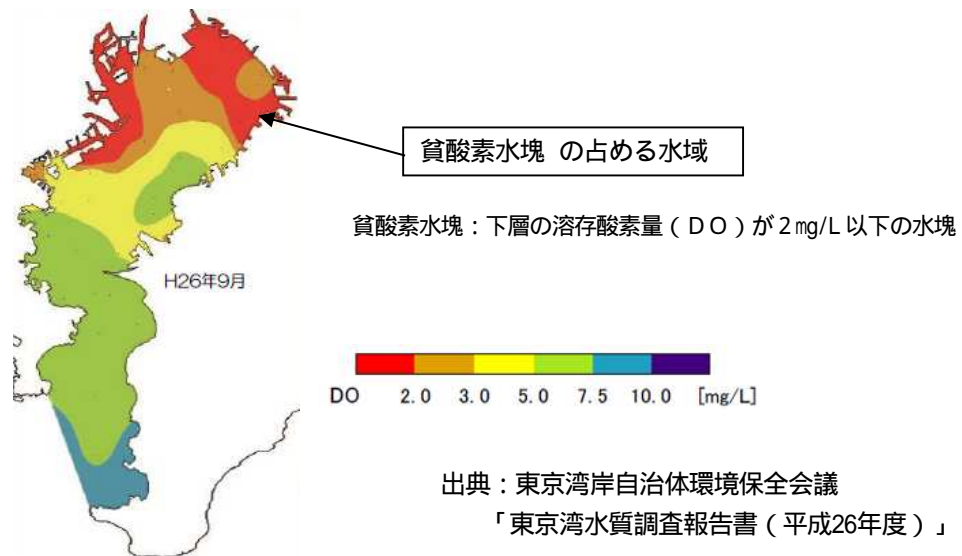
【提案項目】

- 1 貧酸素水塊の解消に向けた取組の強化
東京湾における貧酸素水塊の発生を防止するため、これまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、国として有効な対策を進めること。
- 2 水産資源回復のための浅場造成等による漁場環境の改善
貧酸素水塊の影響等により減少した水産資源を回復するため、稚魚の生育場や産卵場となる浅場を造成するなど、国として漁場環境の改善を図ること。

【提案理由等】

- 1 東京湾では、これまで第1次から第7次にわたる総量削減計画に基づき、富栄養化の原因となる全窒素及び全リン並びに化学的酸素要求量（COD）の汚濁負荷量の削減を進めてきたが、水生生物の生息が困難な貧酸素水塊は相変わらず発生している。
東京湾には、汚濁物質やそれを栄養として取り込んだ生物の死骸などが底泥として蓄積しているほか、底泥の堆積場所として高度経済成長期に埋立て等の用途で海底土砂を大量に採取した深掘り跡が残されているなど、貧酸素水塊が発生しやすい状況となっている。
そこで、国として、これまで底質に大量に蓄積された汚濁物質の除去や深掘り跡の埋め戻しなど、貧酸素水塊の発生を防止するための有効な対策を検討のうえ、計画的に進める必要がある。

東京湾における貧酸素水塊の発生状況（平成26年9月）



- 2 貧酸素水塊の影響により、シャコやマコガレイなど、主要な水産資源が大きく減少しており、東京湾の漁業は危機的な状況にある。減少した水産資源を回復するためには、沿岸の埋め立てや底質環境の悪化により失われた稚魚の生育場や産卵場の創造・再生が不可欠である。

（神奈川県担当課：環境農政局大気水質課、水産課）

【提案項目】

自動車交通環境対策を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 低公害車への更新の促進に向けた事業者への支援等
低公害車への更新が着実に進むよう、引き続き事業者への支援を行うとともに、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」において、サービスの購入に係る品目の判断基準に低公害車の利用を加え、環境物品等の調達における低公害車の利用を強化すること。
- 2 旧式ディーゼル車の使用禁止等
粒子状物質（PM）を大量に排出する旧式ディーゼル車の使用を禁止するとともに、禁止に対応して新車に切り替えるための支援措置を講じること。
- 3 交通量対策の一層の推進
自動車NOx・PM法に基づき平成25年4月に本県が策定した「総量削減計画」に定める東京大師横浜線周辺地域の局地汚染対策として、道路整備等による同地域の交通量・交通流対策を一層推進すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、自動車NOx・PM法に基づき「総量削減計画」を策定し、取組を行っているが、計画の目標を達成するためには、低公害車の普及が進むことが必要である。国では、地域交通のグリーン化に向けた燃料電池バス、ハイブリッドバス・トラックの導入補助等を行っているが、車両の更新が着実に進むよう、引き続き事業者に対する支援を行う必要がある。
また、国の「環境物品等の調達に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）では、現在、低公害車の利用は、人や物品の輸送を伴うサービスの購入についての品目に関する判断基準に盛り込まれていない。この基本方針は、地方公共団体や事業者等が環境物品等を調達する際に参考とするものであることから、低公害車の利用を促進し、車両の更新を促すには、低公害車の利用を、この「判断基準」に加えることが必要である。
- 2 浮遊粒子状物質（SPM）に比べ、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準の達成率は低い状況である。PM_{2.5}は広域に移流するものであるため、その対策として粒子状物質（PM）の排出量が極めて多い旧式ディーゼル車（平成8年以前に初度登録）の使用を禁止し、PMの排出量が少ない新車へ切り替えていくことが必要である。
- 3 「総量削減計画」では、交通量が集中している川崎市内の東京大師横浜線の沿道全域で、国を含めた関係機関が連携して局地汚染対策を推進することとしているが、沿道にある池上新田公園前測定局は、依然として他の測定局よりNO₂濃度が高い状況にある。
当該地域の自動車排出ガスを削減するためには、走行車両の集中化を抑制する必要があるが、その施策として環境ロードプライシング割引が実施されているが、東京湾岸道路の整備事業や当該地域における連続立体交差事業などの推進により、交通流対策を一層進める必要がある。

【提案項目】

平成22年4月の改正土壌汚染対策法施行後、重金属等の化学物質により汚染された土地を発見する機会が増加したことから、適切な汚染土壌の処理や地下水の浄化を促進するため、土地所有者等に対する支援制度の要件緩和や拡充を図ること。

【提案理由等】

有機塩素化合物や重金属等の化学物質に汚染された土壌による人の健康被害を防止するためには、汚染範囲の調査やそれに基づく汚染土壌の処理、地下水の浄化が必要である。土壌汚染対策法では、土壌汚染調査・対策は土地所有者等の義務とされ、土地所有者等が汚染原因者でない場合であっても課されることから、円滑な調査や適切な汚染土壌の処理、地下水の浄化が進まない状況にある。

現在、国の土地所有者等に対する財政的支援制度はあるが、適用要件が厳しく、十分に活用されていないことから、要件の緩和や土地所有者の負担を減らすといった制度の拡充をする必要がある。

13 特定外来生物に指定された鳥獣の防除の推進

提出先 環境省

【提案項目】

アライグマ等の特定外来生物の繁殖と生息域が急激に拡大しており、在来種への影響は深刻になっている。しかし、特定外来生物の防除について、外来生物法に定める国の責務と役割が十分に果たされておらず、実態として地方自治体はその役割を担っている。

このため、国は地方自治体が行う特定外来生物の防除に対して必要な財源措置を確実に行うとともに、特定外来生物の種類ごとに根絶を目的とする効果的な捕獲方法の確立や技術支援を行うこと。

【提案理由等】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」において、地方自治体が行う防除とともに、国が行う防除の実施について規定されているが、国の取組はごく限定されたものにとどまっているため、法に基づく国の責務を踏まえ必要な措置を講じる必要がある。

具体的には、アライグマや台湾リス等の特定外来生物の捕獲や処分、普及啓発などについては、実態として地方自治体の負担により実施しているが、市町村等が実施する特定外来生物の捕獲や処分、県が実施するモニタリングについて、国において必要な財源措置を確実に行うべきである。

また、防除に当たっては、生物多様性への影響の評価方法やモニタリングの手法、効果的な捕獲方法や具体的な被害予防策などについて、国による各種マニュアル整備などの取組を基本として、国、地方自治体、民間団体、住民等多様な主体が協調して実施することが有効であるため、国は、これまで蓄積している特定外来生物の根絶に繋がる技術や先進的な取組の情報提供及び防除に必要な技術支援をさらに行う必要がある。

14 鳥獣被害対策の推進を図るための鳥獣被害防止特措法の拡充

提出先 農林水産省、環境省

【提案項目】

野生鳥獣による農作物被害の深刻化に対応した、地域における被害対策の一層の推進を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金について、次の措置を講じること。

1 侵入防止柵等の設置に係る予算額の確保

鳥獣被害対策として、地域が主体的に、捕獲、被害防護対策、集落環境整備に効果的に取り組めるよう、侵入防止柵等の設置を対象とする整備交付金について十分な予算を確保すること。

2 推進事業の補助対象経費の拡充

捕獲に必要なわなに係る給餌、追い払いに必要な煙火の購入等の経費についても、補助対象経費とすること。

【提案理由等】

1 侵入防止柵等の設置に係る整備交付金について、平成29年度交付金の国からの割当内示額は、要望額に対し減額されている。

鳥獣被害対策は、地域が主体的に、捕獲、侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防護対策、藪の刈り払いや放棄果樹の撤去等の集落環境整備をバランスよく組み合わせて行うことが効果的であるため、整備交付金について十分な予算額を確保することが必要である。

2 現行の制度では、捕獲、被害防護対策及び集落環境整備を組み合わせるために欠かせない煙火等の鳥獣被害対策用物品が補助対象外となっているが、鳥獣被害対策を促進するためにはこうした物品に係る経費も補助対象とすることが必要である。

15 建築物の耐震化の推進

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

建築物の耐震化を着実に推進できるよう、大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する補助制度、地方財政措置の更なる充実を図るとともに、補助制度の時限を延長すること。

【提案理由等】

本県は、複数の巨大地震による甚大な被害が想定されており、県民の安全・安心を支えるためには、建築物の耐震化が喫緊の課題である。

平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行され、不特定多数や避難弱者が利用する大規模建築物、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化に対する取組が強化された。

本県では、こうした建築物の耐震化に取り組んできているところであるが、耐震診断や耐震改修には多額の費用と時間を要することから、建物所有者及び支援を行う地方自治体に多大な負担がかかり、思うように耐震化が進まない状況である。

そこで、こうした建築物の耐震化を更に促進するため、建物所有者及び支援を行う地方自治体の負担を軽減するよう、補助率の引上げや時限の延長など、国の補助制度の更なる充実が必要である。

併せて、地方負担額に係る特別交付税措置の対象建築物の拡大や、特別交付税措置以外の部分について耐震化補助に係る事業費を起債対象とするなど、地方財政措置の充実が必要である。

【提案項目】

ハード・ソフト一体となった治水対策の推進や、河川の適切な維持管理などのため、次の措置を講じること。

1 都市河川の整備推進

- (1) 本県の都市部には、多くの人口と資産が集積しているにもかかわらず、河川の整備水準が低いことから、河道や遊水地などの整備を強力に推進し、浸水被害の防止を図ることが喫緊の課題であるため、十分な予算措置を講じること。
- (2) 遊水地整備や鉄道橋架替えなどの大規模事業を計画的に推進できるよう、新たな補助制度を創設すること。

2 国管理河川の堤防等の整備促進

多摩川、鶴見川、相模川における治水安全度の向上を図るため、国直轄管理区間においては堤防等の整備を更に促進すること。

3 雨量・水位等の観測体制の充実

迅速かつ円滑な避難や、よりの確な水防活動の実施に向けて、本県及び市町村における雨量・水位等の観測体制を充実するため、十分な予算措置と交付対象範囲の拡充を図ること。

4 河川の適切な維持管理の推進

樹林化対策による河道流下断面の確保や、堤防をはじめとする施設の機能維持など、本県及び市町村が河川を適切に維持管理するため、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 (1) 本県では、平成22年3月に都市河川重点整備計画を策定し、都市部の河川の重点的な整備に取り組んでいるが、河道整備はもとより、河道の拡幅が困難な場合が多い都市河川では、遊水地や地下調節池などの整備を一層推進する必要があることから、十分な予算措置が必要である。
また、特定都市河川等において総合的な治水対策を進めるため、流域自治体が行う雨水流出抑制対策等について、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置が必要である。
- (2) 県内は交通網が発達していることから、河道整備に当たっては多くの鉄道橋や道路橋の架け替えが必要であり、遊水地や地下調節池などの整備も含め、これらの大規模事業を計画的に推進できるよう、新たな補助制度の創設が必要である。
- 2 多摩川、鶴見川、相模川のうち、国直轄管理区間は人口及び資産の集積度も高く、ひとたび水害があると甚大な被害が予想されることから、治水安全度を向上させるための整備を更に促進する必要がある。
- 3 本県では、浸水被害を軽減するソフト対策を充実強化するため、雨量・水位観測施設や河川監視カメラの増設に取り組んでいるが、計画的な整備を進めるには、十分な予算措置が必要である。
また、準用河川など市町村管理河川でも、観測体制を充実させるため、交付対象範囲の拡

充が必要である。

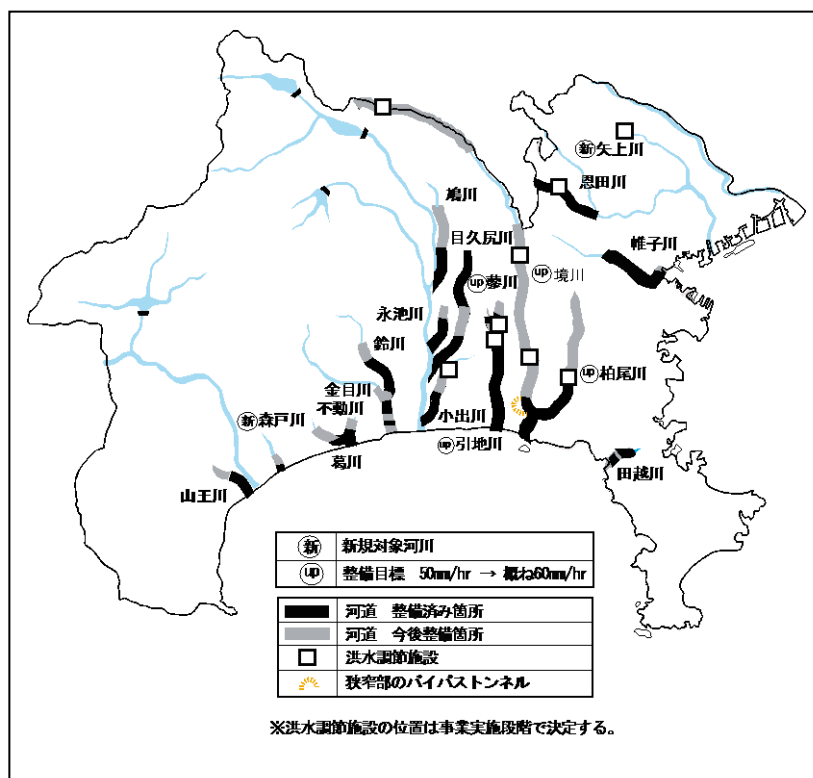
- 4 相模川及び酒匂川では、ダム貯水池内の堆砂の進行、河道内における滯筋の固定化と樹林化、海岸侵食など、土砂移動に関する様々な課題が顕在化していることから、流域全体の土砂管理に関する計画を策定し、関係機関が連携して対策に取り組んでいる。

また、現状の河川が有する治水機能を最大限に発揮させるためには、河床変動の状況に応じて、堆積土砂を適時的確に除去することなどにより、河道流下断面を確保することが不可欠である。

このような総合的な土砂管理や、堆積土砂の除去を推進するために、新たな交付金制度の創設等が必要である。

さらに、河川管理施設（ダム、堤防、堰、水門等）の計画的な維持管理を推進するためには、点検、修繕、更新等、継続的に多額の費用を要することから、交付対象範囲の拡充と十分な予算措置が必要である。

<都市河川重点整備計画（新セーフティリバー）対象河川等>



<近年の出水状況>



平成26年台風18号
柏尾川（横浜市栄区）



平成19年台風9号
相模川（平塚市）国直轄管理区間

（神奈川県担当課：県土整備局河川課）

17 土砂災害防止対策事業の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

土石流、地すべり及びがけ崩れなどの「土砂災害」から県民の生命と財産を守り、暮らしやすい生活環境を創造するため、次の措置を講じること。

1 土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進

土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進に向けて、土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査を確実にできるよう十分な財源措置を講じること。併せて、地方負担を軽減するため、現行の国費率を嵩上げすること。

2 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業のハード対策を推進するため、施設の新設整備に係る予算に加え、既存施設を適切に維持管理するための予算についても、十分な財源措置を講じること。

3 急傾斜地崩壊対策事業の制度拡充

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するため、事業の対象となるがけの高さの基準(10m以上)を緩和するなど、制度拡充を図ること。

【提案理由等】

近年は都市化の進展に伴い流域の土地利用が変化しており、土石流やがけ崩れなどによる災害の危険性が増大している。

1 土砂災害防止法の改正により、早期に基礎調査を完了させることが強く求められていることから、十分な予算措置が必要である。

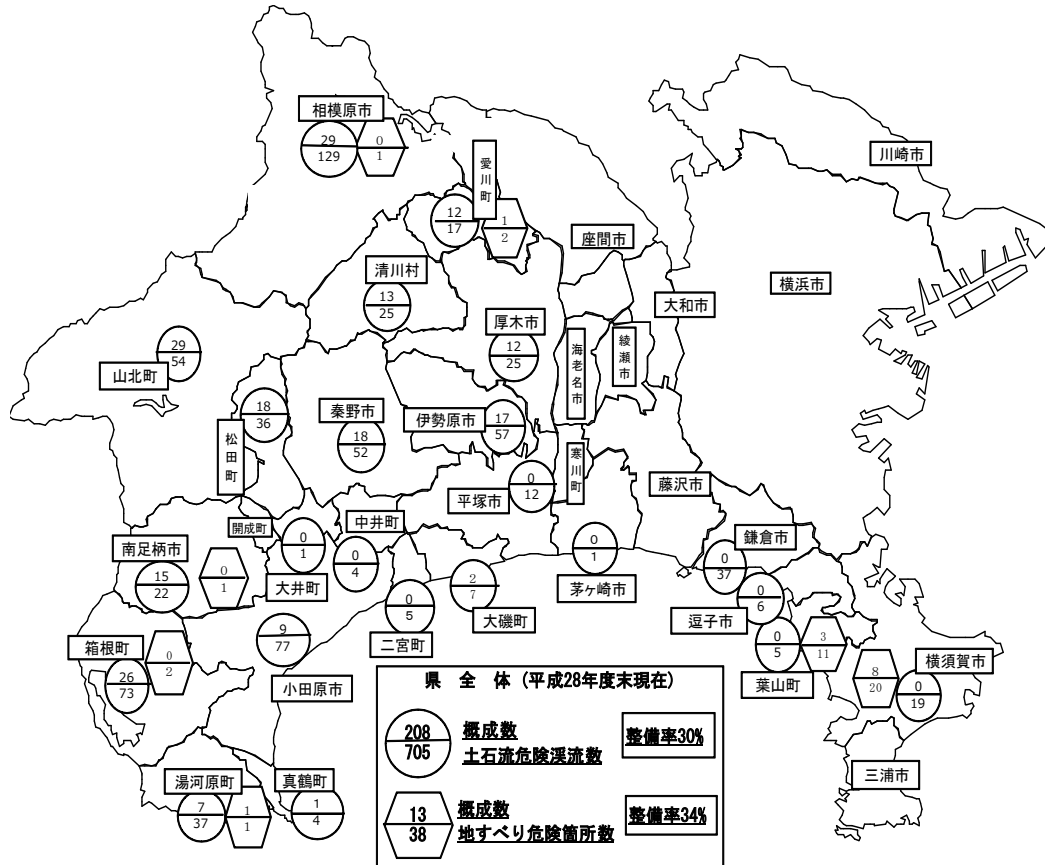
また、都道府県の財政状況も厳しい中、調査完了後も計画的な見直しが必要であることから、国費率を3分の1から2分の1とするなどの嵩上げが必要である。

2 砂防、地すべり及び急傾斜地における施設の整備水準は依然として低く、土砂災害からの安全度を高めるため、ハード対策の積極的な推進が必要である。

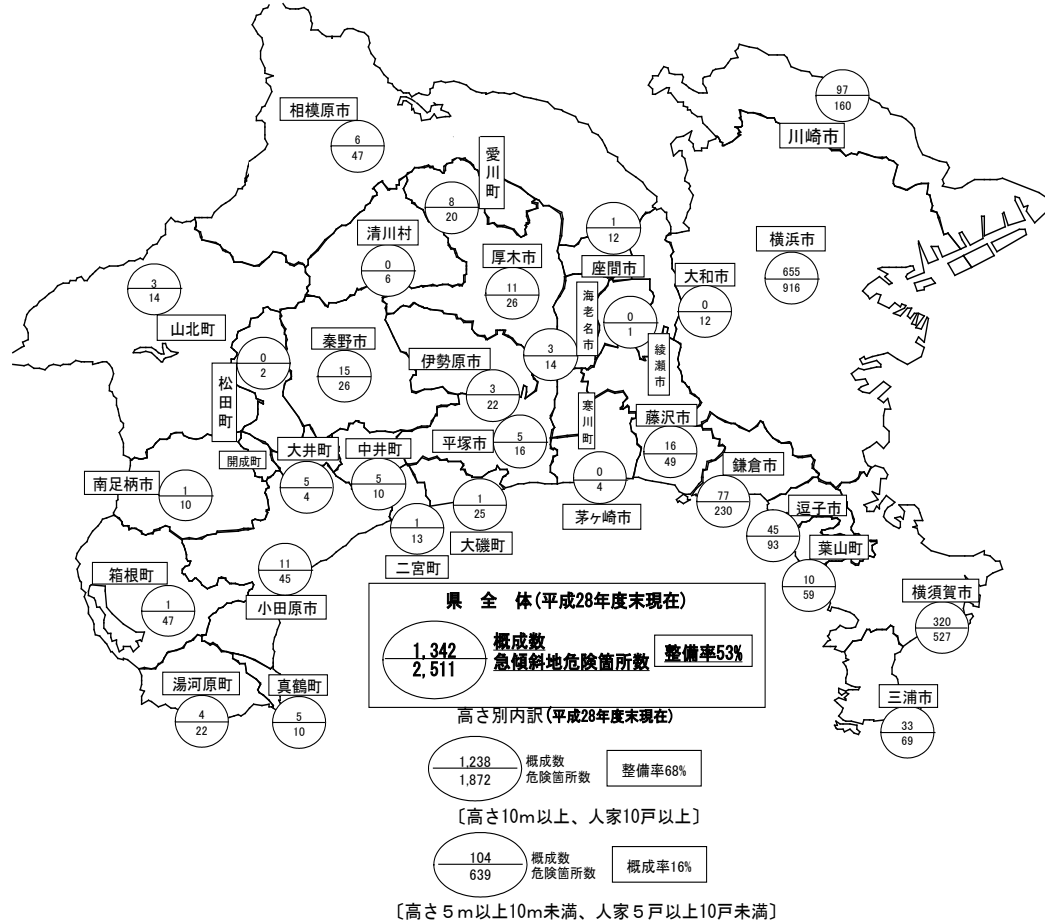
また、整備済施設を良好な状態に保つには、点検、修繕等、継続的に多額の費用が必要であり、計画的に維持管理を進めるためには、施設の長寿命化に係る事業についても十分な予算措置が必要である。

3 急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から県民の生命を保護するための、極めて重要かつ緊急な事業であることから、現在、交付金の対象とならず対応が遅れている高さ10m未満のがけのハード対策を推進するため、制度の拡充が必要である。

土石流危険渓流・地すべり危険箇所の整備率



急傾斜地崩壊危険箇所の整備率



【提案項目】

本県が取り組む相模湾沿岸の津波対策及びなぎさづくりを推進するため、次の措置を講じること。

1 津波対策の推進

津波対策の推進に当たって、都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域など、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な場所においても、津波防御のための施設整備が可能となるよう、新たな技術の研究開発などの支援を行うこと。

2 総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)の推進

山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり(海岸侵食対策)の推進に当たっては、国が先進的に取り組んでいる調査研究、技術開発の成果を提供するなど、本県の取組に支援・協力すること。

3 西湘海岸の保全対策の促進

大規模な海岸侵食が生じた西湘海岸において、高度な技術の導入などにより砂浜の早期回復を目指し、海岸保全対策事業を推進すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、津波対策の推進に当たり、湘南地域を代表とする都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域において、防潮堤の嵩上げによる整備が困難な状況にある。こうした中で、地域の特性、海岸の利用、景観等に配慮しつつ、津波防御のための施設整備を行う必要があることから、新たな技術の研究開発を促進し、その情報提供を行うなど、国の支援が不可欠である。
- 2 本県では、平成23年3月に「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、平成25年3月には「酒匂川総合土砂管理プラン」、平成27年11月には「相模川流砂系総合土砂管理計画」を策定したところであり、これらの計画に沿って「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」に取り組んでいるところであるが、推進に当たっては、国が先進的に取り組んでいる総合的な土砂管理に関する調査研究や技術開発の成果の提供など、国の支援・協力が不可欠である。
- 3 西湘海岸において、国は、平成26年度から直轄事業として、全国初となる岩盤型施設の構造検討を行うなど、高度な技術を導入した施設整備を進めているが、地元からも一刻も早い砂浜の回復が求められているため、事業を促進する必要がある。

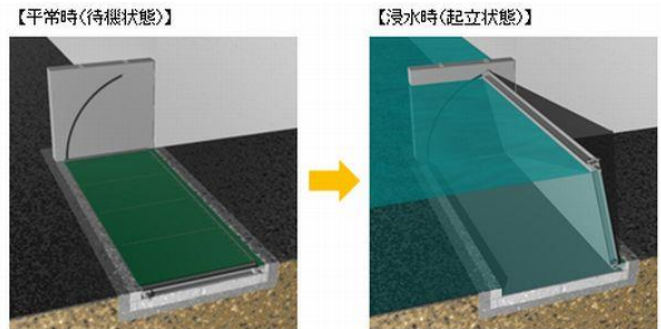
◇ 津波対策の推進

・津波避難タワーの設置（これまでの取り組み）



利用者の多い県立湘南海岸公園において、来園者の避難対策となり、沿岸市町への先導的モデルとして設置された「津波避難タワー」

・新技術事例



常時は高い護岸や防潮堤がなくても、津波発生時には無動力で自動的に壁が立ち上がり、津波を防御する。

（例：国土交通省認定「陸上設置型フラップゲート式防潮堤」）

◇ 山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり



・茅ヶ崎海岸（中海岸地区）



平成19年4月（養浜直後）

養浜材（ダム浚渫土砂など）は海岸線に留まり、海岸線が前進



平成29年5月（養浜後）

養浜した砂により海岸線が前進

◇ 西湘海岸の保全対策の推進

事業箇所：小田原市、二宮町、大磯町

事業内容：海岸保全施設整備

岩盤型施設 6基

沿岸漂流砂礫流失制御施設 約1km

洗掘防護施設 約2km

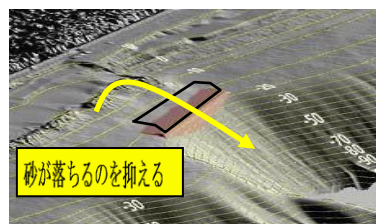
養浜 約36万m³

全体事業費：約181億円

事業期間：H26～H43

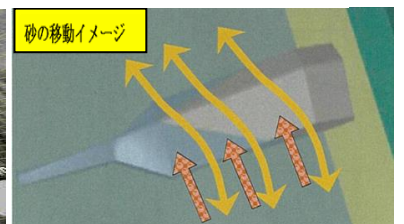
平成29年度事業内容：岩盤型施設関連工事等

沿岸漂流砂礫流失抑制施設イメージ

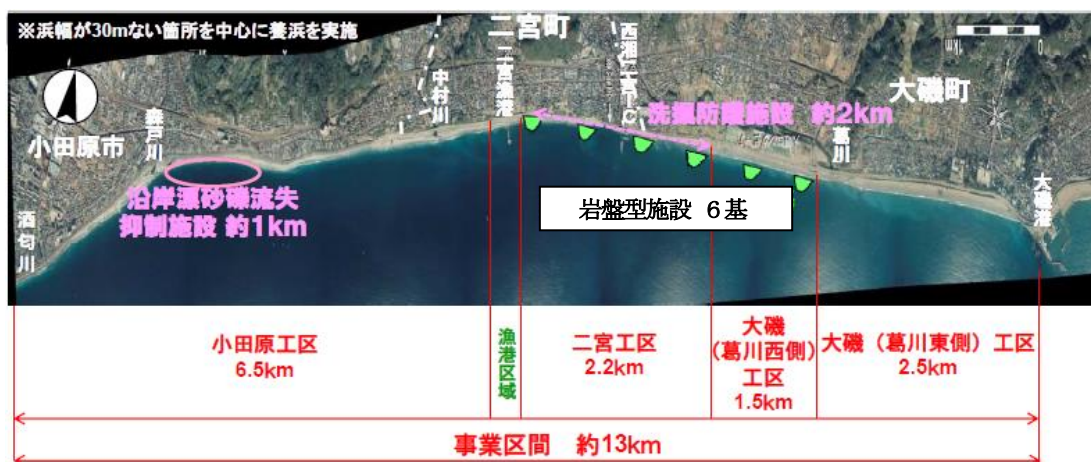


砂が落ちるのを抑える

岩盤型施設イメージ



砂の移動イメージ



（神奈川県担当課：県土整備局砂防海岸課）

19 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

地震災害に備えた都市の安全性を向上させるため、国においては総合的な防災対策の推進を図るとともに、次の措置を講じること。

1 土地区画整理事業、市街地再開発事業の推進

良質な都市空間の形成や都市機能の更新を一層推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業に対する十分な予算措置を講じるとともに、都市再生整備計画事業について、市町村への十分な予算措置を講じること。

2 都市公園の整備の推進

都市公園は、災害時の避難・救援の活動の場として、また延焼防止機能等、多くの効果を発揮することから、地域防災計画に位置付けられる都市公園の整備に対して十分な予算措置を講じること。

3 橋りょう等の安全対策の推進

道路の防災・減災対策を推進し、地震などの大規模災害に対する道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路などにおける橋りょうの耐震補強、土砂崩落対策箇所の整備や無電柱化に係る事業について、本県及び市町村への十分な予算措置を講じること。

4 河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備等の推進

水害やがけ崩れ対策等を推進するため、河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備や耐震性の強化に係る予算措置を講じること。

5 海岸保全施設等の整備の推進

津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設等の整備に対して十分な予算措置を講じること。

6 下水道施設の地震・津波対策の推進

ライフラインの安全性を強化するため、下水道施設の地震・津波対策に対して十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

首都直下地震などの地震から県民の生命・財産を守るためには、都市そのものの安全性を高めることが重要である。そこで、計画的な土地利用と市街地整備を推進するとともに、建築物、土木構造物、ライフライン、防災関連施設などの各施設の防災性を高める必要がある。

(神奈川県担当課：県土整備局総務室)

【提案項目】

鉄道利用者の安全確保と利便性向上を促進するために、次の措置を講じること。

- 1 ホームドアの設置促進及び鉄道施設の老朽化対策等に関する予算措置
駅ホームにおける安全性向上のため、ハード・ソフト両面から鉄道事業者の積極的な取組を促進するとともに、ホームドア設置促進に向け、確実な予算措置を講じること。
また、鉄道施設の老朽化対策・耐震対策について、国庫補助率の引き上げなど、国による支援の拡大を図るとともに、確実な予算措置を講じること。
- 2 交通系ＩＣカードが利用できる環境整備に向けた支援
鉄道の利便性向上のため、交通系ＩＣカードの利用エリア拡大に向けた確実な予算措置を講じること。
また、交通系ＩＣカード利用エリアをまたいだ利用が可能となるよう、国としても積極的な支援を行うこと。

【提案理由等】

- 1 国においては、鉄道事業者とともに「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置し、ハード・ソフト両面から取り組んでいるところであるが、駅ホームにおける安全性の向上のためには、引き続き、こうした検討会を通じて鉄道事業者の積極的な取組を促進する必要がある。

駅ホームの安全対策に最も有効であるホームドアの設置促進のためには、国において技術面やコスト面の課題に対応した新たなホームドアの研究開発や、鉄道事業者が行うホームドア整備事業について、確実な予算措置を講じる必要がある。

また、地方自治体等の財政負担の軽減を図りつつ、鉄道施設の計画的な老朽化対策や耐震対策を推進するため、鉄道事業者に対する補助事業について、国の補助率引上げなどとともに、確実な予算措置を講じる必要がある。

- 2 交通系ＩＣカードの利用エリア拡大などが位置づけられた交通政策基本計画が、平成27年2月に閣議決定されたが、本県内のＪＲ御殿場線は、未だ交通系ＩＣカードが利用できない状況にある。国においては、交通政策基本計画の推進のため、交通系ＩＣカード対応改札機等の設置費用について、確実な予算措置を講じる必要がある。

また、交通系ＩＣカードは、利用エリアをまたいで使うことが出来ないことから、ＴＯＩＣＡエリアにあるＪＲ御殿場線において、首都圏Ｓｕｉｃａエリアとのまたがった利用が出来ず、利用者に不便を強いている状況にある。

今後、利用エリアの拡大に伴い、このような不便箇所が増えると考えられることから、異なる交通系ＩＣカード利用エリアをまたいだ利用が可能となるよう、国としても検討を進めるなど積極的な支援が必要である。

21 防災情報等の伝達手段の充実強化

提出先 総務省、気象庁

【提案項目】

災害の発生時において、災害被害の軽減を図るため、次の措置を講じること。

- 1 旗など視覚を利用した伝達手段の強化
海浜利用者等へ大津波警報、津波警報、注意報の迅速・的確な伝達を図るため、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう、気象業務法の関連規定を整備すること。
- 2 津波警報の携帯電話機への一斉配信の充実
津波警報の携帯電話機への一斉配信について、携帯電話事業者と連携し、伝達内容の充実を図ること。
- 3 気象情報等の住民への伝達手段の強化
竜巻やゲリラ豪雨等の局地的な災害に対応できるよう、気象予報の精度の向上を図るとともに、これらの情報が住民に確実に行き渡るよう、伝達手段を拡充すること。

【提案理由等】

- 1 津波警報の住民等への伝達手段としては、市町村の防災行政無線を利用したサイレンや音声を中心となるが、マリンスポーツをしている人等、海上や海岸にいる人々には、強風やスピーカーからの距離の問題で聞き取り難いため、旗など視覚に訴える伝達手段が求められる。
しかし、気象業務法に基づく規定では、警報を伝達する標識は、サイレン又は鐘音と定められていることから、旗など視覚に訴える標識の利用が可能となるよう関係法令の整備が必要である。
- 2 津波警報の携帯電話機への一斉配信については、既に、携帯電話事業者による第一報の配信が始まっているが、より適切な避難行動を促すため、一斉配信による伝達内容を充実する必要がある。
- 3 近年、竜巻やゲリラ豪雨など、局地的に大きな被害をもたらす災害が多発している。特に、竜巻については、竜巻注意情報を発表して、竜巻への注意喚起を図っているが、被害の軽減を図るため、さらに気象予報の精度を向上させる必要がある。
また、これらの局地的な災害については、住民、特に外出中の人々が、被害を受ける可能性が高いことから、携帯電話機等を活用するなど情報伝達手段の拡充を図る必要がある。

22 防災行政無線のデジタル化に対する財政的な支援

提出先 総務省、消防庁

【提案項目】

国から早期にアナログ方式からデジタル方式へ移行するよう求められている市町村の防災行政無線について、設備更新には多額の費用が必要なことから、市町村の財政負担を軽減するため、財政支援制度の充実を図ること。

【提案理由等】

アナログ方式からデジタル方式へ移行する防災行政無線の設備更新には、現在、緊急防災・減災事業債による財政支援措置が図られており、平成32年度まで継続することとされているが、今後、多数の市町村が設備更新の必要に迫られ、費用負担が各市町村共通の課題となることが想定されるため、補助制度の創設や拡充による直接的な財政支援が必要である。

23 消防の広域化に対する支援の強化等

提出先 消防庁

【提案項目】

市町村消防の広域化をより推進するため、次の措置を講じること。

- 1 推進期間の延長
消防広域化の実現にはなお時間を要するため、広域化の推進期間を延長し、市町村への財政支援を継続すること。
- 2 財政支援の充実・拡大
市町村の消防広域化に係る施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、施設・設備等の維持管理経費の負担を軽減するため、財政支援制度の充実・拡大を図ること。

【提案理由等】

国は、市町村消防の広域化の期限を平成30年4月1日とし、有利な起債を中心とした財政支援を示している。しかしながら、その支援策は、広域化を推進していくために十分なものではなく、消防広域化の実現にはなお時間を要する。

- 1 広域化に当たっては、組織統合を伴うため、消防署所等の再編整備等の長期的な検討・取組が必要である。また、本県では、将来の広域化に向けた取組として消防指令業務の共同運用に取り組んでいる市町村があるが、広域化の実現には、引き続き調整のための時間を要する。そのため、推進期間を延長し、市町村への安定した確実な財政支援を継続する必要がある。
- 2 広域化に伴う施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、更新・維持管理経費の負担が広域化を妨げている。初期投資経費については、現行の起債と交付税措置中心の支援に加え、不交付団体にもインセンティブが働くよう、国庫補助金の特別かつ優先的な配分とともに、基準額及び補助率の引上げや補助対象事業の拡大が必要である。また、広域化後も、自治体間の給与格差を埋めるための人件費や、負担が大きい消防常備化あるいは管轄区域拡大による施設・設備等の更新・維持管理経費及び人件費に対する財政支援措置が必要である。

24 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化

提出先 消防庁、国土交通省

【提案項目】

新東名高速自動車国道及びさがみ縦貫道路等の自動車専用道路における、トンネル災害等の特殊な災害活動及び救急業務に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 救急隊の増隊、新たな消防車両・資機材等の配備及び庁舎整備に関する財政支援を行うこと。
- 2 担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う救急件数の増加を考慮した「自主救急」の実施を検討すること。
- 3 「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」及び特別交付税措置の見直しにより、財政措置の改善を行うこと。

【提案理由等】

平成27年3月に全線開通したさがみ縦貫道路（自動車専用道路）や、平成29年度に県内の供用開始が予定されている新東名高速道路（高速自動車国道）では、トンネルや橋梁が多数あることなどから、消防活動における装備等の充実強化が求められる。

また、高速道路という特殊な環境のもとでの救急出動では、交通渋滞により事故現場への到着が遅れたり、管轄区域外での活動を余儀なくされるなど総活動時間は長時間化し、その間における担当消防本部の救急業務に多大な影響を及ぼしている。

- 1 人命救護に万全を期すためには、救急隊の増隊、トンネル災害に対応した化学消防ポンプ自動車、泡消火剤、消火活動資機材・耐熱服等の配備、それらに対応するための庁舎整備などの消防力の強化を図る必要があるが、厳しい財政事情の中、消防本部には特別な財政負担が生じる。
- 2 道路管理者においても、担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う新たな救急需要を勘案し、実態に即した「自主救急」の充実強化を図る必要がある。
- 3 国及び各高速道路株式会社においては、高速自動車国道における支弁金制度や特別交付税措置を講じているが、トンネル事故等の特殊災害等による消防・救急需要に対応するための財政措置として十分ではなく、また、自動車専用道路については適用されないため、財政措置の改善を行う必要がある。

25 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援

提出先 消防庁

【提案項目】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 消防団の装備の改善に係る財政支援
市町村が行う消防団の装備の改善に対し、十分な財政支援を行うこと。
- 2 消防団協力事業所に対する税財政上の措置等
消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の構築、入札の優遇措置などを実施すること。

【提案理由等】

平成25年12月13日に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」が公布・施行され、国及び地方自治体は、消防団の装備の改善や消防団への加入の促進等の措置を講じることが規定された。

- 1 市町村においては、同法の施行を受け改正された「消防団の装備の基準」により、消防団における安全確保装備・情報通信資機材・活動用資機材などの一層の充実強化を図る必要が生じ、財政負担が増している。国は、普通交付税算定基準の増額措置等を講じたが、資機材の更新、充実強化に当たって、必ずしも十分対応できるものとはなっていないことから、市町村の実情に沿った更なる財政支援が必要である。
- 2 消防団の重要性が増す一方、少子高齢化などにより消防団員数は年々減少傾向にあり、また、消防団員の高齢化やサラリーマン団員の割合が増加している。国は、企業の従業員が消防団活動に参加しやすい環境整備を図り、企業の社会貢献に対する協力の証として、平成18年に「消防団協力事業所表示制度」を創設したが、表示証の交付だけでは、具体的なインセンティブが働かないのが実情である。そのため、消防団の充実強化を図るためには、「事業者インセンティブが働く取組」として、消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の実施、入札の優遇措置など、国の施策として取り組む必要がある。

26 災害救助法の求償制度の見直し

提出先 内閣府

【提案項目】

被災都道府県の負担軽減と被災者支援の充実の観点から、災害救助法に基づき実施する救助内容について、地方自治体が、災害の規模や態様に応じた救助を実施するに当たり、被災者に対する現金による給付を認めるなど、弾力的な運用による給付方法の充実強化を図ること。

【提案理由等】

大規模災害発災時には、被災者に対する救助も多岐に渡り、災害救助法が想定する救助では十分な対応ができなくなることも想定される。

国においては、東日本大震災で一定の制度の弾力的運用が図られているが、今後、大規模災害が発災した際には、より現地の実態に即した救助が行えるよう、地方自治体から被災者に対する現金の給付による救助も認めるなど、弾力的な運用を認めることが必要である。

【提案項目】

今後起こりうる大震災等に備えて地方自治体が行う災害時医療対策等を充実するため、早急に次の措置を講じること。

- 1 非常用自家発電設備の拡充
災害拠点病院以外の医療機関における非常用自家発電設備に対する支援ができるよう、国において財源措置を講じること。
- 2 水道施設耐震化の推進
緊急時の飲料水確保及び水道施設や管路の耐震化促進のための水道施設整備を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 東日本大震災による計画停電では、自家発電設備を持たない医療機関において、人工呼吸器、人工透析及びたんの吸引などの医療機器の電源の確保が課題となった。
このため、本県においては、地域医療再生臨時特例基金を活用して設備整備を進めてきたが、基金が終了した後も、継続して災害拠点病院以外の中小の医療機関に対する非常用自家発電設備の燃料確保、設備の設置・拡充を支援できるよう、国において財源措置を講じる必要がある。
- 2 緊急時の飲料水確保を目的とする、浄水場、配水池の耐震化、緊急遮断弁及び耐震管の整備は、水道事業者にとって緊要な課題となっている。
地震などの災害対策のための耐震化等交付金制度（緊急時給水拠点確保等事業及び水道管路耐震化等推進事業）の採択基準に、資本単価（水道料金の対象となる水量1m³当たりの施設整備費）が国の定める水準以上であること、家庭用水道料金が全国平均以上であることなどが設定されている。県内の多くの水道事業者は、この採択基準を満たさず、自己財源のみによる対応となるため、必要な耐震化が進んでいない。
水道施設及び管路の耐震化を行う全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じるためには、資本単価要件、家庭用水道料金の要件を撤廃するとともに、国庫補助等に係る必要な財源を確保する必要がある。

28 大規模災害時の被災者支援におけるトレーラーハウス等の活用について

提出先 内閣府

【提案項目】

避難生活における被災者の多様なニーズに応えるため、トレーラーハウス等が、避難所や応急仮設住宅として、幅広い活用が可能となるよう、平時の利活用も含めた全国的な仕組みづくりや、災害時の活用のための統一的な指針策定など、国が主導的な役割を担い整備を推進すること。

【提案理由等】

平成 28 年の熊本地震では、地震への恐怖のため屋内を避けたり、プライバシーの確保などを理由に避難所に入らず、いわゆる車中泊やテント泊など、避難所以外で避難生活を送る方が多く、一部の自治体では、こうした避難者の受け皿として、ユニットハウスやバルーンシェルターなどが避難所として活用されたほか、トレーラーハウスが障害者や高齢者等の配慮を要する方の避難所として活用された。

トレーラーハウスやユニットハウス、バルーンシェルターなどの、避難所や応急仮設住宅としての活用については、設置に必要な要件や費用負担などが明確になっていないため、避難施設等として活用する場合の統一的な指針などが必要である。また、災害時に一定量を確保するためには、平時の活用方法や関係団体との調整も含め、国が全国的な観点から、調達の仕組みを整備する必要がある。

なお、平成 28 年 12 月に国から公表された報告書「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について」では、「トレーラーハウス等については、災害時の幅広い活用に加え、民間事業者と連携した平常時における宿泊施設としての利用等、平常時と災害時の双方の利活用を推進できるシステムを関係団体とも協力しつつ、全国的に構築していくことが望ましい。」とされている。

29 被災した住宅の再建支援の充実強化

提出先 内閣府

【提案項目】

被災した住宅の再建支援の充実強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 支援金の拡大
被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるとともに、支援金の額のかさ上げを行うこと。
- 2 共済制度の創設
住宅再建に関する共済制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 建物全壊・火災焼失家屋が約85万棟に及ぶと想定されている首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には、被災者生活再建支援基金では対応できないことが見込まれる。現実には、東日本大震災の対応により基金が枯渇する状況となり、各都道府県で基金への拠出を行った。拠出額のほとんどは特別交付税による措置がなされ、地方の負担は最小限に抑えられているが、今後も大規模災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じるとともに、被災者の生活再建に十分な額とする必要がある。
- 2 自助と公助の間を埋める住宅所有者間の相互扶助制度である住宅再建に関する共済制度については、地方自治体が単独で制度を創設した場合、一度に多額の出費が見込まれ破綻のおそれがあることから、全国規模の制度構築が必要である。

地震による被害の軽減化及び再建に対する対策の柱

自助・・・住宅のローン減税や耐震改修促進税制等を使って自宅の耐震化などを行う。
(平成18年度から制度化)

共助・・・共済制度を創設して住宅所有者相互で住宅の再建を助け合う。

公助・・・被災者生活再建支援法に基づき最高300万円までの支援を行う。
(平成10年度から制度化、平成16年度及び平成19年度に住宅再建につき充実強化)

30 被災地への任期付職員の派遣に対する支援

提出先 復興庁、総務省

【提案項目】

東日本大震災の被災地に任期付職員を派遣するに当たり、次の措置を講じること。

- 1 被災地のニーズの取りまとめや募集を実施する地方自治体への割当てなど、国において、所要の調整を被災地との間で行うこと。
- 2 広報や派遣後のフォローアップ等の必要な事務費等について、国において必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

東日本大震災の被災地では、復興に従事する行政職員が大幅に不足しており、本県でも任期付職員を募集し、被災地に派遣している。

募集を行うに当たっては、被災県と具体的な分野や人数を調整しているが、本県以外にも任期付職員を派遣する地方自治体もあり、分野・人数の重複等、具体的な必要数が把握しにくい状況である。

また、募集を行う各地方自治体が、それぞれ被災地と派遣内容等の調整を行うことにより、被災県の負担も大きくなる。

こうしたことから、国が窓口となり、被災地のニーズを取りまとめ、募集を行う自治体に割り振るなど、所要の調整を行う必要がある。

また、任期付職員の募集に当たっての広報や派遣職員の労務管理に必要な事務費は、派遣を行う地方自治体の持ち出しとなっており、国において必要な財政措置を講じる必要がある。

31 旧日本軍の危険物への適切な対応

提出先 内閣官房、環境省

【提案項目】

旧日本軍の危険物への適切な対応体制を確立するため、次の措置を講じること。

1 対応制度の確立

旧日本軍の危険物（爆雷、不発弾、毒ガス弾等）に起因する事故が発生した場合には、施工者（地権者）のいかんにかかわらず、関係府省が連携し、迅速な対応をとることを制度として確立すること。

2 被災者救済制度の確立

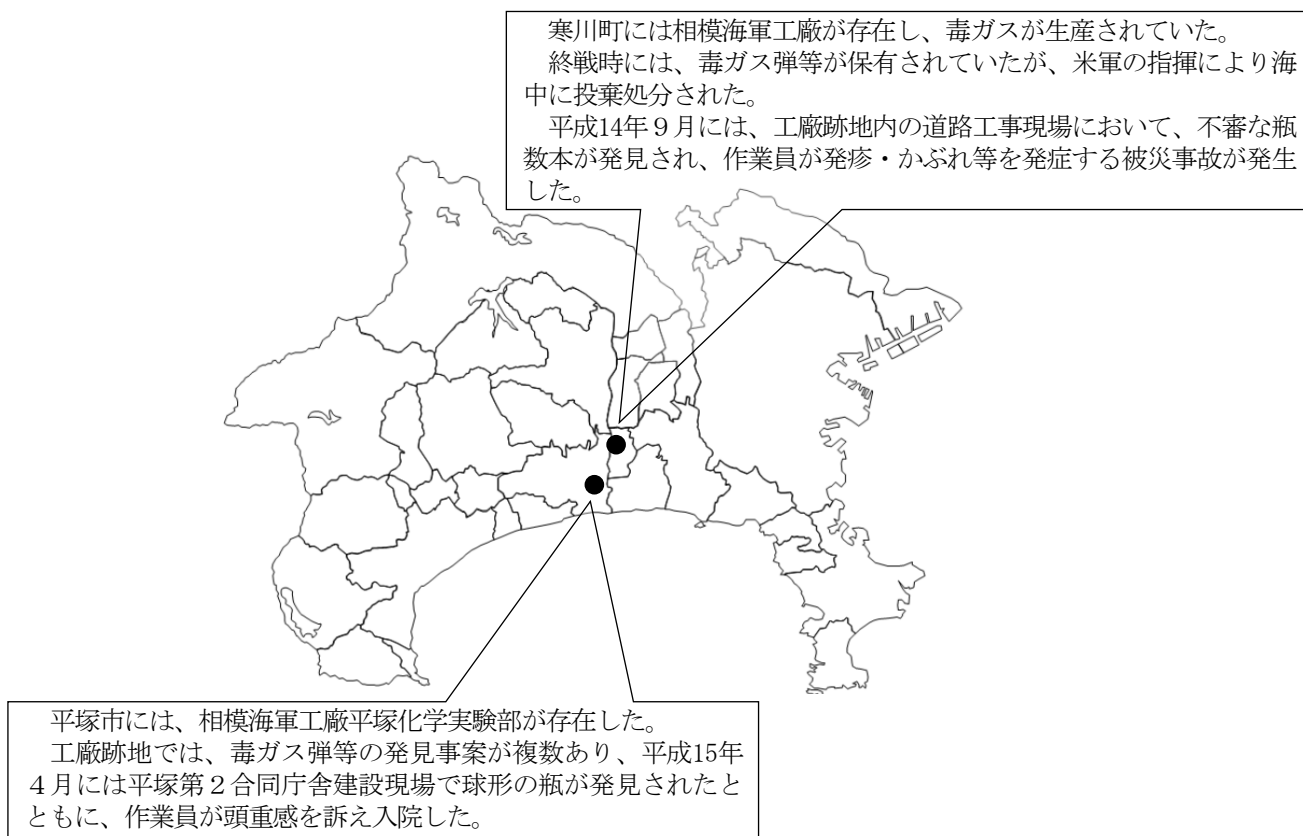
旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を確立すること。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償を行うこと。

【提案理由等】

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきものであり、県民の安全・安心の確保のため、国による総合的な制度の確立が不可欠である。

神奈川県内の事例（「毒ガス弾」に関する主なもの）



(神奈川県担当課：安全防災局危機管理対策課)

32 各種災害に対する映像カメラ及び装備資機材等の整備

提出先 総務省、財務省、警察庁

【提案項目】

大規模災害の発生に備え、災害応急体制の強化のため、次の措置を講じること。

- 1 災害発生時等に現場及び被害状況の迅速な把握を実施し、正確な情報収集及び的確な救助部隊の運用を図るために、映像カメラを整備すること。
- 2 現有装備資機材の充実、整備を図ること。

【提案理由等】

- 1 全国の自然災害(気象、地震、火山)等は、被害規模を問わず年々増加しており、その特徴として広範なものから局地的なものまで、被害想定を越えた突発的災害が発生し、県内外を問わず人命救助等を伴う被災地域への派遣が相次いでいる。

一方、被災地域の被害情報が早期に収集できなくては被災状況に応じた的確な判断をすることが出来ず、現場において人的、物的な装備資機材等を有効に活用した警察部隊の救助活動等に支障が生ずることになるため有事に備えた所要の整備が必要である。

映像カメラの整備は、災害発生時等において瞬時に正確な状況把握が可能となり、派遣する救助部隊等の編成規模や運用、必要とする装備資機材の決定等を迅速かつ的確に判断できる。また、現場における二次災害等の防止措置等の判断にも有効に活用することが可能であり、映像カメラの整備は必要不可欠である。

- 2 現有する装備資機材の種類及び数量は限られており、県機動隊、管区機動隊及び県下各所属への装備資機材の整備状況は、未だ不十分である。突発災害等に備えこれから未整備所属について危機要員に応じた優先的な装備資機材の配備を早期に実施する必要がある。

【提案項目】

事件・事故のない安心して暮らせる地域社会づくりを推進するため、交通指導取締りの強化に関する次の措置を講じること。

1 白バイの増強

東京オリンピック等のビッグイベントの開催に向け、本県を訪れる観光客等に安全と安心を提供するため、機動力等に長けた白バイを増強するための財源措置を講じること。

2 速度違反自動取締装置の新設・更新

速度違反自動取締装置により、重大交通事故の要因の一つである速度違反車両を、安全かつ効果的に検挙し、秩序ある交通流を確保するため、同装置の新設及び老朽化した装置を更新するための財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 本県では、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、横浜市や藤沢市が競技会場に指定されていることから、国内外から多くの観光客が本県を訪れることが予想されるが、多くの観光客が来訪すれば、通行量が増加し、事故の危険性が高まる。また、海外から来た外国人は、日本の交通ルールを熟知していないことが予想されるため、交通トラブルや交通事故が多発することが考えられる。さらに、観光客に対するひったくり、置き引き等の街頭犯罪や競技会場を狙ったテロ事件の発生も懸念されるところであるが、これらの犯罪を未然に防ぐためには、警察官を現場に多く配置し、警戒に当たることが必要であり、県警察の限られた人員の中で、これらの事案に対処することが求められている。

そこで、国内外から訪れる観光客の安全・安心を守るため、広いエリアを機動力でカバーでき、かつ見せる警戒としても大きな力を発揮する白バイを増強配備し、今後、開催される世界的ビッグイベントに対応する必要がある。

- 2 著しい高速度で走行する悪質違反者の検挙や交通事故を抑止するため、パトカーの機動力による交通取締りに加え、速度違反自動取締装置を使用した取締りを実施している。しかしながら、県下の高速道路における過去5年間の交通死亡事故発生件数は、平成28年は減少したものの、平成24年から平成27年まで増加傾向であり、今後、新たに新東名高速道路や横浜環状北西線の供用が開始となり、高速道路の利便性が高まることにより、速度超過を起因とする交通事故の増加が懸念されるところである。また、現在運用中の装置は、老朽化が進み、平成34年の電波法改正により、2台の装置が運用不可となる。

そこで、交通死亡事故等を防ぐためにも、警察官による取締りや警戒活動と合わせて、速度抑制効果に威力を発揮する速度違反自動取締装置を新たに設置し、さらには、将来使用できなくなる装置を順次更新していく必要があることから財源措置を提案するものである。

34 交通事故事件捜査能力の強化

提出先 警察庁

【提案項目】

事件・事故のない安心して暮らせる地域社会づくりを推進するため、交通事故事件捜査能力の強化に関する次の措置を講じること。

- 1 常時録画式交差点カメラを適正整備すること。
- 2 交通事故処理車を適正配備すること。
- 3 3Dレーザースキャナー及びデータ処理システムを整備すること。

【提案理由等】

- 1 交差点での交通事故は、発生時の信号表示問題や有力な目撃者が確保できない場合、客観的な証拠による立証等が強く求められることから、県内の交通事故多発交差点（48 交差点）には交通事故自動記録装置（TAAMS）が設置されている。しかし、TAAMSは車同士の衝突音を集音マイクで感知し、事故前後の数秒間を録画するもので、衝突音が小さい対歩行者事故やひき逃げ事件などの悪質な逃走車両の通過状況は録画されず、さらに、経年劣化と老朽化により不具合や故障によって稼働できない装置が多数存在する現状にある。
交通事故事件捜査は、スピード化と視覚的証拠書類が要求され、被疑車両の車種、逃走方向の確認など迅速な捜査活動が求められることから、証拠収集と悪質危険な違反を伴う交通事故の抑止を目的とする常時録画式交差点カメラを整備する必要がある。
- 2 本県における交通事故は、発生件数、死傷者数とも減少傾向にあるが、高齢化社会の進展に伴う高齢運転者の増加を受け、不測の事故原因や重傷化に至る交通事故の増加が懸念されるため、捜査活動は、より綿密な鑑識活動によって事故概要を明らかにしなければならず、再臨場等で出動する事案が増加している現状である。
交通事故事件現場に臨場する交通事故処理車は、道路利用者に交通事故の発生を認識させ、交通事故防止に対する注意喚起を促し、事故関係者の安全を確保しつつ、規制範囲を最小限に留め、円滑な現場捜査活動を効率よく進めるために必要な車両であるが、現在保有する同車両は、15年以上継続使用しているものもあり、車両のみならず、装備する機器の保証期間終了に伴い、修理不能な部品も存在し、業務に支障が出る恐れがあることから、交通事故処理車を適正配備する必要がある。
- 3 本県における交通事故事件捜査においては、発生現場をステレオカメラで撮影し二次元の平面図を基本に作成しており、立面図を作成する場合は、その図面に対応する撮影を行わなければならない。
昨今では、危険運転致死傷やひき逃げ事件、高齢者事故のような車両の挙動等を立証する事案が増加しており、路面痕跡や防犯カメラ画像を基に車両の空間位置（三次元）を解析することが重要となっていることから、客観的証拠に基づく緻密で科学的な交通事故事件捜査を有効に行うことが可能となる3Dレーザースキャナー及びデータ処理資機材を整備する必要がある。

（神奈川県担当課：警察本部交通捜査課）

【提案項目】

警察用航空機は、上空からの警戒をはじめ災害等の発生時における情報収集及び捜索・救助活動等、その活動範囲は多様であり、ニーズも増加傾向にあることや県外への派遣要請などに的確に対応するため次の措置を講じること。

- 1 警察用航空機を増機すること。
- 2 ヘリコプターテレビを更新すること。
- 3 ヘリコプターテレビ地上受信設備を更新すること。

【提案理由等】

警察用航空機は、平成 23 年 7 月に 4 機体制に縮減され、更に 1 機が減機の対象となり、ヘリコプターテレビ(以下「ヘリテレ」という。)の老朽化も進行し、警察航空体制に支障をきたすおそれがある。このような現状の中、予測が困難な大規模災害における情報収集や救難・救助活動、目前に迫った東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の警戒警備に対応するためには、警察航空体制を充実させ、有事の際における危機管理体制を構築しておく必要がある。

1 警察用航空機を増機

警察用航空機は 4 機体制(中型機 1 機、小型機 3 機)となったが、活動は、通常の警らに加え、災害発生時における情報収集、捜索、救助等に大きな役割を担っている。特に県内においては、山岳遭難、水難が多発しており、その救助活動等に必要不可欠なものである。

一方、警察庁においていずれかの都道府県警の減機が検討されているところで、本県では航空法に規定される航空機の耐空証明更新の法定点検の重複、自隊での点検整備や故障の発生等で救助活動が可能な航空機(以下「救助機」という。)が確保できない状況が生じるおそれがあることから、救助機を増機し、県民の安全・安心を確保することが必要である。

増機に際しては、操縦士及び整備士の資格の限定変更試験や機体取扱いの熟知などから、導入後の運航を円滑に行うために当県保有機と同型機とすることが必要である。

2 ヘリコプターテレビの更新

ヘリテレは、警衛警備・災害発生時等には必須の装備品であり、また各種犯罪捜査等において情報収集や指揮の際にその威力を発揮するため、ヘリテレの更新は必要不可欠である。

現在県費リースで整備されているヘリテレは 13 年目を迎えるものがあり、老朽化し故障時には修理できない可能性もある。しかし、県費での更新整備が困難な状況が続いていることから国費での整備を求めるものである。

3 ヘリコプターテレビ地上受信設備の更新

地上受信設備は、ヘリテレからの映像を受信し、本県内及び国に対して映像を配信する要となるものである。映像の受信・配信ができなければ、リアルタイムに情報収集や指揮を行うことに支障をきたすおそれがある。

現在、平成 22 年に県費により整備されている受信システムは 7 年から 8 年で製造中止となり、故障の際には修理不能となるリスクがある。しかし、県費での更新整備が困難な状況が続いていることから国費での整備を求めるものである。

【提案項目】

治安対策を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、警察活動における人的基盤を整備するなど警察職員を増員して必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

平成28年中における県内の治安情勢をみると、刑法犯認知件数は58,127件、人身交通事故の発生件数については、27,091件と減少傾向にあり、数値上は一定の改善が認められる。

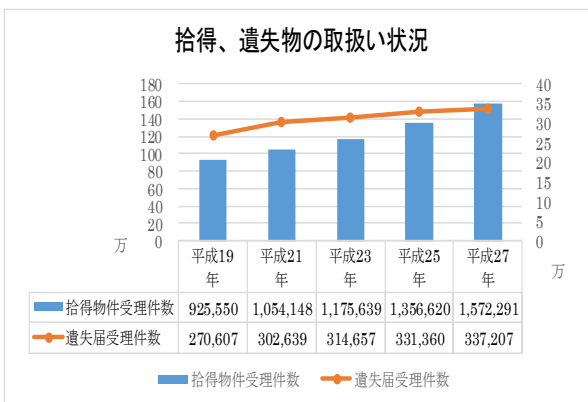
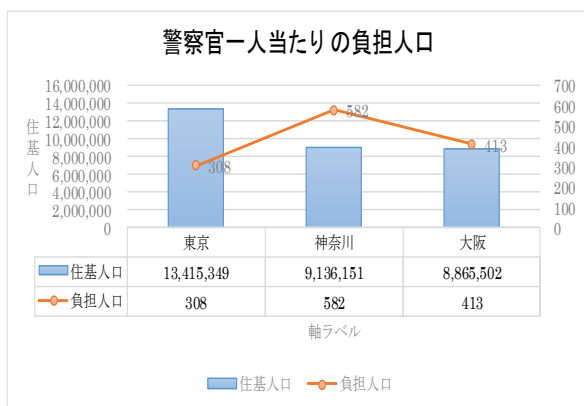
しかしながら、昨年7月、相模原市内に所在する障害者支援施設で発生した殺傷事件では、多くの尊い命が奪われたほか、横浜市内で発生した高齢運転者による交通事故では、通学中の児童が犠牲になるなど、社会的反響の大きな事件が発生し、県民の体感治安に大きな影響を与えている。

さらに、国際テロ情勢の緊迫化が増す中、県内においても、ラグビーワールドカップ2019決勝戦や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が控えており、テロ対策にあっても万全を期さなければならない。

このような中、本県は、東京都に次ぐ全国第2位の人口を有しているものの、警察官一人当たりの負担人口は582人であり、東京都の308人、大阪府の413人と比較して、負担の高い状況にあり、全国有数の大規模県である本県にとって、効果的な治安対策を図るためには、更なる人的基盤を強化する必要がある。

また、拾得物件等の受理件数、道路交通法の改正に伴う行政事務や、DNA型鑑定を始めとする科学捜査の有用性等が増している中、本県にあっては、これら業務を担う一般職員の全警察職員に占める割合は、全国でも低い状態である。

警察活動をより強力に推進し、県民の安全・安心を確保していくためには警察官のみならず、職員全体の増員が必要不可欠である。



(神奈川県担当課：警察本部警務課)

【提案項目】

- 1 犯罪の起きにくい環境づくりに効果的な防犯カメラの設置促進を図るため、防犯カメラを設置する根拠となる指針（ガイドライン等）を整備すること。
- 2 自主防犯活動団体等による設置を促進するため、地方自治体が行う防犯カメラ設置促進事業への国庫補助制度の創設を行うこと。

【提案理由等】

- 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向け、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進し、「世界一安全な日本」創造戦略の目指す「世界一安全な国、日本」の実現を図るためには、今後、防犯カメラの設置をより一層促進させる必要があり、国民の防犯カメラに対する理解を促進するとともに、防犯カメラの適正な設置及び管理が行なわれるよう、国による指針（ガイドライン等）の作成と普及啓発を実施する必要がある。
- 2 本県では、治安の確保に欠かすことができないツールとなっている防犯カメラの設置を促進するため、自主防犯活動団体等が防犯カメラを設置する費用への補助を行っており、県内市町村においても、防犯カメラを直接設置する取組みや、県と同様に自主防犯活動団体への補助を行う例が増加している。
防犯カメラの設置に対する補助は、地方自治体の厳しい財政状況のなかでまかなわれており、これ以上の事業の拡大は困難な状況となっていることなどから、地方自治体の防犯カメラ設置促進事業を対象とした補助制度の創設が必要である。

【提案項目】

初動捜査の高度化、犯罪追跡可能性の拡充を図るため、自動車ナンバー自動読取装置を増設すること。

【提案理由等】

本県は首都圏道路網の南側に位置し、国道や市町村道、高速道路が隣接都県を結ぶように整備されており、これらの道路網が県民の生活基盤を支えている。

一方、重要犯罪や組織的犯罪等の犯罪者は、この首都圏の道路網を利用して、自動車で短時間に高速で移動して、広域に犯罪を敢行している。

自動車ナンバー自動読取装置は、通過する自動車ナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する装置で、最新技術を用いた捜査の一手法として、従前の捜査方法では被疑者の検挙に至らない自動車盗や自動車利用犯罪の被疑者の検挙に寄与しており、第一線の警察活動を支援するシステムの中核をなしている。

また、最近の国際テロ情勢をみると、殺人、爆弾テロ未遂等のテロ容疑の罪で国際手配されていたアル・カイダ関係者が我が国に不法入国を繰り返していた事実が判明していることや「ISIL」(アイシルいわゆる「イスラム国」)が「日本人を標的としたテロの敢行」を示唆するなど、我が国におけるテロも否定できない。特に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、テロを敢行する者等には絶好のターゲットになるおそれがあり、読売新聞社のスポーツに関する全国世論調査(平成28年2月22日 読売新聞掲載)においても、東京オリンピックに向け、国と関係団体が今後、力を入れるべきことで、「テロ対策の強化」が年代別・男女別の全てでトップ(全体では複数回答で54%)を占めている。海外におけるテロは車両が多く利用されており、テロの未然防止、発生時の被疑者検挙、被害拡大防止等には、いかに早く容疑、犯行車両を発見・捕捉するかが極めて重要となってくる。そこで、開催地である東京都の南側に広範囲で隣接する当県警の担う役割は非常に大きいところである。

しかし、当県の自動車ナンバー自動読取装置の整備状況は、首都圏の他の都県と比較すると遅れており、国において整備することとなっている高速道路、県境主要道路、国際海空港周辺道路についても、未だ十分に整備されていないことから、国において、自動車ナンバー自動読取装置を、早急に増設する必要がある。

39 違法薬物に対する現場対応能力の向上（不正薬物探知装置の導入）

提出先 厚生労働省、警察庁

【提案項目】

急増する違法薬物（危険ドラッグなどの指定薬物含む）密輸事犯に対応する資機材がなく、捜査力を圧迫している状況であることから、現場対応能力及び捜査力を向上させるため、現場対応機材である不正薬物探知装置の導入措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 本県は、貨物取扱数の多い横浜港に加えて、平成25年に全国の外国郵便の9割を集約する郵便局が開局したこともあり、国外からの貨物取扱いが増加しているが、これに伴い指定薬物を含めた密輸事犯の検挙人員が急増しており、平成28年には58人（過去10年平均比で308%増）が検挙された。また、違法薬物押収量も覚醒剤押収量が末端密売価格換算で135.3億円相当に上っている。

大量押収が続けば乱用者への供給量が減って通常は末端密売価格が上昇するはずであるが、密売価格は上昇しておらず、既に相当数の違法薬物が県内に入り込んでおり、薬物乱用者に安定的に供給されている厳しい現状が浮かび上がる。

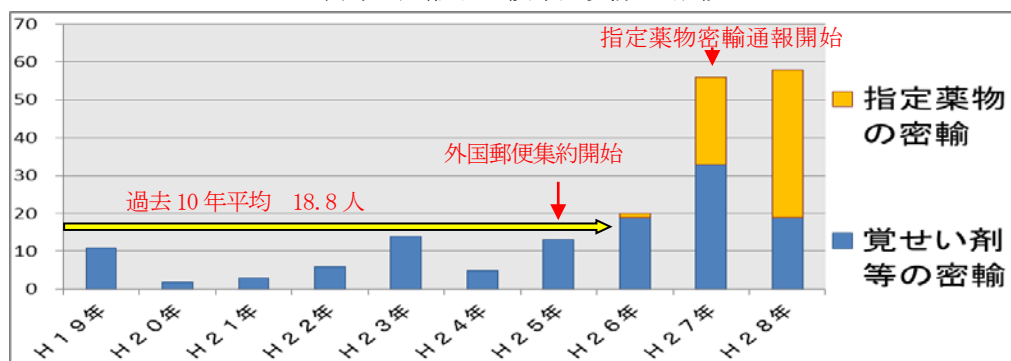
また、密輸、密売事犯は、組織末端の荷受人や密売人だけではなく、組織上位者を検挙しなければ根絶に至らないが、密輸事犯に対する現場対応機材を持たない本県は、効果的な捜査体制の構築ができず、組織上位者まで捜査を波及させることが困難である。

不正薬物探知装置は、非破壊かつ法的侵害が少ない検査方法を用いる機材であり、ごく微細な違法薬物の痕跡を瞬時に探知し、その結果を各種令状の請求や公判資料として活用できる。

これにより、密輸、密売組織の上位者は、組織末端に指示を与えるだけで自らは違法薬物に触れないことから捜査を波及させることが困難だったが、僅かな痕跡も証拠化できる同機材を活用すれば、居室や被服などに残された痕跡を証拠化し、組織上位者まで捜査を波及させることができる。

また、これまでは密輸物配送までの短期間に複雑多岐にわたる関係者、関係場所を並行して捜査せざるを得なかったが、資機材が導入されれば薬物反応が出ている場所を捜査重点として整理することで捜査優先度を判定することができ、捜査の効率化を図ることも可能になる。

過去10年間の密輸事犯検挙人員数の推移



(神奈川県担当課：警察本部薬物銃器対策課)

【提案項目】

地方消費者行政の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 「地方消費者行政推進交付金（以下「交付金」という。）」を活用し、地方消費者行政の充実強化に向け取り組んでいるところであるが、これまでの取組をより確実に消費者に根付かせ、推進していくために、交付金を安定的に継続、確保するとともに、事業の開始期限及び活用期間年限を延長し、引き続き有効に活用できるようにすること。
- 2 「地方消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）」については、平成30年度中に清算することとされているが、地方消費者行政の着実な進展のため、基金残額を引き続き活用できるようにするとともに、その活用範囲を拡大すること。
- 3 交付金及び基金の措置状況について、都道府県へ早期に情報提供を行うとともに、市町村の負担を軽減し、適正な執行を確保するため、交付金精算事務を改善すること。

【提案理由等】

基金（平成 21～26 年度）及び交付金（平成 26 年度補正予算～）により、地方消費者行政は着実に進展しつつあるが、未だその途上にあることから、更なる充実強化に向けた措置を講じる必要がある。

- 1 交付金は平成 29 年度までに実施した事業のみが対象とされている。しかし、現在の県及び市町村の財政状況、高齢化の加速に伴う高齢者の相談件数の増加、消費者被害の多様化・複雑化といった社会状況を踏まえ、これまでの取組をより確実に消費者に根付かせ、さらに推進していくためには、平成 30 年度以降も地方自治体が消費者行政を安定的、積極的に実施できるよう、地方消費者行政の充実強化に必要な財源が継続的に確保されること、事業の開始期限及び活用期間年限の延長等制度の改善が必要である。
- 2 基金は平成 29 年度末で終了し、清算することとされている。しかし、基金の活用範囲が限定されたために、残金が生じている。地方消費者行政の着実な進展のためには、基金残額を有効に活用できるよう、活用期間の延長及び活用範囲の拡大が図られる必要がある。
- 3 交付金及び基金の措置状況については、現況では国の予算案の閣議決定後まで交付額等の通知がなく、県及び市町村予算への適切な反映が困難な状況である。「地方消費者行政の推進」の主旨に則り、交付金及び基金を有効に活用していくためには、概算要求段階から都道府県への早期の情報提供が必要である。

また、現行の交付金精算スケジュールでは3月 31 日が実績報告提出期限とされているが、県・市町村ともに同日まで事業実施の確認を行わないと金額が確定できない。このため極めて短期間に市町村補助金額及び県の対象額を確定させる必要があり、事務負担が大きく、適正な執行や年度末の事業実施の支障となっていることから、交付金精算事務の改善が必要である。

41 中小企業の円滑な事業承継に向けた金融支援

提出先 中小企業庁

【提案項目】

中小企業の円滑な事業承継を実現するために、「創業関連保証」及び「創業等関連保証」の保証対象者に、事業承継による創業者を追加するよう、関係法令を改正すること。

【提案理由等】

本県では、平成28年12月から神奈川県事業引継ぎ支援センター内に「神奈川県後継者バンク」を開設し、「自ら認めた人に事業を委ねたいが、適切な後継者が見つからない」といった悩みを持つ事業者と、「新たに経営にチャレンジしたい」と希望する創業希望者とのマッチングを支援している。

創業希望者が、「神奈川県後継者バンク」を通じて事業引継ぎを実現した場合、開業資金の調達にあたって、信用保証料率等が優遇されている「創業関連保証」及び「創業等関連保証」を活用した融資を希望することが想定される。

しかし、「創業関連保証」及び「創業等関連保証」の保証対象者は、開業前の個人等や、開業後5年未満の創業者となっているものの、上記のような事業承継による創業者は保証の対象外となっている。

そこで、中小企業の円滑な事業承継を実現するために、「創業関連保証」及び「創業等関連保証」の保証対象者に、事業承継による創業者を追加するよう、関係法令の改正が必要である。

42 小規模事業者持続化補助金の継続実施

提出先 中小企業庁

【提案項目】

小規模企業の持続的発展の支援のため、小規模事業者持続化補助金の制度の継続を図ること。

【提案理由等】

本県の経済が発展していくためには、事業所の約 99%を占める中小企業・小規模企業の事業活動の活発化が不可欠である。

小規模事業者持続化補助金は、販路開拓等に取り組む小規模企業にとって、補助限度額が小額であるものの補助対象事業が広く、申請しやすい補助金であることから、小規模企業者から非常に高いニーズがある補助制度である。

また、小規模企業と商工会・商工会議所が一体となって経営計画を作成して経営改善への取組を進められることから、これまで経営計画を作成する機会の少なかった小規模企業の経営改善に有効であると商工会・商工会議所からも高く評価されている。

本県では平成 28 年度から、商工会・商工会議所と連携して、小規模企業が国や県の支援施策の活用を推進するための新たな事業を実施し、小規模事業者持続化補助金の活用による小規模企業への支援の強化、販路開拓の促進を行っている。

こうしたことから、小規模企業への支援の継続には、小規模事業者持続化補助金の継続が必要である。

神奈川県の小規模事業者持続化補助金の申請・採択状況（平成 28 年度補正分）

申請数	採択数	採択率
917件	460件	50.2%

(神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課)

43 経営発達支援計画に基づく商工会・商工会議所事業への補助制度拡充

提出先 中小企業庁

【提案項目】

認定を受けた経営発達支援計画に基づき商工会・商工会議所が実施する、小規模企業の経営状況の分析や事業計画策定・実施等、伴走型の支援を推進する目的で国が実施している「伴走型小規模事業者支援推進事業」を継続・拡充すること。

【提案理由等】

国は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模支援法）」を改正し、商工会及び商工会議所が総力を挙げて小規模企業を応援していくための経営発達支援事業を新たに規定し、商工会・商工会議所が認定を受けた経営発達支援計画に基づき実施する、小規模事業者支援に要する経費に対する補助制度を実施している。

県内では第4回認定で6商工会、5商工会議所が認定され、これまでに認定されている2商工会、9商工会議所を加えて、8商工会、14商工会議所が認定されている。認定されていない県内商工会も認定を目指していることから、今後本補助制度を利用する商工会・商工会議所が増加することが想定される。

経営発達支援計画に基づく小規模企業の事業計画策定や実施の支援のためには、現在の補助対象であるセミナー、相談会等の事業のみならず、小規模企業に寄り添った支援をするための人員の確保のための経費も補助対象とすることが必要である。

このため、計画の認定を受けた商工会・商工会議所が計画に基づいた小規模企業支援を確実に実施するために、「伴走型小規模事業者支援推進事業」の継続及び予算の増額、補助対象経費の拡大を提案する。

神奈川県経営発達支援計画申請・認定状況（平成29年3月17日現在）

区分	申請	認定
商工会	17	8
商工会議所	14	14
合計	31	22

（神奈川県担当課：産業労働局中小企業支援課）

44 地域未来投資促進法（旧企業立地促進法）の弾力的な運用

提出先 経済産業省

【提案項目】

地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域未来投資促進法（旧企業立地促進法）の弾力的な運用を図ること。

【提案理由等】

旧企業立地促進法に基づく施行規則様式及び実施要領では、事業者の事業計画期間は都道府県と市町村が共同して作成する地域産業活性化基本計画の終期を超えることはできないとされていた。

そのため、すでに認定した事業者の事業計画期間中は、実質上、基本計画の見直しができず、都道府県と市町村の企業誘致施策の見直しに伴う機動的な基本計画の改正を阻害することとなっていた。

そこで、地域未来投資促進法で新たに策定することとなる基本計画では、事業者の事業計画期間に関わらず見直しを可能とすることが必要である。

【提案項目】

農畜産業における生産振興のための企画・立案等において、全国統一基準での調査データが必要であることから、農林業センサスの調査項目及び集計方法の拡充を図ること。

【提案理由等】

現在、農林業センサスにおいて収集されているデータには、品目ごとの生産出荷量及び販売額等の調査項目がない。地域の農林業の基礎データは、農業振興施策等の検討や気象災害調査などに必要不可欠なものであるため、農林業センサスの調査項目に、品目別の生産出荷量及び販売額、園芸施設（ガラス、ビニールの別）等を加えるとともに、全国統一基準で市町村別の集計を行うなどの拡充が必要である。

○全国統一基準での市町村別等データが必要な調査、事業等

① 生産振興の企画・立案

農畜産業における生産振興のための事業等企画・立案実施時に使用するデータは、都道府県や市町村が独自に把握しているデータに限られている。

② 作物・家畜の災害調査

広域にわたる地震、異常気象、火山等の災害発生時には、都道府県ごとに被害金額を公表している。この算定根拠となる生産出荷量などは都道府県や市町村が独自に把握しているデータによるものに限られている。

【提案項目】

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)について、都市畜産の振興に資するため、次の措置を講じること。

- 1 継続的な事業として平成30年度以降も予算措置すること。
- 2 後年度事業の担保ができる制度設計を行うこと。
- 3 環境対策など非収益部門の成果目標の見直しを行うこと。

【提案理由等】

畜産クラスター事業（施設整備事業）は、生産基盤の強化に貢献する事業で、地域からの期待も大きく、本県としても畜産クラスター計画の作成支援・認定等を通じ、本事業の積極的な推進を図っている。

畜産クラスター計画は、地域の様々な取組を連携・実行することで、地域の活性化を図るものであるが、その実現には、計画の中核である施設整備事業の実施が大きく影響する。

特に、基金事業以外は単年度事業であることから、後年度の実施事業への支援の担保が無く、畜産クラスター計画全体の円滑な推進を妨げている。このため、継続的な事業として平成30年度以降も予算措置するとともに、後年度事業の担保ができる制度設計を行うことが必要である。

加えて本県では、持続的な経営を実現するためには、地域環境の調和を図っていくことが不可欠であり、そのためには畜産環境対策施設の整備を推進していくことが重要である。しかし、本事業では、非収益部門の環境対策施設にも収益性にかかる成果目標が求められており、事業の推進を困難にしていることから、環境対策など非収益部門の成果目標の見直しが必要である。

【提案項目】

農業者の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。

1 経営所得安定等の見直し

経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金については、要件となっている行政による生産数量目標の配分が平成30年度から廃止され、団体の自主的な取組となるため、生産数量目標の配分を要件としない形で同交付金の制度運用を継続すること。

2 収入保険制度について

平成31年度から導入される収入保険制度について、現行の野菜価格安定事業と選択加入になると説明されているが、既存産地と個別の農業者のいずれもが不利益を被らずに有効に活用できる制度設計とすること。

【提案理由等】

農業者の経営安定化を図るため、農業者及び産地が有効に活用できる柔軟な制度とする必要がある。

- 1 経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金は、現在、生産数量目標の範囲内で作付を行うことが交付要件となっているが、行政による生産数量目標の配分は平成30年度から廃止され、団体の自主的な取組となるため、事業要件から除外する必要がある。
- 2 野菜価格安定事業は一定規模以上の産地を支援対象としているが、収入保険制度を選択した農業者が離脱することで、面積要件を満たせなくなる可能性がある。そのため、収入保険制度に加入した場合でも、価格安定事業の産地面積にカウントできるようにするなど、柔軟な制度運用が必要である。

【提案項目】

産地パワーアップ事業による地域農業の活性化を促進するため、次の措置を講じること。

1 産地パワーアップ事業の継続的な実施

本事業は、平成27年度及び平成28年度の補正予算により基金が造成され、都道府県の活用可能枠が示されている。産地の活性化を進めるためには、こうした事業が継続して実施される必要があることから今後も予算確保を行うこと。

2 運用の改善

地域協議会が作成する産地パワーアップ計画の策定等、本事業を進めるための地域の合意形成を円滑にすすめる観点から、目標値の設定及び達成状況の把握に係る非受益者の経営状況については、地域の指標等による推計や目標設定時のみの把握とするなど、柔軟な運用を認めること。

【提案理由等】

産地パワーアップ事業による産地の活性化を進めるため、事業を継続するとともに活用しやすい要件とする必要がある。

1 地域からの要望に継続して対応するため、長期的に基金を維持し、一定規模の都道府県枠が確保される必要がある。

2 当該事業の成果目標は産地の農産物販売額の10%以上の向上等であるが、目標の設定及び達成状況は、整備等を行う受益者だけでなく、一定の地域内（産地）の合計で判断することとされている。そのためには、当該産地に含まれる非受益者の経営内容も継続的に把握する必要があり、合意形成の障害となっていることから、事業の運用の改善を求める。

49 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤回

提出先 水産庁

【提案項目】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、日本の水産物に対する諸外国の輸入規制について、関係国に次の措置を求めること。

- 1 安全基準を満たしているにもかかわらず、全面的な輸入禁止を行っている国において、それを撤廃すること。
- 2 全面的な輸入禁止を行っていない国においても、実質的に過剰な規制となっている検査方法の指定を行っている国において、検査時の検出限界値を著しく低く設定することを撤回し、基準を満たしているにもかかわらず追加の検査を求めることを撤廃すること。

【提案理由等】

中国、韓国及びロシアは、それぞれの国が定めた安全基準を満たしているにもかかわらず、いまだに一部都県からの水産物の輸入を全面禁止している。また、他にも多くの国が放射能検査証明書の添付を義務付けるなど、十分な科学的な根拠に基づかない過剰な輸入規制が行われており、水産物の輸出に要する検査期間の長期化や、経費の増加などにより、事実上輸出ができない状況にある。

本県で漁獲されるイシダイ等を輸出していた一部の国からは、原発事故以降、輸出に際し、例えば、次のような過剰な規制を受けている。

- ・ 検査に当たって検出限界値を 0.7Bq/kg 以下の高い精度で行うことを要求される（日本は厚生労働省通知に基づき、基準値の 1/5 以下となる 20Bq/kg 以下を検出限界値としている）。
- ・ 放射性セシウムが微量でも検出された場合、検査に時間と費用がかかるストロンチウムやプルトニウムの検査を要求される。

このため、国においては、こうした外国の過剰な規制を撤回するよう、引き続き強く働きかけていく必要がある。

なお、本県においては、漁獲される水産物の放射性物質の検査を計画的に実施し、その結果を公表することにより県民に本県産水産物を安心して利用してもらうよう努めている。

【提案項目】

木造公共施設等整備や木材加工流通施設等整備に係る事業について、次の措置をとること。

- 1 補助事業の継続と予算の確保
木造公共施設や木材加工流通施設への支援は、県産木材の消費や普及啓発に欠かさないことから、今後も事業の継続と必要な予算枠を確保すること。
- 2 要件の緩和と補助事業費の算出方法の見直し
県産木材の普及啓発をより効果的に進めるため、都市部における木造公共施設整備への補助条件の緩和や、補助事業費の算出方法の見直しを行うこと。

【提案理由等】

本県では、公共建築物等木材利用促進法の制定や国産材自給率の向上を目指した国の方針を受け、木材の使用量が多く、かつ、PR効果が高い公共建築物等における県産木材の利用促進に取り組んでいる。

現在、その一環として、国の補助事業を活用し、木造公共施設や県産材流通の核となる木材加工流通施設等の整備に対する支援を行っているが、今後も県産木材の普及啓発を図るため、平成30年度以降の事業の継続及び十分な予算枠の確保が必要である。

また、木造公共施設整備事業については、制度の見直しによる交付率の急激な減少や、補助の面積要件が高まったことにより、都市部での採択が困難になった。加えて、補助対象事業費の算出方法の複雑化により、事業の実現自体が非常に難しい状況となっている。

木造公共施設整備事業の目的は、多くの人に見てもらうことで木材に対する普及啓発を進め、木材利用量を増やすことであり、それには木材の大消費地である大都市において施設整備が進むことが有効である。

そのため、都市部においては、規模にかかわらず公共建築物等への支援が可能となるよう、要件を緩和するとともに、補助事業費の算出方法の見直しが必要である。

51 林地台帳整備に係る情報共有の円滑化について

提出先 林野庁

【提案項目】

林地台帳に付帯する地図の作成に当たり、課税台帳整備のための地番現況図を参考資料として活用することについて、地方税法上の守秘義務違反に当たらないよう、関係省庁と調整を図るとともに、明確に市町村に示すこと。

【提案理由等】

平成28年5月の森林法改正により、森林の土地の所有者氏名や地番等を記載した林地台帳を、平成30年度末までに全ての市町村で整備することとされた。その際、台帳に付帯するものとして、森林の地番を記載した地図を備えることとなったが、法務局の公図は現況と異なるものが多いことや、全国的に林地部での地籍調査が進捗していない状況にあることから、当該地図作成の参考とする資料としては、市町村が持つ課税台帳整備のための地番現況図などを活用することが有効と思われる。

しかし、市町村によっては、地番現況図の利用が地方税法上の守秘義務違反に該当するとの懸念を抱いており、市町村内での利用であっても提供が認められないなど、台帳の整備に支障をきたす恐れがある。

森林所有者の明確化を着実に進め、法の目指す森林管理を実現していくためには、林地台帳事務における地番現況図の利用が守秘義務違反には当たらないよう、関係省庁と調整を図り、明確に市町村に示していく必要がある。

【提案項目】

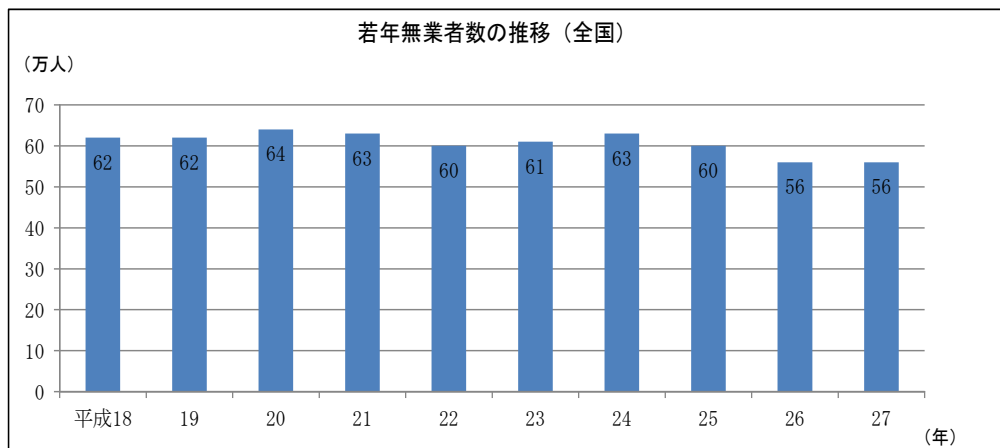
地域若者サポートステーション事業の実施における、「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラム等について、全国の地域若者サポートステーションで必要な支援に取り組めるよう、国が所要経費を措置し、ニート等の若者に対する職業的自立支援を充実強化すること。

【提案理由等】

地域若者サポートステーション事業は、ニート等の働くことに悩みを抱える若者の職業的自立に向け、一人ひとりの状態に応じた相談支援や支援プログラム等を提供し、多くの若者を進路決定に結びつけ、着実に成果を出している。

ニート等の若者の数は、景気が回復傾向にある中でも高い水準で推移しており、働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援することは、依然として重要である。

地域若者サポートステーション事業の「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置等については、地方自治体が地域の実情に応じて予算措置をしているが、全国の地域若者サポートステーションで必要な支援に取り組めるよう、国において所要経費の全てを措置する必要がある。



（出典）総務省「労働力調査」

- （注） 1 ここでの若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。
 2 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

【提案項目】

雇用環境の改善に向けて、次の措置を講じること。

- 1 「働き方改革」に向けた実効性ある取組の実施
時間外労働の上限規制の導入や、正規職員と非正規労働者との格差を是正する「同一労働同一賃金」など、働き方改革の実現に向けた関係法令の改正や支援策の実施にあたっては、依然として厳しい経営環境にある中小企業・小規模企業に十分に配慮しつつ、実効性あるものとする。また、法施行までに十分な準備期間を確保し、支援策等の周知を徹底すること。
- 2 長時間労働の是正等に向けた労働監督行政の強化
違法な長時間労働を行う企業等への監督指導を強力に進めるため、労働基準監督官の増員など監督指導體制の強化を図ること。
- 3 公契約に関する研究の推進
公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する研究を進め、その経過や結果を公表すること。

【提案理由等】

- 1 本年3月に決定された「働き方改革実行計画」では、罰則付きの時間外労働の上限規制、「同一労働同一賃金」の実現、多様な働き方が可能となる環境整備など、労働制度を抜本的に改革する内容が盛り込まれている。
「働き方改革実行計画」の取組内容は、労働者に対してはもちろん、企業活動、とりわけ中小企業・小規模企業に与える影響が大きいと想定される。このため、今後の制度設計や支援策の策定にあたっては、十分な配慮をしつつ、実効性があるものとするとともに、法施行までに十分な準備期間を確保し、支援策等の周知を徹底する必要がある。
- 2 労働基準監督署では、労働基準法違反が疑われる事業場等への立入調査を行っているが、労働基準監督官の人数の制約等から立入調査に入れる事業場には限りがあるのが現状である。
違法な長時間労働を行う企業等への指導を強化し、今後改正が予定される労働時間の管理の規制強化の実効性を確保するためには、司法警察員である労働基準監督官の人員を増員するなど、監督指導體制を強化する必要がある。
- 3 本県では、国や地方自治体が発注する公共工事等について、低価格による入札等のため、下請事業者へのしわよせによる労働者の賃金低下等が生じないように、労働団体等から公契約条例の制定を求める要望書が多数提出されている。こうした要望等を受け、学識者、事業者団体及び労働者団体からなる「公契約に関する協議会」を設置し、検討を行ったが、条例の対象となる契約の範囲や、地域差を踏まえた適正な賃金下限額の設定などが課題となっている。
かかる課題は全国的なものであるため、国においても、公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する研究を具体的に進め、その経過や結果を広く地方自治体に公表することが求められる。

(神奈川県担当課：産業労働局労政福祉課)

【提案項目】

障がい者雇用の一層の促進を図るためには、身近な地域における障がい者への就労支援の充実が必要であるため、障害保健福祉圏域ごとに設置され、地域における障がい者への就労支援の中核を担っている障害者就業・生活支援センターについて、地域の実情に応じて柔軟に圏域内への複数設置ができるよう制度の拡充を図ること。

【提案理由等】

本県における民間企業の障害者雇用率は、平成 28 年 6 月現在、1.87%（全国 43 位）と法定雇用率 2.0%を未だ下回っている。障がい者の就労は、体力面などを考えると、できるだけ身近な地域で行われることが望ましく、就労支援機関も同様で、身近にある機関を利用できることが望ましい。こうした中、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）については、支援対象障がい者の就業・職場定着やこれに伴う生活に係る支援、関係機関との連絡調整を行うなど重要な役割を担っている。

しかしながら、国では障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの設置を目指すこととしており、圏域によっては、住所地から交通機関のアクセスが容易でない場合もあり、利用を希望しながら必要な支援を受けることができないといった状況が見受けられる。

本県では、8 圏域すべてに 1 つずつセンターが設置されており、また、このうち横浜圏域、川崎圏域においては、センターと同様の機能を持つ独自機関も設置されている。しかしながら、湘南西部圏域は、平塚市、秦野市、伊勢原市等で構成されており、特に、秦野市から、センターが設置されている平塚市との間をつなぐ鉄道がなく、鉄道や路線バス等乗り継がなければならないなど大変不便なため、同市への設置を強く望む声が上げられている。こうしたことから、圏域内へのセンターの複数設置が望まれるところであるが、複数設置については、人口要件があるため、設置の必要性があっても対応できない状況が生じている。



55 高年齢者の就業機会の確保に係る補助制度の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）に対する補助が、人口が少ない町村も対象となるよう、補助対象要件を見直すこと。

【提案の理由等】

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）に対する国庫補助の基準には、一般社団法人または一般財団法人であることのほか、会員数100人以上かつ年間就業延人員数5,000人日以上が見込めるところという要件があり、この補助対象要件が人口に比して過大なものとなっている町村が存在している。

高年齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることは、人口が少ない町村についても重要であることに変わりはなく、一律な人数要件の見直しなどにより、すべての市町村のシルバー人材センターが補助を受けられるようにすることが必要である。

【提案項目】

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、次の措置を講じること。

1 仕事と家庭の両立に関する施策の一層の強化

労働者が子育てや介護に係る諸制度を活用しやすい職場環境を醸成するため、企業に対する次の施策を拡充すること。

- (1) ワーク・ライフ・バランスを進めることによる具体的なメリットの周知啓発や部下の子育てや介護を応援する管理職（イクボス）の育成等の働きかけ
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進に資する取組に対する税制上の優遇措置等の支援策

2 仕事と介護の両立に向けた制度等の一層の充実

育児・介護休業法及び関係する諸制度について、労働者にとってより実効性の高いものとするため、法改正後の制度の利用実態と効果を検証し、一層の充実を図ること。また、必要な情報が労働者に提供されるよう、企業への働きかけを強化すること。

【提案理由等】

本県では、育児・出産により離職する女性労働者の割合が高く、また、急速な高齢化により要介護者を抱える労働者の更なる増加も見込まれている。

労働力の減少が見込まれる中で、こうした状況を踏まえると、女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの推進による、誰もが働きやすい職場環境の整備は喫緊の課題であり、特に次の施策の拡充・強化が必要である。

- 1 国では育児・介護休業法の改正など法整備を進めてきているが、女性の仕事と家庭の両立を支援する上で有効である男性の育児休業の取得率は、2.65%（平成27年度雇用均等基本調査）と依然低い状況にあるなど、制度の活用が十分に進んでいるとは言えない。したがって、男性の育児休業の取得促進をはじめとして、誰もが働きやすい職場環境づくりを進め、労働者の仕事と家庭の両立を今後も引き続き支援していく必要がある。

そこで、生産性の向上や労働者の意欲向上といった、ワーク・ライフ・バランスを進めることによる具体的なメリットの周知啓発やイクボスの育成等の働きかけを、大企業のみならず、中小企業・小規模企業へも行うため、企業の経営層への働きかけをさらに強化し、男性の育児休業取得に向けた環境整備に積極的に取り組む企業への税制等による優遇措置をより一層図るなどの支援策を拡充する必要がある。

- 2 国では育児・介護休業法の改正など法整備を進めているが、改正後の制度について、利用実態の把握と効果の検証を的確に行い、これを踏まえて常に見直していくことが必要である。

また、厚生労働省の調査の結果で、企業から従業員への情報提供が十分に行われていないことや、両立支援制度の存在を知らない労働者が多いことが判明したことを踏まえ、企業において、仕事と介護の両立の重要性についての理解が促進され、必要な情報が確実に労働者に提供されるよう、積極的な周知啓発など働きかけを強化する必要がある。

（神奈川県担当課：産業労働局労政福祉課）

【提案項目】

福祉サービスの利用制度の下で、一人ひとりが尊重され、自立した生活を送るために、利用者自らが自分に合った質の高いサービスを選択・利用できるよう、また、制度間での整合を図るよう、次の措置を講じること。

1 成年後見制度の利用負担に係る財源措置

成年後見制度の利用促進に当たり、後見人報酬などの負担が経済的に困難な人に対して支援する必要があることから、利用負担に係る財源措置の充実を図ること。

2 日常生活自立支援事業に係る財源措置

認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、日常生活自立支援事業による支援を受けられない事態が生じないよう、財源措置の充実を図ること。

3 福祉サービス第三者評価における支援

福祉サービス第三者評価の普及・定着を図るため、広域的な啓発を行うとともに、事業者に対する効果的な受審誘導策を新たに導入し、事業者が利用しやすい制度とすること。

4 級地区分の見直し

障害福祉サービスにおける地域区分並びに生活保護法関係における級地区分については、地域の実情に即したものとなるよう必要な見直しを行うこと。

5 生活保護受給者をはじめとする生活困窮者に対する自立支援

(1) 生活困窮者自立支援法の施行によって明らかになり始めてきた生活保護に至る前の生活困窮者の実態について、国において、より詳細に把握し、自立支援の観点から、医療、介護、年金等の各社会保障制度を検証すること。

(2) 生活保護受給者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じること。

(3) 生活困窮者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じること。とりわけ生活困窮世帯の子どもに対する学習支援は、貧困の連鎖を断ち切る取組として重要であることから、国庫補助の事業費の上限額の撤廃や国庫補助率の引上げを図ること。

(4) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援の際、各市町村教育委員会や学校等と協力、連携が促進されるよう、文部科学省等関係府省と個人情報の取扱いや学習支援の実施について、あらかじめ申し合わせを行うこと。

(5) 認定就労訓練事業については、事業の実施拡大に向けた必要な措置を講じること。

6 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向けた人材養成

生活困窮者自立支援法に基づく施策の円滑な実施に当たっては、各自治体を実施する事業に従事する人材の養成が急務となっており、国が実施する人材養成研

修について一定程度の拡充がなされたが、受講を希望する自治体が確実に参加できるように受講定員の確保とともに、単元別の柔軟な受講を認めるなど必要な措置を講じること。

また、都道府県が実施する研修の修了者についても、自立相談支援事業への従事を可能とすること。

7 生活保護ケースワーカーの体制強化と業務の改善

(1) 生活保護法改正により、福祉事務所の調査業務や就労支援、不正受給対策、医療扶助の適正化対策などが、より強化されているため、その対応に必要なケースワーカーや経理事務担当者等の増員が図られる仕組みを構築すること。

(2) ケースワーカーが受給者の自立に向けた適切な支援を行えるよう、国で一元的に効率的なシステムを開発するなど、業務改善に向けた具体的な検討を行うこと。

8 学校給食費の公会計化を踏まえた代理納付の制度改正

生活保護制度での学校給食費等教育扶助については、学校給食費が公会計化されても代理納付できるよう、代理納付先に地方自治体の長等を加える制度改正を行うこと。

9 生活福祉資金貸付制度の安定した事業運営

生活福祉資金貸付制度について、今後も安定した事業運営が図られるよう、償還事務や相談員の配置に要する経費について、引き続き十分な財源措置を講じること。

10 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度の費用分担

要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度は、被保護者が所有する不動産を担保として、生活保護費の支給に代えて貸付が行われる制度のため、貸付によって生じる事務費等については、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の費用分担とすること。

11 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における大都市特例の設定

社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、社会福祉施設設置認可等と同様に大都市特例を設け、政令指定都市等を補助主体とすること。

12 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりの促進

民生委員・児童委員の活動量と負担感が増し、担い手不足が恒常化しているため、活動実態に見合った活動費の充実を図るとともに、活動しやすい環境づくりを進めること。

13 地域生活定着促進事業の円滑な実施

地域生活定着促進事業については、地域生活定着支援センターの設置経緯や趣旨、国と地方の役割分担を踏まえ、地方に負担を求めることなく事業の円滑な実施に支障をきたさない補助制度とすること。

【提案理由等】

- 1 介護保険法の地域支援事業（市町村任意事業）、障害者総合支援法の地域生活支援事業（市町村必須事業）として「成年後見制度利用支援事業」が位置付けられているが、生活保護等低所得者が成年後見制度を利用する場合、その申立て費用や後見人報酬が支障となって、申立てを行うことができないケースが認められる。成年後見制度の利用促進のためには、後見人報酬などの負担が経済的に困難な人を支援する必要がある、財源措置の充実が必要である。
- 2 日常生活自立支援事業については、一人ひとりの利用者に応じたきめ細かな対応を図るため、全市町村の社会福祉協議会に専門員を配置しているが、平成27年度に補助基準額が改正され、さらに、平成29年度には激変緩和措置が廃止された。こうしたことにより、市町村社会福祉協議会においては、委託料を上回る負担を強いられ、その活動に支障がある。
国においては、認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、本事業によるサービスを利用できない事態が生じないよう、財源措置の充実が必要である。
- 3 福祉サービス第三者評価については、都道府県で推進組織を設置し、普及に取り組んでいるが、本制度の一層の普及・定着には、利用者及び事業者における制度の理解と重要性の認識が不可欠である。国においても利用者に分かりやすい制度となるよう広域的な啓発を進めるとともに、事業者のメリットとなる効果的な受審誘導策を導入し、事業者にとって利用しやすい制度となるよう、制度設計を見直す必要がある。
- 4 生活保護制度等の地域区分及び級地区分について、指定が実態とかけ離れているところが見られるため、実態に見合うよう級地の引上げを図るなど、地域の実情を十分勘案した見直しが必要である。
特に、障害福祉サービスにおける地域区分については、事業所運営費の大きな部分を占める人件費について、賃金格差が小さい中、隣接する市町村間の区分の差が大きい地域においては人材確保にも支障をきたしていることから、より広域で同一の設定とするなど、見直しが必要である。
- 5 (1) 国が取りまとめた生活困窮者自立支援の支援実績によると、相談者の年齢層や抱えている課題は幅広く、求職に向けた意向も様々である。
そこで、国は、生活困窮者の実態をより詳細に把握し、自立支援の観点から、医療、介護、年金等の各社会保障制度を検証する必要がある。
(2) 生活保護制度は、支援を必要とする人に確実に保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援については、各自治体においても、様々な事業に取り組んできたところであるが、財源確保は各自治体の重要な課題となっており、十分な財源措置を講じる必要がある。
(3) 生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援については、「貧困の連鎖」を断ち切る取組として重要であることから、地方自治体の人口規模等に応じた上限（基準額）を撤廃するとともに、補助率の引上げを検討する必要がある。
(4) 子どもの支援には、教育機関との連携が不可欠であり、支援の実施がよりスムーズに行われるよう関係省庁間での申し合わせが必要である。
(5) 認定就労訓練事業については、認定取得を社会福祉法人や民間企業に働きかけているものの、事業所ごとの申請が煩雑であるなどの理由から取得が広がらない状況にあり、認定申請手続の簡素化や一般市への認定権限の拡大、認定事業所へのメリット付与などの措置を講じる必要がある。
- 6 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的かつ継続的な支援を行うためには、相談支援等に関する十分な専門性を有する人材を養成することが重要なため、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者は、国が行う養成研修を受講することが必要であるとされている。

平成28年度から、相談支援員養成研修の定員増がなされたが、小規模な自治体では、相談員が生活保護業務を兼ねているなどの事情により、相談員の長期間の不在を懸念し、研修参加を見送る自治体もある。

本制度の円滑な実施に当たっては、早急に人材を養成することが重要であることに鑑み、国は必要な措置を講じる必要がある。

- 7 (1) 生活保護受給世帯数が過去最高を更新し続けている中で、福祉事務所に配属され生活保護の現場を担うケースワーカーの負担が増大している。各種調査や決定事務などに追われ、本来のケースワーク業務を行えず、また、査察指導員によるチェック機能も限界を超える状況になりつつある中、生活保護費の支給等事務の適正な実施が求められている。

さらに、生活保護法改正により、福祉事務所の調査業務、就労支援や不正受給対策がより強化されていることを踏まえ、ケースワーカーや経理事務担当者等の増員について、国が財源措置を講じる必要があるほか、標準数の見直しなど、現実的な仕組みを構築する必要がある。また、医療扶助の適正化等を効果的に実施できるよう、財源措置を講じる必要がある。

- (2) ケースワーク業務の大半を占めるに至っている各種調査や決定事務などについては、これまで、各地方自治体において個別にシステム開発等が重ねられてきているが、システム改修に係る時間や労力といった負担が過大となっているため、国は業務改善に向けた具体的な検討を行う必要がある。

- 8 現在、学校給食費の未納や、その徴収に係る学校の負担及び金銭管理等の課題を解決するため、学校給食費の公会計化を実施、若しくは実施の検討をしている地方自治体が増えている。

生活保護法による学校給食等教育扶助費は、保護費の適正な使用等を目的として、被保護者に代わり学校長に対して代理納付ができることとされている。しかし、学校給食費の公会計化により徴収権限を有する、地方自治体の長やその長から委任された教育委員会等に対しては代理納付ができないため、制度改正が必要である。

- 9 生活福祉資金は、低所得者や高齢者、障害者世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進のために重要な役割を果たしている制度であり、平成21年10月には、厳しい雇用経済情勢の下、急増する失業者、低所得者等に対するセーフティネット施策の一つとして、貸付制度の抜本的見直しが図られ、貸付条件の緩和等が行われたところである。

今後も当該事業による失業者や低所得者層に対する自立支援は重要な取組であり、貸付終了後の自立支援も含めた相談支援体制の充実や償還対策の強化は、安定した事業実施に不可欠であることから、平成30年度以降も国が責任を持って十分な財源措置を講じる必要がある。

- 10 要保護者世帯向け不動産担保型貸付制度においては、再評価時の不動産評価、担保物権の変更登記、不動産の処分、その他契約費用等は、都道府県社協が負担（事務費として、国が1/2、都道府県が1/2を負担）するものとされている。

また、その償還については、多くの場合、不動産に設定した抵当権を実行することとなるが、競売による債権回収等において、費用が高額になる場合がある。

本制度は、要保護者世帯を対象としていることに鑑み、当制度の実施による効果に応じた費用負担とすることが適当であることから、貸付や償還等に要する事務経費についても、国・都道府県・市を通じて生活保護制度と同様の負担（国3/4負担）とすべきである。

- 11 社会福祉施設の設置認可、検査等の権限については、以前から、政令指定都市及び中核市に移譲されているにもかかわらず、社会福祉施設職員等退職手当共済制度においては、未だに都道府県のみが補助主体とされており、権限と財源の不均衡が生じている。こうしたこと

は、負担の公平性の観点から妥当性に欠けているため、同制度について、政令指定都市及び中核市も補助主体とし、権限と財源の整合を図ることが必要である。

- 12 民生委員・児童委員の担い手不足が恒常化している一方で、高齢者や生活困窮者など対象者の増加に伴い活動量は増えており、また対応すべき課題も複雑化しているため委員個人の負担感も増している。民生委員・児童委員の活動環境の整備を促進するためには、活動費の算定根拠となっている地方交付税算定基礎額の充実などが必要である。
- 13 地域生活定着促進事業については、平成21年度の事業創設当初から、全額国庫補助の事業として、国が全国一律に実施を進めた経緯があるが、平成27年度から、地方における財政負担の考え方が示された。その中では、地方の財政負担は必須とならなかったものの、補助基準額の4分の3相当を基本とした定額補助となったことから事業規模を縮小せざるを得ず、事業の円滑な実施に支障をきたす状況となっている。本事業は、都道府県が行うべき法定事業ではなく、その内容から国が行うべき事業であることから、国において必要な財源を全額措置する必要がある。

【提案項目】

補装具費支給制度の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 補装具費の対象拡大

補聴器について、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児についても医師が必要と認める場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象となるよう対象範囲を拡大すること。

2 補装具費支給事務取扱指針の見直し

補聴器のうち、障害等級により支給要件が判断できる「ポケット型」及び「耳掛け型」については、市町村による決定が可能な補装具となるよう補装具費支給事務取扱指針を見直すこと。

【提案理由等】

- 1 難聴の程度が軽度・中等度であっても、早期から適切な補聴がなされないと言語の習得やコミュニケーション能力の向上等に影響が生じるため、補聴器を装用するなどの対策が有効とされている。しかし、補聴器が高額で保護者の経済的理由により装用できない場合がある。

平成 29 年度には全都道府県で軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費補助制度が設けられることから必要性は明らかであり、医師が認める場合は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対する補聴器も補装具費の支給対象範囲とすることが必要である。

- 2 補聴器のうち、「耳あな型」及び「骨導式」については、専門的見地からの判断を要するため、引き続き更生相談所による判定が必要であるが、「ポケット型」及び「耳掛け型」については、障害等級により判定できるため、補装具費事務取扱指針に障害等級と支給対象補聴器の基準を定めることで、更生相談所の判定を経ず市町村により決定することが可能である。

補聴器の交付のうち大多数を占める「ポケット型」及び「耳掛け型」について、更生相談所による判定を要しないものと位置付けることで、補聴器の交付に要する時間の短縮と、聴覚障害者の利便性の向上及び社会参加機会の拡大を図る必要がある。

補聴器の交付状況（平成27年度）

（単位：人）

	交付数	高度難聴用		重度難聴用		耳あな型		骨導式	
		ポケット型	耳掛け型	ポケット型	耳掛け型	レイ	オーダー	ポケット型	眼鏡型
全国	44,181	2,334 (5.3%)	24,364 (55.1%)	1,313 (3.0%)	14,880 (33.7%)	72 (0.2%)	1,085 (2.5%)	70 (0.2%)	63 (0.1%)
神奈川	769	37 (4.8%)	474 (61.6%)	28 (3.6%)	220 (28.6%)	0 (0.0%)	7 (0.9%)	2 (0.3%)	1 (0.1%)

（神奈川県担当課：保健福祉局障害福祉課）

【提案項目】

ホームレスの自立支援等をするための本県及び市町村における施策を効果的に推進できるよう、次の措置を講じること。

1 ホームレスの自立支援施策の推進

未だ数多くのホームレスが存在しており、路上生活の長期化や再路上化、高齢化といった状況が見られることから、国において、雇用や住宅の確保、保健・医療・福祉の充実など自立に向けた総合的な支援施策を更に推進すること。また、ホームレスの自立支援等に係る施策については、引き続き、十分な財源措置を講じること。

2 無料低額宿泊事業の法令上の明確化

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業について、届出を促進する観点から、対象事業の範囲を、実態に則し、法令上で明確にすること。また、入居者の適正な処遇を図る観点から、設備及び運営の基準等の基本的事項を法令上で明確に位置付けること。

【提案理由等】

1 居所のないホームレスの問題は、国の責任の下で解決すべき課題であり、地域における取組が後退することがないよう、国は、路上生活の長期化や高齢化が進むホームレスに対する総合的な支援施策を、より一層推進するとともに、引き続き、十分な財源措置を講じる必要がある。

2 生活保護受給者が居住する宿泊施設は増加傾向にあるが、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業としての届出がないまま運営されている施設も多く、行政の指導が及ばないため、適正な運営が確保できていない状況にある。ホームレスを対象とした施設に対しては、届出を働きかけているが、法令上で事業の概念が明確となっていないため、部屋を貸しているだけであって無料低額宿泊事業ではないと抗弁された場合には、対応が困難となっている。

また、法令上、設備及び運営の基準がなく、県としてガイドラインにより指導を実施しているものの、法的拘束力がないため、その対応には限界がある。

このため、無料低額宿泊事業について、法令上の措置を講じる必要がある。

【提案項目】

今後増加が見込まれる要介護者に対して、十分な歯科医療を提供するため、歯科診療所での診療について、診療報酬の加算措置などを行うこと。

【提案理由等】

要介護者の歯科診療の診療報酬については、訪問歯科診療の場合には、診療時間加算措置があるが、訪問歯科診療での治療や処置には限界がある。

平成28年度診療報酬改定により、かかりつけ歯科医機能の評価が導入され、要介護者への歯科診療所での受入れに対して加算措置が行われた。

しかし、受け入れる要介護者によっては、長時間の診療が困難な患者や容体に応じて全身管理が必要な患者も想定されることから、十分な歯科診療を提供するためにも、より一層の診療報酬の加算措置を設けるなどの見直しが不可欠である。

61 漢方診療に係る診療報酬の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

患者の治療の選択肢の多様化を図るため、漢方診療に係る診療報酬の充実を図ること。

【提案理由等】

本県においては、県立がんセンターに「漢方サポートセンター」を開設して、がん治療に伴う副作用の軽減や、療養生活の質の向上を図るための漢方診療を行い、患者一人ひとりの症状に応じた治療の選択肢の多様化に取り組んでいる。ところが、200床以上の病院では漢方診療が一般的な外来診療に対して高い診療報酬が算定できない制度となっており、医療機関の経済的負担が大きいため漢方診療に係る診療報酬の充実が必要である。

【提案項目】

平成 27 年度から地域自殺対策強化交付金事業の財源措置が取られたが、30 年度以降も、地方自治体が事業を継続して実施できるよう、国の補助率を拡大することを含め、必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

自殺は、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して追い込まれた末の死である。そのため自殺対策事業は、社会的要因に起因する問題を抱えた人に対する相談・支援体制の充実や、うつ病の早期発見、早期治療など総合的に取り組む必要があり、その取組は中長期的な視点に立って継続的に実施する必要がある。

自殺対策基本法第 10 条において、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」とされていることから、地域自殺対策強化交付金事業においても、引き続き、地域の実情に応じたきめ細かな事業を実施するための財源措置が必要である。

【提案項目】

少子化の現状を踏まえ、不妊症や不育症の患者が安心して検査や治療が受けられるよう、次の措置を講じること

1 特定不妊治療への保険適用拡大

不妊治療を必要とする患者が安心して治療が受けられるよう、現在、医療保険の適用となっていない特定不妊治療についても対象とすること。

2 不育症の研究及び人材育成の推進

不育症については、検査や治療が可能な医療機関が限られていることなどが課題となっているため、更に国において不育症の研究や人材育成について推進していくこと。

【提案理由等】

1 不妊治療については、少子化社会対策基本法において、「不妊治療を望む者に対して良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、必要な施策を講ずること」としており、少子化対策の重要な柱となっている。

不妊治療のうち、体外受精、顕微授精については、医療保険が適用されておらず、全額患者負担となっており、1回の平均的な治療費は、それぞれ30万円、40万円と高額であり、患者の経済的負担は大変大きい。

都道府県、政令指定都市、中核市では、高額な治療費がかかる特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、治療に要する費用の助成を行っているが、申請件数が年々大幅に増加しており、財政状況が厳しい中、予算確保に苦慮している。

国においては、平成25年8月の「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、助成対象に年齢制限を設けるなどの見直しが行われたが、医療保険の適用については検討が行われなかった。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とする必要がある。

2 不育症については、厚生労働省研究班の研究成果に基づき不育症管理に関する提言がなされ、平成24年度からは、不育症に対する支援について国庫補助対象となるなど、充実が図られたところであるが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少ないことから、更に国において不育症の研究や人材育成に取り組んでいく必要がある。

【提案項目】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の措置を講じること。

- 1 介護給付費財政調整交付金等の財源措置の見直し
国において、介護給付費財政調整交付金を別枠として措置すること。
- 2 介護保険業務に係る事務負担等の軽減
高齢者の増加等により、市町村が行う保険料の賦課徴収、保険給付などの事務負担が増大していることから、事務の負担軽減や費用負担について必要な措置を講じること。
また、市町村の行う高齢者の自立支援と介護予防に向けた取組の評価に当たっては、市町村に過大な事務負担が生じないように制度設計すること。
- 3 介護予防支援業務の報酬額の見直し
地域包括ケアシステム構築の実現に向けては、市町村が設置する地域包括支援センターがその中核的な役割を十分担うことができるよう、業務実態が反映された適切な報酬額とするなど見直しを行うこと。
- 4 介護保険サービスの見直し
国において、次の措置を講じること。
 - (1) 利用者が必要とする介護保険サービスを適切に提供できるよう、特に次のサービスを保険給付の対象とするなど、介護保険制度を見直すこと。
 - ア 柔道整復師が行う訪問及び通所機能訓練
 - イ 一定条件の範囲での訪問介護における代筆・代読
 - (2) 通所介護事業所における送迎時の重度者に対する加算の見直しを行うこと。
 - (3) 介護保険施設が提供する医療について、透析を行う場合は介護報酬で評価することや、医療保険で対応できる範囲を拡大すること。
- 5 制度見直しにおける地方自治体の意見反映
今後、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担を生じさせるような見直しを行う場合、あらかじめ地方自治体の意見を聴取するとともに、これを施策等に十分反映させること。
- 6 介護サービス情報公表制度の権限移譲に係る情報提供
介護サービス情報公表制度の政令指定都市への権限移譲を円滑に行えるよう、適切な時期にシステム改修、整備に係るスケジュールを提示すること。
- 7 平成30年度制度改正に係る情報提供
平成30年度に予定されている介護保険制度の改正に確実に対応できるよう、報酬改定等に係る情報を早期に提供すること。

【提案理由等】

- 1 財政調整交付金については、各市町村の介護保険財政の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるよう配分されているが、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組みとなっており、この保険料への転嫁を解消する必要がある。
- 2 高齢者の増加等に伴う市町村の事務負担が増大していることから、介護保険業務に係る事務の負担軽減や費用負担についての措置を講じる必要があるとともに、市町村の行う高齢者の自立支援と介護予防に向けた取組の評価に当たっては、国が指標を設定するとされているが、過大な事務負担とならないよう制度設計をする必要がある。
- 3 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の実現を図る上で、中核的な役割を果たすことが期待されているが、現状では、介護予防支援業務（ケアマネジメント）に係る報酬は、業務実態を十分反映したものとなっていないことから、見直しが必要である。
- 4 (1) ア 柔道整復師の行う機能訓練について、通所介護の一環として行われるものは、介護給付の対象とされているが、それ以外については対象とされていない。介護保険サービスの供給拡大の観点から、保険給付の対象とすることが適当である。
イ 視覚障害者に限らず、高齢者には、視力が低下している方なども多いことから、「代筆・代読」についても、日常生活上必要と考えられる範囲に限定するなど、一定の条件を付して、介護保険における訪問介護サービスの対象とすることが適当である。
(2) また、在宅高齢者の重度化に伴い、多くの重度介護者や認知症の方が通所介護を利用しているが、送迎においても安全面等に留意した乗降介助等が必要なため、適切な基準を定めるほか、重度者など一定の基準による報酬加算を導入する必要がある。
(3) さらに、介護保険施設において、透析が必要な入所者・入院患者にあっては、多くの場合、透析ができる医療機関への移送等が必要であるため、施設内で透析ができるように、報酬体系を見直す必要がある。
- 5 今後、都道府県や市町村に新たな事務や財政負担を生じさせるような見直しを行う場合には、あらかじめ財政負担を行っている都道府県や保険者である市町村の意見を十分聴くとともに、その内容を十分に反映させることで、実施体制等に支障が生じることのないよう配慮する必要がある。
- 6 介護サービス情報公表制度については、介護サービス情報公表システムの改修・整備を経た上で、平成30年度に政令指定都市に権限を移譲するとのスケジュールが示されたが、新設されるサービス・施設等に係る公表・調査に関する政省令案は示されていない。
移譲に当たっては、政令指定都市において調査機関、情報公表センターの指定、手数料を徴収する場合の条例の制定等の事務が必要となることから、円滑な移譲のためには十分な期間が必要である。
- 7 平成30年度に介護保険制度改正、報酬改定が見込まれることから、当該改正に係るシステム改修を平成29年度に行う必要がある。各地方自治体において、当該改修に必要な予算措置をするためには、改修の内容、規模等について早期に情報提供される必要がある。

【提案項目】

国民健康保険制度の安定化及び効率化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 減免措置に対する特別調整交付金による財政支援の拡充
市町村が低所得者に対し行っている、一部負担金や保険料（税）の減免措置は「自治体の責めによらない要因」による財政負担であり、市町村の実情を踏まえ、特別調整交付金の交付基準を見直し、補助対象範囲の拡大を図ること。
- 2 市町村の保険者機能の強化にインセンティブを与える仕組みの構築
新たな国保制度において見直し拡充される公費の配分に当たっては、市町村に収納率向上や医療費適正化等といった保険者機能の強化にインセンティブを与え、制度の安定的な運営と住民の利便性に資する仕組みを構築すること。
- 3 特定健康診査・特定保健指導の単価等の見直し
市町村が行う特定健康診査・特定保健指導において、制度の確実な実施を図るため、診療報酬単価を目安にした標準単価を設定するとともに必要な財源措置を行うこと。
また、特定健康診査等の国民健康保険組合補助において、国として必要な予算を確保し、国民健康保険組合の事業実施を支援すること。

【提案理由等】

- 1 今回の国保制度改革における「財政上の構造的な問題」の解決策として実施される財政基盤強化策では、特別調整交付金財源が拡充され、自治体の責めによらない要因による財政負担への財政支援強化が行われることになった。低所得者への一部負担金や保険料の減免も「自治体の責めに帰さない要因」によるものであり、財源拡充にあわせ交付対象の拡大を図るべきである。
県内市町村の多く（減免基準を設定している32団体の内22団体）は、低所得者層に対し生活保護基準所得の115%を免除基準、130%を減額基準として一部負担金の減免を実施している。また、保険料（税）についても19団体が減免基準を設定し実施している。
しかし、現在の一部負担金減免に係る特別調整交付金の交付対象は、生活保護基準所得以下であり、保険料（税）減免については対象となっていない。国保の「財政上の構造的な問題」には低所得者層の存在があり、市町村の財政力に関係なく低所得者対策を推進し、減免措置の標準化と定着を図るためにも、特別調整交付金の交付対象の拡大を行うことが必要である。
- 2 財政基盤強化策として行われる、財政調整交付金の見直し拡充と、保険者努力支援制度の実施に当たっては、増大を続ける医療費に対する医療費適正化や保険料収納率向上に向けた市町村の保険者機能を強化していくことが重要である。
現在の都道府県間の財政調整の仕組みは、医療費水準が低く、かつ所得の二極化により平均所得が比較的高い都道府県には交付額が少なく、医療費適正化と収納率向上に向けた市町

村努力を妨げるものとなっている。

都道府県間の財政調整は、特別な事情を除き限度額を超える所得上位者を排除した所得水準の調整に限定し、保険者努力支援制度等においても、医療費水準に着目した重点配分を行うなど、国保運営を担う都道府県と市町村に、収納率向上と医療費適正化のインセンティブを与える仕組みを構築することが必要である。

- 3 特定健康診査及び特定保健指導による医療費適正化の効果は、保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、市町村が健診機関と締結する契約単価については、診療報酬単価を目安に標準単価を設定するなど、国として実施関係団体等との間で調整を行うことが必要である。さらに、国庫負担の割合（3分の1）を保険給付費に対する国庫負担割合の水準（41%）まで引き上げ、市町村財政の安定化を図ることが必要である。

また、国として特定健康診査等の実施率向上を図る一方で、平成26年度から平成28年度において、国民健康保険組合に対する国庫補助を最大約30%減額していることは、特定健康診査等の実施率向上の妨げとなっている。国民健康保険組合の特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施のためには、実績に応じた補助を可能とする予算の確保が必要である。

【提案項目】

高齢者保健福祉サービス等の充実を期するため、早期に次の措置を講じること。

- 1 喀痰吸引等制度の円滑な実施
介護職員等が喀痰吸引等に係る研修を受講する際の費用について十分な支援を行うとともに、喀痰吸引等行為が可能な介護職員の適用範囲を介護療養型医療施設の介護職員等にも拡大するよう見直すこと。
- 2 特別養護老人ホームへの入所に係る低所得者対策の強化
低所得者であってもユニットケア個室に入居できるよう必要な対策を講じること。
- 3 「お泊まりデイサービス」の法整備
「お泊まりデイサービス」については、利用者の安全が確保できるよう、国において十分な法整備を行うこと。
- 4 地方自治体職員を対象とした地域包括ケアシステムの研修実施
国立保健医療科学院において、地方自治体職員を対象とした地域包括ケアシステムの全体マネジメント等体系的な短期研修を実施すること。

【提案理由等】

- 1 介護職員等が喀痰吸引等を実施する際には、一定の研修を受講する必要があるが、在宅介護に携わる介護職員等については、実地研修に係る指導看護師の確保や医師指示書の取り付けなどが困難となっており、その一因としては、指導看護料や医師指示料の負担が挙げられている。そのため、介護職員等の受講が妨げられることのないよう、例えば指導看護料の補填や研修時医師指示料について保険適用とするなど研修に係る費用について十分な支援を行うことが必要である。

また、喀痰吸引等研修を実施するには、実地研修を受講する必要があるが、国が実地研修実施機関として「望ましい」としている介護療養型医療施設においては、当該施設で勤務する介護職員等が喀痰吸引等研修を受講しても、行為を実施することが認められていない。

今後、実地研修の受け皿として期待すべき介護療養型医療施設の介護職員等についても喀痰吸引等行為を可能にすることが必要である。

- 2 国は、特別養護老人ホームの居室について、プライバシーが確保され、できる限り在宅に近い居住環境の下で生活することで、一人ひとりの個性や生活のリズムに合わせたケアを提供することができる個室ユニット化を推進しており、本県においても、特別養護老人ホームの整備に当たっては、ユニット型個室を原則としている。しかし、4人部屋等の従来型の多床室と比べ利用者負担が大きく、補足給付等の現在の制度では不十分であり低所得者には利用しにくいことが大きな課題となっている。特別養護老人ホームの居室については、入所者の尊厳の観点からも個室ユニット化が望ましいと考えられることから、低所得者でもユニット型個室に入所

できるよう補足給付等の対策を強化する必要がある。

- 3 通所介護に宿泊サービスを付けた、いわゆる「お泊まりデイサービス」については、通所介護として行われる部分は保険給付の対象とされる一方で、宿泊サービスは法令に基づかないサービスである。しかし、高齢者へのサービスは適切に行われる必要がある。

宿泊サービスについて、国は、利用者保護の観点から、届出制や事故報告の仕組みを構築することとし、省令基準の改正を行うとともに、宿泊サービスに係る人員・設備等の指針を定めただが、法的な拘束力を伴うものではないため、仕組みとして十分とはいえない。

利用者の安全性の確保に向けた指導・監督ができるよう法整備を行うことが必要である。

- 4 地域包括システムの構築に当たっては、全体をマネジメントする職員の果たす役割は重要であるが、システムの中の個々の取組をテーマとする研修は行われているものの、全体のマネジメントも含めた体系的な研修は実施されていない。

地域包括ケアシステムを担当する職員を養成するため、保健医療等及びこれらに関連する社会福祉に係る業務に従事している職員等に対して専門的な養成訓練を行う国立保健医療科学院において、地域包括ケアシステムについて体系化した研修を実施する必要がある。

【提案項目】

障害福祉施策の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 障害者に対する所得保障に係る措置の実施
障害者総合支援法制定時の附帯決議及び同法附則第3条に基づく、障害者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を進め、速やかに所得保障に係る措置を講じること。
- 2 発達障害児者への支援の充実
発達障害児者への支援を充実するため、児童期だけでなく成人期の発達障害にも対応できる児童精神科医等の専門医の確保・養成を推進すること。
- 3 障害福祉サービスにおける相談支援の充実
障害福祉サービスを利用する全ての障害児者に対して、適正なサービス等利用計画が作成されるように、相談支援に係る障害福祉サービス等の報酬等について、適切に評価すること。

【提案理由等】

- 1 障害者の所得保障については、障害者総合支援法制定時の附帯決議及び同法附則第3条第3項において、障害者の所得の確保に係る施策のあり方の検討を行うよう規定している。
国においては、改正障害者基本法に基づき、平成24年に設置された障害者政策委員会において、所得保障（年金や諸手当）について議論されており、新「障害者基本計画」に盛り込むべき事項として、現行の年金や諸手当等の所得保障制度全般について、総合的な検証を行うこと等の意見が、同年12月に提出されたところである。これらの意見に示された考え方を踏まえて、障害者基本計画（第3次）が平成25年9月に策定されたが、所得保障について具体的な措置は示されておらず抜本的な解決策を講じる必要がある。
- 2 発達障害に対する専門医の確保・養成に関しては、「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）の報告書に基づき、一定の取組が行われているほか、平成28年度から「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」が実施されるなどの動きはある。しかしながら発達障害を診療可能な専門医（特に成人期の発達障害を診療可能な専門医）が不足している状況は依然として続いていることから、専門医の確保・養成を推進する必要がある。
- 3 平成27年4月から障害福祉サービス等を利用する全ての障害児者にサービス等利用計画等（以下、「計画」という。）を作成することとされた。平成29年3月末時点で、ほぼ全員が計画を作成しているものの、障害者本人や保護者が自ら作成するセルフプランの割合が約5割を占めている。
計画は、障害者等のサービス利用、地域生活の基礎となるものであるため、指定特定相談

支援事業所の相談支援専門員が作成し、作成後もモニタリングを実施すべきものである。しかし、本県・市町村ともに社会福祉法人等に相談支援専門員による計画作成を働きかけるなど、相談支援提供体制の確保に取り組んできたものの、報酬が低いことや相談支援専門員の約8割が他の業務と兼務となっていることなどから相談支援専門員による計画作成ができず、やむを得ずセルフプランとなっているのが実態であり、法の趣旨と異なる状況となっている。

平成27年度の報酬改定により、手厚い人員体制等が整えられている事業所に対する特定事業所加算が新設されたが、多くの相談支援事業所ではこの要件を満たしていないため、依然として計画作成する事業者が安定した収入を見込むことが難しい状況に変わりはない。

事業者の参入及び専従の相談支援専門員の配置等が見込めるように、平成27年度の報酬改定による効果を十分に検証するとともに、小規模な事業所であっても、適切なアセスメント及び計画作成を行っている相談支援専門員に対しては適正な報酬上の評価を行う、福祉・介護職員処遇改善加算の適用など、相談支援事業の実施に係るコストに見合う報酬及び加算の設定が必要である。

【本県の計画達成率及びセルフプランの割合】（平成29年3月末現在）

障害者総合支援法分					児童福祉法分				
障害福祉サービス等受給者数	計画作成済み人数	達成率		達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数	計画作成済み人数	達成率		達成率 d/c (%)
		bのうちセルフプラン	セルフプラン割合				dのうちセルフプラン	セルフプラン割合	
51,366	49,419	23,835	48.2%	96.2%	18,868	18,868	9,830	52.1%	100.0%

【特定事業所加算算定事業所の状況】

事業所種別	事業所数
指定特定相談支援事業所	492
特定事業所加算取得事業所	7
割合	1.4%

【相談支援専門員の専従/兼務の状況】

勤務形態	人数	割合
専従	200	19.4%
兼務	829	80.6%
合計	1029	100.0%

【提案項目】

障害福祉サービス及び介護サービスについて、事業者指定等の権限が政令指定都市及び中核市へ移譲されたことを踏まえ、現行生じている事務と費用負担の不均衡について、法改正により負担割合の見直しを行うなど所要の措置を講じること。

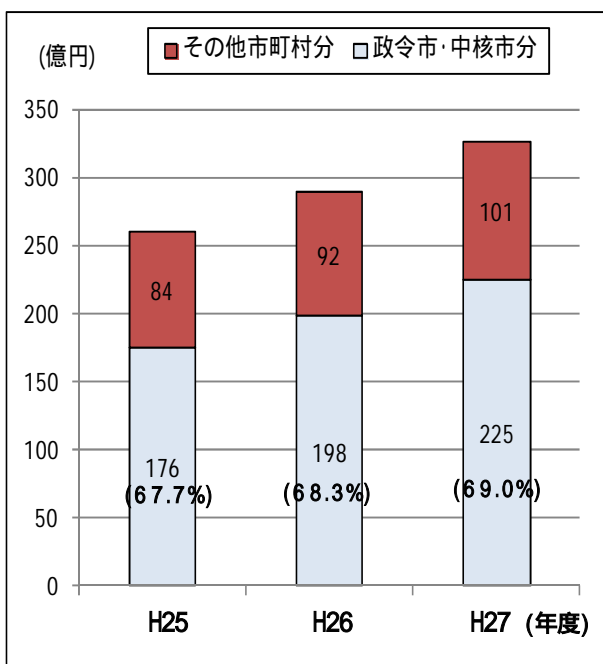
なお、見直しに当たっては、国において必要な財源措置を講じること。

【提案理由等】

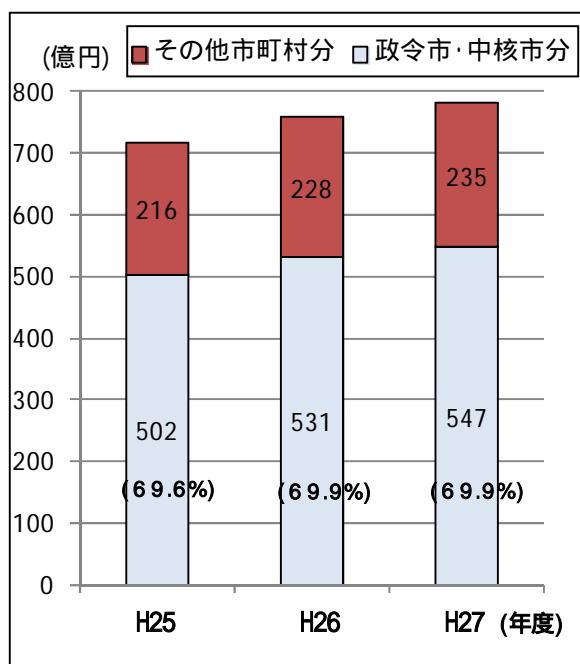
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第106条、児童福祉法第59条の4第1項及び介護保険法第203条の2の規定により、障害福祉サービス及び介護サービスに係る事業者の指定や指導監査権限は、平成24年度に県から政令指定都市及び中核市に権限移譲されているにもかかわらず、費用負担に係る制度変更はなされていない。引き続き、都道府県は、政令指定都市及び中核市についても一般市町村と同様、市が支弁した自立支援給付費等の4分の1、介護給付費の施設サービスについては17.5%、居住サービスについては12.5%を負担することとされており、本県の場合、県費負担金に占める政令指定都市・中核市分の割合は、障害福祉サービス・介護サービス共に約7割に達している。

このように権限と財源の不均衡が生じており、負担の公平性の観点からも妥当性に欠けているため、法に規定された費用負担の見直しが必要である。

本県の障害福祉サービス関係給付費
県費負担金 実績額の推移



本県の介護サービス関係給付費
県費負担金実績額の推移



障害者自立支援給付費県費負担金
+ 障害児施設措置費（給付費等）県費負担金

（神奈川県担当課：保健福祉局障害福祉課、高齢福祉課）

【提案項目】

移植医療等の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 臓器移植対策

(1) 臓器移植医療のための体制整備

臓器移植医療の一層の充実を図るため、臓器移植コーディネーターの設置を含めた臓器のあっせんについて、国の責任において体制整備を図ること。

(2) 臓器搬送に係る体制整備

民間ヘリコプターによる搬送体制を構築するなど、国の責任において体制整備を図ること。

2 骨髄移植対策

(1) 骨髄ドナー登録推進事業の財源措置

患者が移植を受ける機会が十分に確保できるよう、地方自治体が行う骨髄ドナー登録事業の推進に必要な財源措置を行うこと。

(2) 骨髄ドナー休暇制度導入への支援等

骨髄ドナー休暇制度の導入を企業や団体等に直接働きかけるとともに、企業等が制度を導入するに当たり、経営環境の整備に向けた税制上の優遇措置や休業補償などのインセンティブが働く支援を行うこと。また、非正規雇用者や自営業者に対しても同様に支援を行うこと。

【提案理由等】

1 (1) 都道府県臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業については、平成15年3月20日付け厚生労働省健康局長通知等により、都道府県が主体的に事業を実施している。都道府県臓器移植コーディネーターが行う臓器あっせん業務の一層の強化を図るため、更なる財源措置の充実を図るとともに、臓器のあっせん許可は、厚生労働大臣が行っていることから、国の責任において、公益社団法人日本臓器移植ネットワークの臓器移植コーディネーターを増員する必要がある。

(2) 臓器移植において、阻血時間が短い臓器は、摘出後、ヘリコプター等による早急な搬送が必要とされている。本来は、あっせん事業者である公益社団法人日本臓器移植ネットワークがその搬送体制を構築する必要があるが、未だ民間ヘリコプターによる搬送が実現していないなど、極めて脆弱な状況にある。そこで、臓器のあっせん許可は、厚生労働大臣が行っていることから、国の責任において、臓器搬送体制を整備する必要がある。

2(1) 骨髄バンクのドナー登録者数は、年齢超過による抹消が増加する一方で、ドナー登録の推進に当たっては、ボランティアの力に頼らざるを得ない現状がある。また、平成26年1月1日に施行された「造血幹細胞移植推進法」において、地方自治体には国との適切な役割分担を踏まえた施策の策定・実施の責務が規定されている。このような状況から、今後の骨髄ドナー登録事業推進のため、地方自治体が安定的に普及啓発等の施策を実施できるよう、国による必要かつ十分な財源措置が必要である。

(2) 骨髄の提供に当たっては、事前の検査や入院に概ね8日間程度要することから、仕事を休めず、ドナーに提供意思はあっても骨髄の提供に結びつかないことがある。そのため、企業等に骨髄ドナー休暇制度の導入を働きかけると同時に、制度導入に当たりインセンティブが働くような実効性のある支援を行うことが有効である。また、休業により直接的に収入に影響が生じる非正規雇用者や自営業者に対しても実効性のある支援を行うことが望まれる。

【提案項目】

救急医療体制の整備と充実・強化を図るため、次の措置を講じること。

- 1 診療報酬による評価の充実
総合的な救急医療体制の整備・充実に向けて、当該診療における診療報酬による評価の充実を行うこと。
- 2 救急医療体制の充実
周産期救急・小児救急・ドクターヘリなどの救急医療体制について、支援策の充実や、救命救急センター、周産期・小児医療施設等の整備への支援に対する財源措置を行うこと。
- 3 小児特定集中治療室管理料の施設基準の要件見直し
小児の救命救急に貢献している施設が小児特定集中治療室管理料を算定できるよう、管理料の施設基準を更に緩和すること。
- 4 アレルギー疾患対策におけるプレホスピタルケア（病院前救護）の充実
食物アレルギーによるアナフィラキシーショック発症時において、本人に「自己注射が可能なエピネフリン製剤（以下、エピペンという。）」が処方されていない場合でも、救急救命士によるエピペンの使用やエピペンの救急車への搭載を可能とするなど、プレホスピタルケアの充実に向け検討を行うこと。

【提案理由等】

- 1 本県においては総合的な救急医療体制の整備・充実を保健医療計画に位置付け、取組を進めている。平成28年度診療報酬改定において、救急医療管理加算について算定可能な対象患者を拡大する見直しなどが行われたが、初期から三次にわたる総合的な救急医療体制の整備・充実に向けては、より一層の診療報酬による評価の充実が不可欠である。
- 2 周産期及び小児救急医療は、次世代育成推進の観点からも極めて重要な課題であり、その更なる充実・強化を図るためには、地域の状況に柔軟に対応した支援策の充実が不可欠である。ドクターヘリについては、救命率が向上している状況や、県境を越えて実施している実態を踏まえ、安定的運用のためには、財政的基盤の確保が必要である。
また、高度・専門的・特殊な医療を担う救命救急センター及び周産期・小児医療施設等の整備は、地域医療を確保する観点から積極的に進める必要があり、医療機関の施設整備を促進することは、良質かつ適切な医療を提供する点から重要である。
- 3 小児特定集中治療室管理料の施設基準については、施設・設備及び人的な要件が整っているにも関わらず、評価実績の基準が高く、全国の小児専門病院においても管理料が算定できている施設はわずかしかない状況である。

平成 26 年度診療報酬の改定により小児特定集中治療室管理料の施設基準について見直しが行われ、平成 28 年度診療報酬の改定においても算定日数などの見直しが行われたところであるが、依然として医療施設にとって、施設基準のハードルが高い状況である。実際に小児の救命救急に貢献している施設が管理料を算定できるよう、施設基準の更なる見直しが必要である。

- 4 平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となる中、現在、国の通知（平成21年3月2日 厚生労働省医政局指導課長通知）により、救急救命士によるエピペンの使用について、あらかじめ本人に処方されている場合に限り使用することができることとなっている。

アナフィラキシーショックを発症し生命が危険な状態にある場合、適切なタイミングで迅速にエピペンを使用することにより救命率の向上につながり、また、エピペンは体重に合わせて2種類の規格があるのみで生命にかかわる副作用もないと考えられることから、医師の指示の下、救急救命士によるエピペン使用範囲の拡大等を図ることが非常に重要である。

【提案項目】

精神科救急医療体制のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 精神科救急医療体制の整備等
精神疾患の患者がいつでも適切な医療を受けられるようにするため、休日・夜間における精神科救急医療体制の整備・充実のための十分な財源措置を行うこと。
- 2 診療報酬による評価の充実
平成28年4月に診療報酬の改定が行われたが、精神科救急医療を担う医療機関の確保のため、診療報酬による評価の更なる充実を行うこと。

【提案理由等】

- 1 本県では3政令指定都市との協調の下、24時間365日の精神科救急医療体制を敷いているが、精神保健指定医や看護師の確保及び空床確保については恒常的な不足に悩まされている。また、平成22年度の精神保健福祉法の改正により、都道府県に精神科救急医療体制整備の努力義務が明文化されたことや、平成24年3月の国の指針によって精神科救急医療体制の確保・維持が示されたことにより、本県としても更なる充実を目指している。

そのような中、平成28年度については、精神保健費等国庫負担（補助）金のうち、本県の精神科救急医療体制を維持する上で不可欠な財源である常時対応型医療施設の補助単価が減額とされた。

精神科救急医療体制整備事業費をはじめとした現在の財源措置では、十分な対応ができないため、更なる財源措置が必要である。

- 2 平成28年4月の診療報酬改定により、合併症や依存症関連において、一定の改善がなされたものの、精神科救急医療体制の整備・充実に向けては、精神科に関連する身体科救急ならびに精神科救急に係る医療機関に対して、更なる評価が必要である。

また、認知行動療法等の有効な精神療法がより普及するためにも、診療報酬による評価において、要件の緩和が必要である。

【提案項目】

平成 28 年 7 月に発生した津久井やまゆり園の事件を受け、平成 29 年 2 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、措置入院者が退院後に医療等を継続して受けられるよう「退院後支援計画」の作成や「精神障害者支援地域協議会」の設置を実施することとなっている。

精神疾患の患者に対する医療等の充実を実効性のあるものにするため、人員確保等必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

国は、精神疾患の患者に対する医療の充実を図るために、平成 29 年 2 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会に提出して、措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられ、社会復帰につながるよう地方自治体が退院後の支援を整備することとしている。

患者の措置入院中から、医療機関や地域の関係機関と調整して「退院後支援計画」を作成し、退院後も継続的な医療等の支援を確実に受けられるよう「精神障害者支援地域協議会」等を開催するためには、人員確保や会議を開催するための財源措置が必要である。

【提案項目】

精神障害者の地域移行・地域生活を継続するための支援のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

1 診療報酬上の運用基準の緩和と充実

治療中断等で支援が必要な精神障害者に多職種で訪問支援を行うアウトリーチ事業については、平成 26 年度から診療報酬化され、28 年度に一部改定が行われたが、県内には診療報酬上の精神科重症患者早期集中支援管理料の届出を行っている医療機関がないことから、医療機関が本事業を実施しやすくするため、診療報酬上の運用基準の緩和と充実を行うこと。

2 相談支援体制の要件緩和

地域移行・地域生活支援事業実施要綱において国庫補助事業となっている保健所や相談支援事業所等が行うアウトリーチ事業については、チームの人員配置が、原則 24 時間 365 日の相談支援体制をとれることとなっているが、運用が困難なため、要件の緩和を行うこと。

【提案理由等】

1 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して地域生活を送れるよう多職種による訪問支援を実施する精神障害者アウトリーチ事業については、国の事業が平成 25 年度で終了し、一部は診療報酬化し、一部は地域生活支援事業の地域移行・地域生活支援事業として実施されることとなった。本県においても、医療中断等で支援が必要な精神障害者を対象に、本人が希望する地域生活を送れるよう多職種チームによる訪問支援を行う「こころといのちを守る訪問支援（アウトリーチ）事業は、25 年度で終了した。

しかし、診療報酬上の精神科重症患者早期集中支援管理料については、平成 29 年 3 月末時点で本県では届出医療機関がないため、多職種による訪問支援は実施されていない現状である。医療機関がこの事業を行うためには、診療報酬上の運用基準の更なる緩和と充実が必要である。

2 地域移行・地域生活支援事業実施要綱において国庫補助事業となっているアウトリーチ事業については、保健所、精神保健福祉センター、相談支援事業所等に訪問支援を行うアウトリーチチームを設置し、原則 24 時間 365 日の相談支援体制をとれることとなっているが、現状では運用が困難なため、要件の緩和が必要である。

【提案項目】

難病対策等のより一層の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 難病制度における患者の利便性の向上及び地方自治体の負担軽減
平成28年12月27日付けで「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応が示されたところであるが、患者の利便性の向上及び地方自治体の事務負担の軽減の観点から現実を踏まえた必要な措置を講じること。
- 2 地方自治体の財政的負担の解消
難病法に基づく特定医療費の支給認定に係る都道府県の費用負担を軽減するとともに、特定疾患治療研究事業に係る医療費について、都道府県の超過負担を解消すること。

【提案理由等】

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく新たな難病制度の運営状況を踏まえ、患者の立場に立ったよりよい環境整備や支援策を講じるため、次のとおり提案する。

- 1 新たな難病医療費助成制度では、特定医療費の支給認定に係る申請時の患者負担や地方自治体の事務負担が課題となっている。

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」については、平成28年12月27日付けで最終方針が示されたところであるが、特に医療保険の所得区分等の記載については、繰り返し課題等を示し、廃止を求めてきたものである。医療保険の所得区分を記載することは、事務を担う地方自治体のみならず、患者や保険者にも負担が大きいものであり、関係機関への協力依頼や周知によって解消されるものではなく、国においてもこの点を認識した上で、他の類似制度との均衡を含め、更なる検討が必要である。

また、上記の検討事項のほか、認定申請の際に必要な、指定医の診断書に要する費用等についても患者の大きな負担となっていることから、医療機関が定める費用に対する国の標準（上限）の提示など、患者の負担軽減に向けた措置を講じる必要がある。

- 2 難病法の施行に伴い、指定難病に係る特定医療費については、国が1/2を負担することになっている。しかし、特定医療費支給の前提となる支給認定の事務に関する経費については、都道府県が負担することとなっている。また、特定疾患治療研究事業に係る医療費については、難病法の施行に伴う対象疾患の減少により大幅に減少したものの、全都道府県において超過負担が解消されているものではない。

本来、難病患者の経済的負担の軽減は国の責任において実施されるべきものであることから、都道府県の財政的負担の解消を行うべきである。

【提案項目】

国の責任において必要な財源を確保しつつ、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

【提案理由等】

我が国のB型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者数は300万人を超えていると推定され、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症とも言われている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成としては、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、重篤化した場合の肝硬変・肝がんの入院費等については助成対象となっていない。

平成22年1月に施行された肝炎対策基本法の前文において、B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について国の責任を明記した上で、肝炎対策を総合的に策定し、実施する責務を定めていることから、肝硬変及び肝がん患者に対し、国の責任において必要な財源を確保し、支援策を講じる必要がある。

76 WHO推奨ワクチンの定期接種化

提出先 厚生労働省

【提案項目】

予防接種は健康における安全保障であるため、WHOが推奨するワクチンのうち、未だ定期接種化されていないムンプス及びロタについて、専門部会における接種の安全性に係る検討を進め、早急に定期接種化を図ること。

【提案理由等】

平成26年10月から、水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンが、平成28年10月からは、B型肝炎ワクチンが定期接種化されることになったが、VPD（ワクチンで防げる病気）の予防を更に促進するためには、WHOが推奨するワクチンのうち、現在、専門部会において副反応等に係る検討が行われているが、未だ定期接種化されていないムンプス及びロタについて、早急に定期接種化する必要がある。

[WHO推奨予防接種における日本の定期接種実施状況]

WHO推奨予防接種	日本における定期接種実施状況
BCG（結核）	
ポリオ	
DTP（D：ジフテリア、T：破傷風、P：百日せき）	
麻しん	
風しん	
ムンプス（おたふくかぜ）	×
B型肝炎	
HIb（インフルエンザ菌b型）	
肺炎球菌（小児）	
HPV（子宮頸がん予防）	
ロタ	×

77 全国がん登録における体制整備

提出先 厚生労働省

【提案項目】

全国がん登録を円滑に実施し、得られたデータを地域のがん対策の推進に十分に活用できるよう、都道府県における全国がん登録の事務処理及びその活用に係る専門人材の確保について支援を行うとともに、全国がん登録システムの充実を図ること。

【提案理由等】

全国がん登録は全国一律の制度ではあるが、このデータを活用し、都道府県が地域の実情に応じたがん対策を進めることは、我が国全体の健康寿命の延伸にも寄与するものである。

本県は全国で2番目に人口が多く、取り扱う患者情報が膨大なことから、効率的かつ迅速に事務処理を進めるには、腫瘍学・疫学・生物統計学・情報処理学などの各分野及びがん登録に関する専門知識を持った人材配置が必要である。

また、がん登録により得られたデータを有効に活用し、科学的根拠に基づき本県のがん対策を推進していくためには、例えば、他の健康関連データと組み合わせた詳細な研究分析が必要であり、そのための専門人材の確保も必要である。

加えて、全国がん登録で収集したデータについて、どのようなデータが得られるか、未だ不透明な状況のため、都道府県がんデータベースの利用について、例えば、二次保健医療圏や市町村単位でデータが活用できるよう、システムの充実を図り、早急に都道府県に具体的なデータの提供内容を示すことが必要である。

【提案項目】

原爆被爆者二世に対して、医療費助成などの援護施策の充実を図ること。

【提案理由等】

現在、原爆被爆者二世の援護施策は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」には規定されておらず、健康診断については国庫補助により全国的に実施されているものの、被爆者に対して行われているようながん検診費用や医療費の助成などは行われていない。

しかしながら、原爆被爆者二世は、被爆者と同様に、健康面で大きな不安を抱えながら生活しており、国による統一的な健康管理事業の実施や医療費の助成などが大きな課題となっている。そこで、これらの援護施策について、法律に規定し、がん検診費用や医療費の助成などについても国が財源措置を行い、原爆被爆者二世が安心して生活できるよう支援する必要がある。

79 医療機関等の仕入れに係る消費税問題の抜本的解決

提出先 財務省、厚生労働省

【提案項目】

医療機関等が設備や医薬品等の仕入れの際負担する消費税について、抜本的な解決が図られるよう検討を進めること。

【提案理由等】

医療機関等で設備や医薬品等を仕入れる際に負担する消費税は、社会保険診療が非課税のため仕入控除ができず、医療機関が負担しているため、実質的な負担とならないよう、診療報酬に点数を上乗せすることで対応している。

このような医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省の「中央社会保険医療協議会」などで検討が行われているところであるが、実態を十分に把握した上で対応を図る必要がある。

【提案項目】

喫緊の課題である少子化対策の抜本強化に向けて、地方自治体の取組に対する財政支援を継続・強化するために地域少子化対策重点推進交付金の拡充及び運用の弾力化措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した事業採択並びに事業の早期の事業着手に向けた事業採択の迅速化を図ること。

【提案理由等】

平成29年度当初予算における地域少子化対策重点推進交付金は、新年度になっても事業採択の状況が判明しないため、事業の早期着手ができていない。

また、対象事業が自治体の先駆的な取組から優良事例の横展開の取組における例示事例へと絞られ、補助率も10/10から1/2となったことから、当該交付金を活用して自治体の実情に応じた少子化対策事業に取り組むことが困難な状況にある。

81 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

子ども・子育て支援新制度では、私立幼稚園等の利用者に対する給付についてのみ、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられていることから、速やかに廃止すること。

【提案理由等】

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前児童の教育・保育を保障するため、公的給付を行うこととし、国がその2分の1を負担する原則となっている。しかし、私立幼稚園等の利用者に対する給付についてのみ、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する経過措置が設けられているが、国が責任を持って財源負担するべきである。

提出先 総務省、財務省、厚生労働省

【提案項目】

未婚のひとり親を含め、ひとり親世帯に対する支援の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 未婚のひとり親世帯に対する、結婚歴のあるひとり親と同等の経済的支援
 - (1) 未婚のひとり親世帯が、結婚歴のあるひとり親世帯と同等の税控除を受けられることができるよう、所得税法を見直し、未婚のひとり親世帯に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。
 - (2) 所得税法の改正により寡婦（夫）控除が未婚のひとり親世帯へ適用されるまでの措置として、未婚のひとり親世帯が結婚歴のあるひとり親世帯と同等の経済的支援を受けられることができるよう、保育所徴収金基準額など所得税法をもとに算定される徴収基準等について、国の各制度を見直し、寡婦（夫）控除の「みなし適用」の実施に対する環境整備を図ること。
- 2 ひとり親世帯に対する自立支援施策の充実
ひとり親世帯が、安定的で自立した生活が営めるよう、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の見直しや給付型支援策の創設を行うこと。

【提案理由等】

「全国母子世帯等調査」（厚生労働省平成23年度調査）によると、母子世帯数は123.8万世帯（前回18年度調査比：8.7万世帯増、7.6%増）、そのうち未婚の母子世帯は7.8%で、前回調査の6.7%を上回り、増加している。

また、「平成25年国民生活基礎調査」（厚生労働省調査）では、母子世帯の平均所得は243万円、全世帯の537万円、児童のいる世帯の673万円と比較して、非常に低い水準となっている。

このような状況において、未婚のひとり親については、配偶者と死別または離別したひとり親に適用される所得税上の寡婦（夫）控除の対象外とされていることから、結婚歴のあるひとり親世帯と比較して、課税額だけでなく、課税額により算定される保育料などの各種制度の負担額が大きくなっており、経済状態は非常に厳しい。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが重要であり、また、公平性の観点から結婚歴の有無により経済的支援に差が発生することについて合理的な理由は存在しないと考えられることから、寡婦（夫）控除の対象を、未婚のひとり親へ拡充する必要がある。

また、それまでの間、地方自治体が未婚のひとり親に対して、独自に寡婦（夫）控除の「みなし適用」を実施し、保育料の減免等を行った場合、その財源は地方自治体の負担となることから、保育所徴収金の算定基準を見直すなど、地方自治体の寡婦（夫）控除の「みなし適用」の実施に対する環境整備を行う必要がある。

さらに、ひとり親への支援として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度があるが、ひとり親世帯の償還の負担を鑑み、制度見直しや給付型支援策の創設のほか、就業支援施策の充実などにより、自立の促進を図る必要がある。

（神奈川県担当課：県民局子ども家庭課）

【提案項目】

急増・深刻化する児童虐待相談や困難事例に適切かつ迅速に対応するため、次の措置を講じること。

1 児童相談所における専門相談体制の拡充

子どもの心のケアや健康面のアセスメントを充実するため、児童相談所の児童福祉司、児童心理司及び保健師等、専門職員の配置に対する財政措置をさらに充実すること。また、児童福祉司と同様に児童心理司及び保健師についても配置基準の法定化を行うこと。

2 所在不明児童の情報共有の仕組みづくり

自治体間での所在不明児童についての情報共有が可能となるよう、国が情報を一元化する仕組みを創設し、個人情報の提供を含む情報提供のルールを定めること。

3 市町村の要保護児童対策地域協議会等への支援

相談窓口の整備や要保護児童対策のためのネットワークの充実、人材養成・確保が図られるよう、適切な財源措置を行うこと。

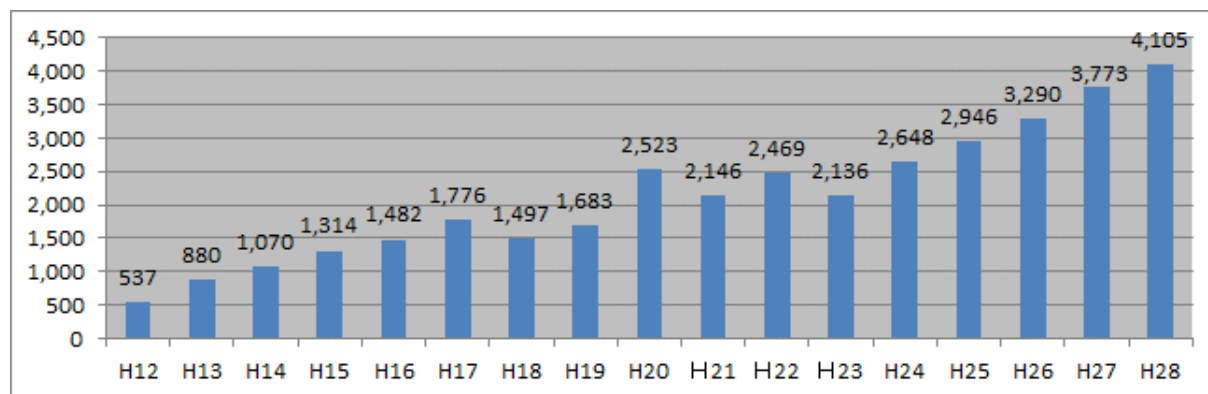
【提案理由等】

児童福祉法の改正により児童福祉司の配置基準については法定化され、財源措置も充実したが、示された配置基準には至っておらず、児童相談所の相談・援助体制は、現状では十分とはいえない。そのため、専門職員の配置を円滑に実現できるよう適切な財源措置を行い、児童心理司及び保健師の配置基準についても法定化し、児童相談所の体制強化を図る必要がある。

また、居所不明児童に関しては、個人情報保護やD 被害者への配慮などから、地方自治体が収集できる情報は限られているため、全国統一の仕組みとルールが必要である。

さらに、児童相談所の体制強化だけでなく、児童虐待防止のための地域連携の仕組みである要保護児童対策地域連携協議会など市町村の役割の更なる充実も必要である。

本県所管における児童虐待相談対応件数の推移



平成18年4月に横須賀市、平成22年4月に相模原市が県所管から除かれる。

(神奈川県担当課：県民局子ども家庭課)

【提案項目】

義務教育水準の維持向上のために必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度について、次の措置を講じること。

- 1 地方の実情を踏まえた対象範囲の拡大及び教員の給与実態を反映した制度改革
義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育制度の根幹をなす制度であり、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう、対象範囲を拡大するなど、早急に制度を改めること。
- 2 制度見直しの際に地方への負担転嫁とならない財源措置
今後、義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないような財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 不登校などの教育課題に対応するため、本県が独自に配置している教育支援センター（適応指導教室）担当教員の人件費については、義務教育費国庫負担金の算定対象外とされ、その費用は本県の負担となっている。また、本県にとって大きな課題となっている児童・生徒支援分野（いじめ、暴力行為対策と不登校への対応）を専ら担当する充て指導主事については、国から配分される定数が充分でないため、一部を県単独で追加配置している。しかし、これらの教員等は、義務教育における喫緊の課題に対応するため必要不可欠であることから、義務教育費国庫負担金の対象とし、拡充を図る必要がある。

また、義務教育の教職員人件費については、義務教育費国庫負担金において国がその3分の1を負担することとなっているが、その算定上の国の給与単価は、公立学校職員の給与実態が反映されていないため、地方の実情が反映される算定方法に改め、国が十分に財源措置をする必要がある。

さらに、学校事務職員及び学校栄養職員については、以前、直接児童・生徒の指導に当たらないことを理由に国庫負担の対象から除外する議論があったが、校長の下で、教諭等とともに、学校の円滑な運営を担う職員であり、引き続き義務教育費国庫負担金の対象とする必要がある。

- 2 今後、国において義務教育費国庫負担制度の見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう地方に財源措置を講じることが重要である。

【提案項目】

学級編制の柔軟な対応等のため、義務標準法及び高校標準法について、次の措置を講じること。

1 教職員定数及び学級編制の弾力化

義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、義務標準法を改正すること。

また、高等学校についても、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるよう高校標準法を改正すること。

さらに、特別支援学校についても、児童・生徒の障がいの種別や状況に応じた学級編制が可能となるよう、義務標準法及び高校標準法を改正すること。

2 公立高等学校における技術職員等の定数措置

公立高等学校の水産に関する専門教育を主とする学科では、漁業実習のために実習船を保有しており、技術職員を雇用する必要があるため、標準法において算定されるようにするとともに、福祉科の実習授業を充実させるため、福祉に関する学科を置く全ての公立高等学校に実習助手を配置できるよう措置を講じること。

また、公立高等学校の養護教諭及び実習助手の定数についても、非常勤の講師の数に換算できるよう、標準法を改正すること。

【提案理由等】

1 義務教育においては、深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方が弾力的な定数配置を行えるよう、加配定数の基礎定数化をはじめとする改善を図る必要がある。また、全国一律の学級編制の標準についても、地域の実情に応じた工夫により、柔軟な対応ができるよう、義務標準法を改正する必要がある。

また、高等学校の学級編制についても、全国一律に定めるのではなく、学校の状況や学科・課程に応じた学級編制が可能となるように高校標準法を改正する必要がある。

さらに、特別支援学校についても、在籍する児童・生徒の障がいの状況や種別、地域の実情に応じた学級編制が可能となるよう、義務標準法及び高校標準法を改正する必要がある。

2 本県では、総トン数646トンの大型実習船を保有し、年間2回連続80日程度の航海を実施するなど、将来の水産を担う中堅技術者の養成を行っている。実習船という性格上、任用する技術職員は、単に技術的に優れているだけでなく、生徒指導の面でも卓越した資質を有することが望まれる。実践的技術や知識の指導者として、高い資質を備えた人材を確保するためにも、標準法で定数算定されることが必要である。

また、高等学校の学習指導要領において福祉科が設置されているが、実習助手の配置は、実習指導を充実させるため必要なものであり、標準法で定数算定されるべきである。

さらに、現在の標準法では、教諭等の数についてのみ非常勤の講師への換算が可能となっているが、養護教諭及び実習助手についても換算を可能とし、複数配置等を推進できるよう、標準法を改正する必要がある。

(神奈川県担当課：教育局教職員人事課)

【提案項目】

地方の教育施策に柔軟に対応し、インクルーシブ教育を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 就学先決定に係る就学手続きの変更
市町村教育委員会が個々の児童・生徒の就学先を検討する際に、都道府県教育委員会も会議等に参加し、就学先決定に対して関与できる制度を実現すること。
- 2 特別支援教室構想の早期実現
小・中学校等に在籍する支援が必要な児童・生徒が、原則通常の学級に在籍し、必要な時間にだけ、特別な指導を受けるようにする特別支援教室構想を早期に実現すること。
- 3 特別支援教育コーディネーターの定数改善
小・中学校等の通常の学級に在籍する発達障がいを含む、支援が必要な児童・生徒への教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターについての教職員定数の改善を着実に実施すること。
- 4 就学奨励費の高等学校への支給対象拡大
後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進し、障がいのある生徒の高等学校進学を促進するため、高等学校も就学奨励費の支給対象とする措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 障がいの有無にかかわらず、児童・生徒が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育を推進するため、就学先の決定にあたっては、保護者や専門家からの意見聴取をし、総合的に判断することに加え、都道府県教育委員会からの意見を考慮し、市町村と連携するしくみを制度化する必要がある。
- 2 インクルーシブ教育を推進するためには、通常の学級において個々の児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し、的確な支援を進める必要がある。教育的ニーズのある児童・生徒に対しては、多様で柔軟な教育の場を提供することが重要である。モデル事業の結果等を踏まえながら早期に特別支援教室構想を実現し、必要な時間に、特別な指導を受けられる教育環境の整備が急務である。
- 3 特別支援教育コーディネーターについて、本県では、平成16年度から積極的な養成に努めてきた。その結果、小・中学校等においては、コーディネーターを中心に、校内支援体制の構築等の具体的な取組が進み、高い成果が現れているが、学級担任及び養護教諭としての業務に加えてコーディネーターとしての役割を担う必要があり負担が大きい。インクルーシブ

教育の推進に向け、多様な学びの場を整備するため、また、校内支援体制を充実させるため、教職員定数を改善し、人材を確保する必要がある。

- 4 後期中等教育段階におけるインクルーシブ教育を推進するためには、障がいのある生徒が中学校卒業後の進路選択をする場合に、特別支援学校だけではなく、高等学校も選択肢のひとつとしていく必要がある。現在の就学奨励費の制度では、高等学校は対象となっていないが、高等学校への進学を選択した場合でも、保護者の金銭的負担を軽減するため、高等学校に在籍する障がいのある生徒を就学奨励費の対象とする必要がある。

87 特別支援学校における看護師等の配置

提出先 文部科学省

【提案項目】

特別支援学校において、医療的ケアの充実や地域のセンター的機能の強化を図るため、次の措置を講じること。

1 看護師等の配置基準の新設

看護師、作業療法士、理学療法士等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設すること。

2 医療職等の配置

標準法において算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等、教員以外の職員を非常勤職員として配置できるようにすること。

【提案理由等】

特別支援学校においては、医療的ケアの対象者が増加するとともに、地域の小・中学校等への巡回相談等、地域のセンター的機能のニーズが極めて高くなっている。また、就労支援の充実が求められている。

1 本県では、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士に、特別免許状等を授与し、教員として任用しているが、今後は、インクルーシブ教育システム構築に向け、特別支援学校以外の多様な学び場においても、医療的ケアや地域のセンター的機能による支援の一層の充実・強化が必要であり、看護師、作業療法士、理学療法士等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設する必要がある。

2 医療的ケアや地域のセンター的機能の充実・強化に加え、就労支援を促進するため、標準法で算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等の教員以外の職員を非常勤職員として配置し、より柔軟な支援ができるようにする必要がある。

提出先 文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向け、通学支援を充実させるため、市町村地域生活支援事業について必要な財源措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、原則、小・中学部の児童・生徒及び肢体不自由教育部門の高等部生徒をスクールバス乗車対象者としている。そのため、特別支援学校に在籍する児童・生徒のスクールバス乗車対象者の増加については、スクールバスを増車することにより、運行範囲の拡大や乗車時間の短縮に努めている。

知的障害教育部門の高等部生徒については、乗車スペースに余裕がある場合に学校長の判断により乗車可能としているが、保護者の送迎に頼らざるを得ない場合が多い。障がいのある児童・生徒の将来の自立と社会参加を促進するためには、スクールバスの増車という取組に加え、公共の交通機関を利用した学校までの移動や、バス停までの移動についても支援の充実が必要である。

障がいのある児童・生徒の卒業後の自立と社会参加を進めるためには、在学中から移動支援などの福祉サービスを利用し、通学支援を充実し保護者の負担を軽減する必要がある。このことから、福祉サービスとしての移動支援を充実させることが急務である。しかし、移動支援は市町村地域生活支援事業に位置付けられているものの、国の補助率は法定の補助率の上限を下回る状況が続いており、市町村における通学支援の充実を図る上で支障となっている。

【提案項目】

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から3年間の悉皆調査として実施された後、平成22年度から抽出調査に切り替えて実施された。その後、平成25年度からは、対象学年の全児童生徒を対象とした悉皆調査が実施されている。今後、この調査のより一層の活用を図るため、次の措置を講じること。

1 悉皆調査の継続的な実施

児童・生徒一人ひとりの学力を把握し、今後の学力向上の取組に調査結果を活用するために、全国学力・学習状況調査を悉皆調査として継続して実施すること。

2 抽出調査を実施する場合の設置者等への負担の軽減

抽出調査を実施する場合は、抽出対象外の学校が調査に参加することを希望する設置者が、費用や採点、集計・分析等の負担を強いられないように、また、学校及び教職員に業務上の負担が生じないように、国が責任をもって配慮すること。

【提案の理由等】

平成19年度から3年間、悉皆調査で実施された全国学力・学習状況調査において、各教育委員会及び各学校は、調査結果を十分に活用し自らの取組を把握・検証するとともに、児童・生徒一人ひとりの学習状況の改善を図り、教員の授業改善や指導方法の工夫・改善に努めてきた。

しかしながら、平成22年度から抽出調査に変更されたことにより、県の状況についてはおおむね把握できるが、詳細な状況把握及び分析等には生かしくくなっている。平成29年度は対象学年の全児童生徒を対象とした調査が実施されたが、今後、悉皆調査が継続的に実施されるのかについては示されていない。

なお、抽出調査を実施する場合、抽出対象以外の学校は、希望利用方式により国から同一問題の提供を受け調査を実施することができるが、その採点・集計等は設置者が自らの責任と費用の負担で行うこととされていることから、地方自治体や学校に大きな負担が強えられることとなる。

そこで、悉皆調査での成果を踏まえ、平成19年度からの3年間と同様に悉皆調査の実施を望む意見もあることから、関係者の意見を広く聴き、地方自治体へ負担転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、継続的な悉皆調査とすることを強く提案する。

90 児童・生徒の不登校等に対応した取組の充実

提出先 文部科学省

【提案項目】

問題を抱える児童・生徒等に対する取組の充実を図るため、次の措置を講じること。

- 1 教育支援センター（適応指導教室）への専任教員の配置
不登校児童・生徒の自立や学校生活の再開を支援するため、教育支援センター（適応指導教室）に配置される専任教員について標準法において算定すること。
- 2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置
 - (1) 児童・生徒の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校職員として位置付け、標準法において算定すること。
 - (2) 当面の措置として、標記の両事業の国庫補助率を3分の1から2分の1に還元すること。
 - (3) 安定的な配置の観点から、各都道府県教育委員会等の意向を踏まえ国庫補助額を決定するとともに、内示時期を早めること。

【提案の理由等】

不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、効果的な支援を行うことのできる専任教員を教育支援センター（適応指導教室）に配置することが有効である。

また、不登校等の児童・生徒は学校以外にも様々なストレスや悩みを抱えており、それらを相談・支援できる体制を整備することが重要で、「心の問題」の早期発見・早期対応や児童・生徒が置かれた環境に働きかけて支援を行う役割を担うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの継続した配置が不可欠である。

神奈川県公立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移

	小学校			中学校			合計		
	全児童数	不登校児童数	発生率	全生徒数	不登校生徒数	発生率	全児童・生徒数	不登校児童・生徒数	発生率
21年度	475,693	2,146	0.45%	202,448	7,673	3.79%	678,141	9,819	1.45%
22年度	474,156	2,246	0.47%	203,132	7,556	3.72%	677,288	9,802	1.45%
23年度	469,542	2,149	0.46%	207,684	7,132	3.43%	677,226	9,281	1.37%
24年度	463,403	1,908	0.41%	209,568	6,646	3.17%	672,971	8,554	1.27%
25年度	459,278	2,179	0.47%	210,880	6,819	3.23%	670,158	8,998	1.34%
26年度	456,741	2,443	0.53%	210,296	6,920	3.29%	667,037	9,363	1.40%
27年度	454,730	2,319	0.51%	209,696	6,617	3.16%	664,426	8,936	1.34%

(神奈川県担当課：教育局子ども教育支援課)

91 中学校給食普及のための給食施設の補助制度の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

中学校給食の普及のため、学校施設環境改善交付金の給食施設に係る交付制度について、施設の基準面積や建築単価などの拡充を図ること。

【提案理由等】

給食は、心身の成長期にある生徒の栄養摂取はもちろん、食育を推進するといった、教育面での効果も重視されている。このため、小学校はもちろん、中学校においても給食を実施し、生徒の健全な成長と食に関する知識の習得を図ることが必要である。

しかし、本県の中学校給食の実施率は、29.7%と低い水準にあり、今後、中学校給食を普及するためには、各市町村の給食施設の整備に要する経費負担が課題となっている。

本県の市町村給食施設への学校施設環境改善交付金の実績では、実工事費に対する交付金割合は、この3年間の合計で25%を下回っている。

そこで、多額の経費を要する給食施設について、学校設置者の財政負担を軽減するため、学校施設環境改善交付金のうち、給食施設整備に係る制度について、交付対象となる施設の基準面積、建築単価の引上げを行うとともに、対象自治体の財政力面での条件の緩和を行うなどにより、十分な財源措置を講じられたい。

提出先 内閣府、警察庁、総務省、財務省、経済産業省

【提案項目】

青少年を取り巻く社会環境の健全化に社会全体で取り組むため、次の措置を講じること。

- 1 青少年の健全育成の取組に対する支援
青少年の健全育成のための地方自治体や地域の青少年育成関係団体の取組に対し、より具体的な支援を行うこと。
- 2 たばこ・酒類の販売時における年齢確認の徹底
未成年者の飲酒及び喫煙の防止については、販売時の取組が最も重要であることから、関係業界に対し、法令遵守はもちろんのこと、証明書による年齢確認の徹底を強く指導すること。
さらに、法整備により、年齢確認の方法を具体的に規定し、実効性を確保すること。また、保護者や国民の意識啓発を図るため、全国的な広報活動を展開すること。
- 3 出版の内容等の青少年への配慮
出版関係業界に対し、内容、販売方法等について、青少年への影響に十分配慮するよう要請すること。
- 4 青少年のインターネット利用に関する総合的な取組の推進
コミュニティサイトを介して青少年が犯罪被害に巻き込まれる事件が多数発生している状況や、インターネット接続環境の変化などを踏まえ、青少年の適切なインターネット利用に関し、保護者に対する普及啓発の支援、生活習慣への悪影響の防止などの総合的な取組を引き続き進めること。
- 5 青少年に有害な営業への適切な対策
都市部において女子高校生を商品化したいいわゆる「JKビジネス」が出現するなど、現行法規では取り締まることが難しい、青少年の健全育成を阻害するおそれのある新たな営業に対し、国において適切な対策を講じること。
- 6 児童ポルノ事犯の規制強化
中高生等が、インターネットで知り合った相手からだまされたり、脅されたりして裸の画像をメール等で送る「自撮り被害」が深刻化しているため、法改正により対策を強化すること。

【提案理由等】

- 1 青少年の健全育成に向けた国としての理念や施策体系の整備は一定程度進んできているが、地方自治体や青少年育成関係団体により各地域で実践されている青少年の健全育成に向けた取組に対する支援策が明らかにされていない。

地域活動をより活性化するためには、地域において青少年の健全育成に取り組む人々が活動しやすい環境整備など、人材確保等に対する国による具体的な支援が必要である。

- 2 たばこ自動販売機への成人識別装置の導入など関係事業者の取組が一定程度進んできているが、依然として補導人数等は多数に及んでおり、販売時の取組を法整備により、一層強化する必要がある。

また、販売時の年齢確認に係るトラブルや、未成年者の喫煙を容認する保護者の存在が指摘されているため、保護者や国民に対する意識啓発を全国的規模で実施する必要がある。

- 3 出版等の関係業界が発信する情報には、依然として、性や暴力を安易に扱う風潮があり、特に、青少年を性や暴力の対象として取り扱った作品への国際的批判もあるため、青少年への影響を考慮するよう国が強い指導力を発揮する必要がある。

- 4 コミュニティサイトを介して犯罪被害に巻き込まれた青少年が毎年増加しており、被害にあった青少年の9割以上がフィルタリングを設定していない。また、インターネット接続機器は、携帯電話・PHSだけではなく、ゲーム機や急速に普及しているスマートフォンなど多様化している。

そこで、フィルタリング技術の開発・提供などについて、事業者への指導・支援を積極的に行うとともに、青少年が適切にインターネットを利用するための保護者に対する普及啓発の支援やインターネットの過度な利用などによる青少年の生活習慣への悪影響の防止などの総合的な取組を進める必要がある。

- 5 JKビジネスなどの青少年の健全育成を阻害する新たな業態が、都市部を中心に出現しており、本県では、こうした営業に対し条例改正による規制を検討しているが、これらの中には、店舗を持たずインターネットを介し県域を越えて従業員を派遣するものなどもあり、実態把握が難しく、自治体レベルでの規制には限界がある。

このため、JKビジネスに対する自治体の取組に対し適切な支援を行うとともに、これらの実態を的確に把握し、早期に国において広域的に規制することが必要である。

- 6 現行の児童買春・児童ポルノ禁止法では、画像を入手した段階でしか摘発の対象とならないため、摘発時は既に画像が流出・拡散し、完全に消し去ることは難しい。

被害の未然防止を図るには、画像の送付を求めるなど要求した段階で取り締まることが効果的であり、何人も青少年の裸の画像の提供を要求してはならない旨、国において規制することが必要である。

【提案項目】

幼児・児童・生徒の安全や快適な教育環境を保持するため、施設整備に係る次の措置を講じること。

- 1 施設整備事業に係る財政措置及び補助制度の拡充
幼稚園、小・中学校、特別支援学校等に係る新增改築、大規模改造、地震防災対策等の施設整備事業については、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう十分な財政措置及び全ての事業採択を年度当初から講じるとともに、補助制度の拡充を図ること。
- 2 高等学校の耐震対策への財政支援
耐震化が遅れている高等学校の施設整備事業について、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等と同様に「学校施設環境改善交付金」等の対象とすること。

【提案理由等】

- 1 幼児・児童・生徒の急増期に建設した学校施設の老朽化対策や教育環境整備などが緊急かつ重要な課題となっているが、設置者の計画事業について「学校施設環境改善交付金」の採択が見送られているものがある。年度当初から早急かつ計画的に事業が実施できるよう、国による十分な財政措置が必要である。
- 2 高等学校の耐震化や老朽化した建物の改築及び小規模な施設整備事業を推進するため、「学校施設環境改善交付金」の対象の拡大や下限額の引下げ、また、施設整備等に伴うアスベスト対策費等補助制度の拡充が必要である。

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 5 幼稚園特別支援教育経費の地方超過負担の解消等
幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 6 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 7 高等学校等就学支援金の低所得世帯への助成の充実等
高等学校等就学支援金の低所得世帯の生徒への助成を充実するとともに、事務手続の簡素化を図ること。
- 8 私立学校授業料減免事業等への支援の継続
高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に必要な財政支援を行うこと。
- 9 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援
東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援を引き続き行うこと。

10 学校施設耐震化のための財源確保等

学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は14%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 5 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするるとともに、統合保育を一層促進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 6 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 7 高等学校等就学支援金については、一層の充実を図る必要がある。また、事務手続が煩雑であり、学校や保護者の負担となっていることから、事務手続の簡素化を図ることが必要である。
- 8 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところであるが、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転せず、私立学校授業料減免事業や奨学金事業による高校生等への修学支援は不可欠であるので、国からの早期の財政支援が必要である。
- 9 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒に対して「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援を実施してきたところであるが、被災者の経済状況は厳しい状況にあり、長期的に就学支援を継続する必要がある。
- 10 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、耐震調査の促進の妨げとなっている。

【提案項目】

公立高校授業料無償制の見直しにより、支給されることとなった高等学校等就学支援金について、多様なニーズに応える新しいタイプの通信制高校に対しては、支給限度額を加算すること。

【提案理由等】

本県では、通信教育の特性を生かしながら、平日の昼間に登校して、きめ細かな学習指導により学習を進めることができる、新しいタイプの「平日登校講座」の科目を設けている。

この「平日登校講座」により履修する科目の1単位当たりの授業料（700円）は、生徒の享受するサービス面及び学校の負担面から、標準的な通信制高校の1単位当たりの授業料（350円）より高く設定している。

しかしながら、国の公立高校授業料無償化制度においては、従来から、こうした本県の実情が考慮されておらず、平成25年12月の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正（平成26年4月から「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」として施行）においても、通信制高校の就学支援金については、依然として、標準的な通信制高校の授業料を基準として支給限度額（336円/単位）が設定されている。

このため、新しいタイプの通信制高校については、授業料（700円/単位）と支給限度額（336円/単位）の差額（364円/単位）を就学支援金受給権者である生徒から徴収することは制度の趣旨に反することから、差額相当額は本県が負担をしているところである。

そもそも、「低所得世帯の生徒に対する一層の支援を図る」という法律の趣旨を実現することは国の責務であるので、通信制高校については、授業料の実情に応じたきめ細かな支給限度額の設定が必要である。

県授業料と支給限度額との比較

	神奈川県 <small>の</small> 授業料	就学支援金の支給限度額
標準的な通信制高校	350円/単位	336円/単位
新しいタイプの通信制高校	700円/単位	336円/単位
(参考)		
全日制	9,900円/月	9,900円/月
定時制	2,700円/月	2,700円/月

県立通信制高校の「平日登校講座」履修の状況（平成29年5月1日現在）

履修登録生徒数	単位数（単位）	
	平日登校講座履修	平日登校講座履修以外
2,758人	16,850単位	44,266単位

【提案項目】

高等学校等就学支援金について、制度の本来の趣旨である所得に応じた支給が公平に行われるよう、受給資格の判定を現在の市町村民税所得割額を基準とする方法から、課税標準など他の指標を基準とする方法に改善すること。

【提案理由等】

高等学校等就学支援金は、支給の前提となる所得を判定するため、親権者の市町村民税所得割額を基準とする方法を用いているが、この方法では、次の理由により、同一の所得の世帯であっても、支給がされない、又は支給額に差が生じるという問題がある。

- ・ 標準税率（市町村民税6%、都道府県民税4%）によらず、超過課税・独自減税をしている市町村が存在するため。
- ・ 住宅ローン控除、ふるさと納税等の寄付金控除等を行っているため。

また、平成30年度から、政令指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率については、市民税は8%、道府県民税は2%となることから、高等学校等就学支援金についても判定方法の見直しが必須となるが、仮に都道府県民税所得割を加えて判定する場合には、本県では県民税所得割に対して超過課税を行っていることから、影響が生じる。

以上を踏まえ、高等学校等就学支援金について、制度の本来の趣旨である所得に応じた支給が公平に行われるよう、受給資格の判定を現在の市町村民税所得割額を基準とする方法から、課税標準など他の指標を基準とする方法に改善することが必要である。

97 高校生等奨学給付金の拡充

提出先 文部科学省

【提案項目】

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減すること。

【提案理由等】

高校生等奨学給付金事業は、平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）」が施行されることに併せて、平成26年度から開始された国庫補助事業であり、毎年支給単価が拡充されている。

しかし、支給対象は、生活保護受給世帯又は市町村民税所得割額が非課税である世帯とされていることから、課税世帯であっても非課税世帯に近い経済的困窮世帯層に対する支援は実施されていない。

そのため、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金の支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することが必要である。

【提案項目】

連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するため、公益財団法人日本国際教育支援協会に対し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金で実施している機関保証制度を、都道府県の奨学金を受ける高等学校等の生徒も利用できるよう働きかけること。

【提案理由等】

私立高校生等が学業を断念することがないように国の交付金により設置した「高校生等修学支援基金」が、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えの中で、平成26年度末で廃止となった。

平成27年度以降は、「高校生等修学支援基金」による支援や、日本育英会からの業務移管に伴う「高等学校等奨学金事業交付金」が廃止されたことから、奨学金の原資の一部となる返還金確保のため、奨学金返還金の回収が一層重要になっている。

また、就学支援金や奨学給付金など給付型の就学支援制度が充実するなど奨学金を取り巻く環境が変化してきていることを踏まえ、平成27年度に条例改正を行い、平成28年度から奨学金の成績要件を廃止し、「学業成績がすぐれた者」(育英)から「勉学意欲がある者」(就学支援)のための奨学金へと大きく転換を図ったところである。

一方で、貸付時における人的保証要件は不可欠な状況であるが、経済的困窮度の高い人ほど、連帯保証人を選定することが困難な傾向があることから、連帯保証人を選定できずに奨学金の申込みを断念する生徒を救済するための「機関保証制度」が必要である。その機関保証制度の実施主体には、低い保証料で継続的に安定して業務を実施することが求められ、都道府県単位で個別に調整することは困難である。

そこで、平成16年4月に独立行政法人日本学生支援機構を設立する際に、国会での議論を踏まえて創設した公益財団法人日本国際教育支援協会が、独立行政法人日本学生支援機構に対して行っている機関保証制度を、日本育英会から事業を引き継いだ都道府県の奨学金を受ける者も利用できるように拡大する必要があり、そのためには、文部科学省から公益財団法人日本国際教育支援協会への働きかけが不可欠である。

【提案項目】

次期学習指導要領を踏まえて、専門高校における、将来のスペシャリスト、地域産業を担う人材及び人間性豊かな職業人を育成するため、専門高校の施設設備の充実・改善を図る必要があることから、学校施設環境改善交付金について、十分な額を確保するとともに、交付対象施設基準の拡充と補助率の引上げを図ること。

【提案理由等】

専門高校に整備されている施設は老朽化が激しく、故障等で使用できない施設があり、十分な教育活動が展開されていない。また、産業界における技術の進展と高度化は著しいものがあり、次期学習指導要領を踏まえて、地方創生の観点からも地域産業を担う専門高校の生徒が各専門分野においての技術・技能に対応できるように、新規施設も導入していく必要があることから、国による十分な予算措置が必要である。

なお、LEDを活用した水耕栽培施設やソーラー発電実験装置など、最先端の技術を活用した施設の一部は、学校施設環境改善交付金を活用できない。また、整備の際、県は3分の2の財政負担を求められることから、現行の交付対象施設基準の拡充と補助率の引上げが必要である。

【提案項目】

生徒の学習環境を改善するために、維持運営経費が増加する設備を地方自治体が安心して整備を行えるよう、空調設備設置率が高い都道府県の空調光熱費について国費助成制度を創設すること。

【提案理由等】

公立高校の授業料については、国の政策により平成22年度以降原則無償化され、それに伴い生徒が負担すべき授業料を、就学支援金として国が全国一律の基準で負担している。

しかしながら、公立高校の維持運営に係る経費は、地方自治体により違いがあり、特に、近年、熱中症対策などから、教室への空調設備の整備が進み、それに伴い公立高校の維持運営経費が増加している。公立高校原則無償化の政策を踏まえると単純な授業料引上げは困難であり、地方自治体はその費用を負担しているのが現状である。

そこで、地方自治体が、生徒の学習環境を改善するために、維持運営経費が増加する設備の整備を安心して行えるよう、空調設備設置率が高い都道府県の空調光熱費について国費助成制度を創設することが必要である。

【本県における影響額】

約3億円

※2,500円（生徒1人当たり空調光熱費）×約12万人（県立高校生）≒3億円

学級数	30クラス
生徒数	約1,000名
空調設備容量	約182kwh
基本料金増加額	約220万円
夏季稼働電気料	約26万円
生徒1人当たり	年額 約2,500円、月額 約200円

101 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続実施について

提出先 文部科学省

【提案項目】

被災児童生徒就学支援等事業交付金について、東日本大震災で被災し、経済的理由により就学困難な幼児・児童・生徒の就学機会を確保するため、現在の国庫補助率（10分の10）を維持した上で、今後も被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続して実施すること。

【提案理由等】

東日本大震災が発生してから7年が経過し、現在も、被災を起因とした経済的理由により就学困難な幼児・児童・生徒に対する就学支援等の事業を都道府県が実施するために必要とする経費を国が支援している。

現在でも、数多くの幼児・児童・生徒が就学の機会を得るため、支援を必要としている。

被災した幼児・児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、長期的な支援が必要である。

また、国の行政事業レビューなどで議論されている、補助率を引き下げるなどの既存事業へのソフトランディングを含めた内容の見直しは、現在の地方自治体の厳しい財政状況では負担が大きい。地方自治体へ負担転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保し、補助率を減じることなく、事業を継続していくことが必要である。

【提案項目】

グローバル化に対応した人材を育成するため、国際バカロレア認定校の導入について次の措置を講じること。

- 1 国際バカロレア認定校導入に係る費用の支援制度の構築
各地方自治体における円滑な導入に向けて、国際バカロレア機構による認定のための費用及び認定を継続させるための支援制度を構築すること。
- 2 国際バカロレア指導教員養成のための研修派遣等に係る支援制度の構築
認定校となるための適切な教育条件整備として必須である、バカロレア資格を持つ指導者の確保と養成に向けた教員の研修実施や研修派遣等の取組及び研修に係る教員定数加配に対する継続的な支援制度を構築すること。
- 3 国際バカロレアのプログラムを受ける生徒の教材及び受験料等の支援制度の構築
高額な洋書の学習教材費や統一試験の受験料など各家庭における経済的負担を軽減させ、希望者の増加につなげるための支援制度を構築すること。

【提案理由等】

社会のグローバル化が加速する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、日本の文化や諸外国の文化への理解力を身に付けて、様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成する教育が求められている。

国際バカロレアのプログラムは、生徒が将来、急速に進むグローバル社会を生き抜く上で、学び、そして働き続けるために必要な知性、人格、情緒、社会的なスキルを身に付けることができ、有益である。そこで、本県では、「県立高校改革実施計画（I期）」（平成28年～平成31年）の中で、国際バカロレア認定校を目指す高校を1校「認定推進校」に指定し、神奈川から世界に果敢にチャレンジするグローバル・リーダーの育成を目指した国際バカロレア認定校の設置に向けた準備を進めているところである。

一方、国際バカロレア認定校の導入及びその維持には、プログラムの適切な実施に関する審査及び認定手続きとそのため支援制度の構築が必要であり、導入に向けて、大きな課題がある。

国では、平成26年12月の閣議決定で、国際バカロレア認定校を2020年までに200校以上とすることを掲げているが、国が財政支援事業及びバカロレア担当教員の養成確保に向けた教員研修や加配支援を行うことにより、国際バカロレア認定校の導入促進につながるとともに、国際的な視野を持つ、グローバル人材の育成に資するものと考えられることから、支援制度の構築が必要である。

【提案項目】

グローバル教育の更なる充実に向け、平成30年度はスーパーグローバルハイスクール新規指定を行うこと。

【提案理由等】

本県では、横浜国際高等学校が、県立高校としては唯一スーパーグローバルハイスクールの指定を平成26年度から平成30年度まで受けている。

同校は、文部科学省の中間評価において、「専門家による指導を積極的に取り入れた質の高い取組であり、生徒の意識の変容も読み取ることができる」との評価を受けるなど、グローバル人材の育成に向けて、先進的な取組を推進している。

また、スーパーグローバルハイスクールとしての成果は、報告会、研修会、公開研究授業や生徒による発表会などを通じて、他校に普及し、全県立高校のグローバル教育の充実を図っている。

今後、同校は、スーパーグローバルハイスクールとして開発した課題研究をさらに深め、本県が指定する「国際バカロレア認定推進校」として、国際バカロレア機構からの認定を目指す。

一方、本県では、グローバル化に対応した先進的な教育を推進するために、「グローバル教育研究推進校」を6校指定しており、その中の1校を、横浜国際高等学校に続く、グローバル教育の核とすることを考えている。

国際的な視野をもち、多様な価値観を受容できる力を育む教育を推進するためには、課題研究等において専門家からの指導助言等が必要である。そのためには、スーパーグローバルハイスクール事業など、国庫の支援が必要不可欠となる。スーパーグローバルハイスクールは、これまで全国において成果を収めてきているが、その取組を継続・発展するためには、毎年、新規校の指定が必要である。

提出先 厚生労働省

【提案項目】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づく、中国残留邦人等に対する支援給付事業は、現在実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、地方自治体の負担を求めることなく、国の責任において実施すること。

【提案理由等】

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、平成20年4月から支援給付事業が開始され、地方自治体には生活保護法の例による財政負担が生じることとなった。

本制度は、中国残留邦人等の地域社会における自立の促進及び生活の安定を図るために実施するものとされているが、中国残留邦人等に対する支援については、現在実施されている旧軍人等に対する給付事業と同様、戦争被害に対する補償として、国の責任において実施すべきであり、地方自治体に財政負担を求めるべきではない。

提出先 総務省、法務省、厚生労働省、文部科学省

【提案項目】

県内の外国籍県民が増加し、定住化が進む中で、外国籍県民の地域参加の促進及び暮らしやすい環境づくりを図り、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進めるため、次の措置を講じること。

- 1 地域参加の道が閉ざされている制度の改善の検討
外国籍県民に対して法律的に地域参加の道が閉ざされている制度についての改善の検討を行うこと。
- 2 在留カードの常時携帯義務の廃止
在留カードの常時携帯義務を廃止すること。
- 3 在留カード・特別永住者証明書の更新案内の通知
2012年の制度変更に伴う切り替えの通知だけでなく、継続的に、在留カード・特別永住者証明書の更新案内を通知すること。
- 4 年金の脱退一時金の支給額の充実
帰国などにより、国民年金などの被保険者資格を喪失する外国人に支給される脱退一時金の支給額を充実すること。
- 5 医療通訳制度等の充実
異なる言語や文化を持つ外国人患者の支援のため、医療通訳制度の充実を図るとともに、制度の構築に当たっては、先行して普及している自治体等の制度との融合を図ること。
- 6 外国人学校の卒業生に対する保健医療人材養成施設への入学、入所資格の改正
外国人学校の卒業生に対して、大学などの教育機関や看護師等保健医療人材養成施設への入学、入所資格を認めること。
- 7 外国人学校の設置者に対する特定公益増進法人の認定等
外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を特定公益増進法人として認めること。また、指定寄附金についても指定の対象とすること。
- 8 医療費負担能力に欠ける外国籍県民の救済
医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のための抜本的な制度を創設すること。また、それまでの間、人道的立場から生活保護法による医療扶助の準用を認めること。

- 9 老齡基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置
在日外国人に係る老齡基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置
を講じること。

【提案理由等】

本県に在住する外国籍県民は、平成29年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数で18万5,859人であり、県民49人に1人の割合になっている。こうした人々は納税をはじめ日本人と同様の義務を果たしているにもかかわらず、権利の保障が十分ではない。このため、本県では平成10年11月に外国籍県民の声を県政に反映させる仕組みとして「外国籍県民かながわ会議」を設置し、取組を進めている。

しかし、国全体を通じた諸制度の改革を伴わなければ、外国籍県民とともに生きる社会を実現していくことは難しい状況にある。グローバル化が急速に進展する中で、抜本的な制度の改善・創設が必要である。

【提案項目】

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動などの、いわゆるヘイトスピーチについては、昨年、その解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定された。

この法律に基づき、国において相談体制の整備、教育の充実等、啓発活動等を推進するとともに、ヘイトスピーチに関する地方自治体の取組への支援を強化すること。

また、今後の状況によっては、日本国憲法が保障する「表現の自由」などに配慮しつつ、さらに実効性のある法律への見直しを検討すること。

【提案理由等】

本県では、国、市町村等と連携しながら、人権が全ての人に保障される地域社会づくりを進めている。また、172の国と地域の外国人の方々約18万5,000人が、県内で暮らしていることを踏まえ、豊かな多文化共生社会の実現を目指している。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、本県においても、平成26年8月に策定した「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」に基づいて、「世界に誇れる神奈川の姿」をつくりあげ、世界に向けて発信していくこととしている。

そうした中、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題になっているが、こうした行為は、人権尊重の視点からあってはならないことである。

平成28年6月に公布・施行された法律において、基本理念や国及び地方公共団体の責務が示された。本県においても、これを機に、これまで以上に、人権教育、人権啓発等の取組を進めていくところであるが、本法律には、ヘイトスピーチの規制に関する条項は盛り込まれていない。

なお、本法律の附則では、「法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘察し、必要に応じ、検討が加えられるものとする」とされている。

本県では、特定の地域において、繰り返し、ヘイトスピーチ・デモが行われてきた経緯があるため、今後の状況によっては、さらに実効性（禁止規定等）のある法律が必要となる可能性がある。

【提案項目】

旅券の不正取得や市町村への権限移譲の動きなど都道府県の事務及び負担が増大する中、今後とも正確かつ適切に旅券発給業務を遂行するため、現行の手数料の総額を変更せずに、都道府県の手数料を増額すること。

【提案理由等】

旅券の不正取得への対応や事故防止の観点から、日本国旅券の信頼性を維持するため、審査体制の強化が求められている。

また、旅券発給事務に係る市町村への権限移譲については、本県においても市町村の意向に沿って推進することとしており、平成24年7月には広域連携により藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町に、平成25年3月には相模原市に、旅券発給業務の一部を移譲した。

権限移譲を実施するに当たっては、当該事務の執行に要する経費を移譲先市町村に支払っているほか、適正な旅券発給業務体制を維持するため、本県と市町村との連絡会議の開催や、移譲先市町村職員への研修実施など、本県の負担が増大しているが、その財源となる手数料収入は、世界情勢や景気に左右されやすく、不安定であり、その収入額は十分とは言い難い。

したがって、現在の旅券発給体制における国と地方自治体の役割分担を見直すに当たって、旅券発給業務の都道府県手数料（標準額）の増額が必要であるが、申請者の負担増とならないよう、国の手数料を減額して総額を維持すべきである。

【提案項目】

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者が、円滑に就労し能力を発揮できるよう、次の措置を講じること。

1 受入れ制度の見直し

国家試験の合格率が低迷している現状を踏まえ、日本語が障壁とならないよう、更なる対策の充実を図ること。また、不合格者について、継続の意思がある場合は、在留期間の更新等により国家試験の受験機会を更に拡大するなど、制度の見直しを検討すること。

2 受入れ病院・施設の負担軽減

候補者受入れ病院・施設の負担が大きいことから、診療・介護報酬について、一層の充実を図るなど、受入れ側の更なる負担軽減策を講じること。

3 地方自治体の取組に対する財源措置

候補者に係る取組は、本来国の責任において実施すべきものであるが、きめ細やかな支援を行うためには地方の関わりが不可欠である。地方自治体が候補者や受入れ側の状況に即して行う支援に対し、財源措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 EPAの枠組みによる看護師等候補者の受入れにおいては、看護は3年、介護は4年以内に合格できなかった場合は帰国することになっているが、不合格だった場合でも就労前の日本語研修が不十分だった入国者については、特例として1年の延長が認められている。しかし、国家試験の合格率は低迷(平成29年3月発表全国の合格率:看護14.5%、介護49.8%)しており、日本語学習支援等の充実とともに、在留期間延長の特例など更に踏み込んだ見直しを検討する必要がある。
- 2 候補者を受け入れる病院・施設に対しては、候補者への学習等に係る経費の一部が助成されてはいるものの、いまだ経済的負担は大きい。
介護福祉士候補者については、介護報酬面で職員の配置基準に算入を認めるなど一定の改善が図られた。しかし、看護師候補者を受け入れる病院に対する措置は不十分であり、更なる負担軽減策が必要である。
- 3 本県では、候補者の習得度等に応じた学習支援を実施しており、介護福祉士は特に高い国家試験合格率をあげている(平成29年3月発表本県の合格率:介護81.3%)。全国の合格率を高めるには、このような地方自治体のきめ細かな取組への支援が不可欠である。

【提案項目】

わが国の男女共同参画社会の実現に向けて、全国共通の課題として特に推進していくべき次の施策について、適切な次の措置を講じること。

1 ライフキャリア教育の推進

社会に出る前の若者に対し、男女とも性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、生涯にわたりどのような働き方、生き方をしたいのかを主体的に考えることができるよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育を促進すること。

2 メディアへの働きかけ

女性の人権を軽視した表現や、性別による固定的役割分担意識を世間に広げてしまう表現が放送、出版、インターネット等のメディアにおいて行われることのないよう、メディアに対し、男女共同参画に関する理解や自主的取組を促すなど、働きかけを強化すること。

【提案理由等】

男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法において 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられているものの、世界経済フォーラムが 2016 年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）で、日本は 144 か国中 111 位となっており、社会全体における男女の地位の平等感も高まっていない。

わが国のこのような状況を改善し、男女共同参画社会を実現していくためには、若い頃から固定的性別役割分担意識にとらわれないようにしていくことが重要であり、そのためには、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施や、影響力の大きなメディアへの働きかけが特に必要である。

1 本県では、高校生・大学生を対象とした男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施を支援している。

こうした教育を受ける機会は、すべての若者に与えられるべきであり、実効ある取組とするためにも、国全体で展開することが望ましい。

そこで、高校教育においては、学習指導要領の家庭、保健体育、公民などの分野に男女共同参画の視点を十分取り入れ、生涯にわたるライフキャリアについて考える機会とし、大学においては、ライフキャリア教育の推進に向けた大学関係者の意識醸成の取組を強化する必要がある。

2 メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は極めて大きいため、男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの側の人権に関する正しい理解と社会への影響力の認識、それに基づく適切な対応が不可欠である。

【提案項目】

配偶者等からの暴力（DV）の被害者、売春防止法に基づく要保護女子及び人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者の支援を総合的に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 売春防止法の改正について
婦人保護事業が、困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的な改正又は女性の保護に関する新たな法整備を行うこと。
- 2 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準について
入所者への支援を24時間行うためには、職員職種別配置基準が定める指導員2名の配置では足りないため、同基準を、現場実態を踏まえて見直すこと。
- 3 DV被害者の同伴児への支援強化
DV被害者の同伴児に対し、学習支援や心理的ケア等を十分に行えるよう、補助単価等の見直しを行うこと。
- 4 暴力の未然防止と加害者対策
女性に対する暴力を未然に防止するための取組の充実を図るとともに、加害者更生など加害者対策の具体化、さらには近年増加が見られる男性被害者についても、円滑な支援が図られるよう、支援体制の枠組みの構築を図ること。
- 5 一時保護を行う民間団体への支援強化
多様なDV被害者の一時保護を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、一時保護委託料の増額とともに、継続的な財政的支援の強化を図ること。
- 6 人身取引被害者への支援について
入院が必要な場合の医療費負担や、関係機関の調整主体を含め、帰国までの具体的な支援制度を整備・確立すること。

【提案理由等】

- 1 婦人保護事業の根拠法である売春防止法は、昭和31年の制定以来抜本的な見直しが行われていない。現在、婦人保護事業における実際の支援対象は、法が当初想定した「売春」とは関わりがないケースがほとんどであり、実態に即した抜本的な改正又は新たな法整備が必要である。
- 2 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設共に指導員の24時間対応が必要な施設であるが、職員職種別配置基準の定める2名では、ローテーションを組むことができない。そのため、同基準を、現場実態を踏まえて見直す必要がある。
- 3 一時保護施設におけるDV被害者の同伴児対応は、心理的ケア等の面で十分なされているとはいえない状況にある。短期間であっても、子どもたちが安心して生活ができるよう、支援体

制の整備につながる制度に見直す必要がある。

- 4 DVを防止するためには、暴力の防止の啓発や、加害者への対策が重要であり、本県では、平成26年度に新たな窓口を設置し、加害男性からの相談にも対応しているが、加害者更生については実施できていない。

国においても、「第4次男女共同参画基本計画」でその在り方について検討するとされ、平成28年3月には調査研究報告書がまとめられたところであるが、引き続き加害者更生プログラムの有効性を検証し、加害者へプログラムの受講を義務付けるなどの必要な法整備を行うとともに、地方自治体への支援策を講じる必要がある。

また、現状では、男性DV被害者の保護が可能な一時保護施設の確保が困難である等、婦人相談所の枠組みでは男性被害者の円滑な支援は困難な状況であり、男性被害者に対する支援体制の構築を図ることが必要である。

- 5 一時保護委託料は実績払いであるため、民間団体は、委託者がいない期間の施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にあり、さらに、DV被害者の安全確保の点から、地域において広く財政的支援を求めることも困難である。

このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。

- 6 不法滞在等の理由で生活保護の適用を受けることができない外国籍人身取引被害者に入院等が必要となった場合、現行制度では対応することができない。

また、外国籍人身取引被害者への支援は、在留資格に関する手続きや帰国支援など、駐日大使館、入国管理事務所等国レベルの多くの機関との調整が必要となり、都道府県レベルの婦人相談所では対応が困難である。

被害者への迅速で適切な支援を行うためにも、帰国までの具体的な支援制度を整備・確立することが必要である。

【提案項目】

NPO法人の自立的活動の基盤強化に向けて、認定NPO法人や指定NPO法人数の拡大、寄附者の拡大を図るため、次の措置を講じること。

1 条例による指定方法の見直し

「住民税控除対象となるNPO法人への寄附金」に係る条例による指定方法（条例に法人の名称及び所在地を明記）については、地域主権の観点から、地方の判断にゆだねるよう見直しを行うこと。

2 認定要件の見直しと寄附金の源泉徴収控除項目への追加

多様なNPO法人が広く認定を受けられるよう、無償の労働提供（ボランティア活動）等の算入など認定要件をさらに見直すこと。

また、納税者の利便性を高め、寄附を促進するため、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現すること。

【提案理由等】

1 平成23年6月の特定非営利活動促進法の改正により、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となった。

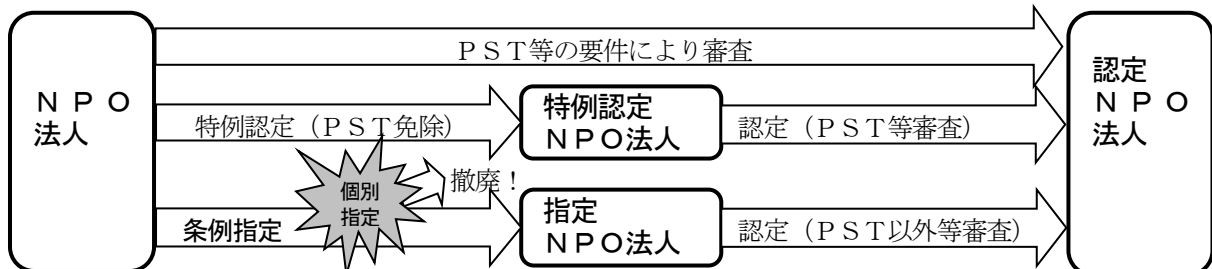
本県では、都道府県では初めてとなる、控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準・手続等を定める条例を平成23年12月に、対象となるNPO法人を指定する条例を平成24年7月に制定し、平成28年度末現在で54法人を指定している。

しかしながら、条例に法人の名称及び所在地を明記する必要があるため、指定の都度条例改正が必要であり、指定の時期が限定されるなど速やかな指定という面で課題がある。

2 認定NPO法人制度についても、PST要件について絶対値基準（3,000円以上の寄附者が年平均100人以上）が導入されるなど、平成23年6月の法改正により認定要件が緩和されたが、より効果的かつ実効性があるものとして認定要件をさらに見直す必要がある。

また、所得税の寄附金控除を受けるためには、確定申告の際に認定NPO法人による寄附金受領証明書を提出する必要があるが、より一層の寄附の促進に向けて、寄附金の源泉徴収控除項目への追加を実現する必要がある。

認定NPO法人の認定を取得するため整備された3つのルート



(神奈川県担当課：県民局NPO協働推進課)

【提案項目】

史跡、名勝、天然記念物等（以下「史跡等」という。）の保護に当たり、整備、管理等の促進を図るため、市町村による県有地の買上げについても補助対象とすること。

【提案理由等】

史跡指定された県有地に本県の施設が設置されていた場合、市町村による史跡等の円滑な整備等を行うため、市町村による当該県有地の買上げ及び県施設の移転等が検討されるが、史跡等購入費国庫補助要項では、市町村による県有地の買上げは補助対象事業とはならない。

この結果、当該史跡等の整備等に関しては、県施設の移転や市町村による県有地の買上げなど、本県又は市町村に財政的負担が生じることとなり、史跡等の計画的・円滑な整備等に支障が生じる懸念もある。

本県と市町村が連携して、史跡等を計画的・円滑に整備等を行っていくためにも、速やかに県有地を市町村有地とし、市町村が自らの管理地として整備等を行える環境を築くことが大切であり、市町村による県有地の買上げが補助対象事業となるよう、補助制度の拡充が必要である。

提出先 内閣官房・総務省・財務省

【提案項目】

東京2020大会開催に向けて、受入れ態勢を早急に整備する必要があるため、次の措置を講じること。

- 1 地方自治体の行う事務に対しての地方財政措置
地方自治体が大会の円滑な運営を支えるために実施する事務に対しては、国において地方財政措置を講ずるなど支援を行うこと。

【提案理由等】

オリンピックを契機とした恒久施設の整備や改修、県警察による警備や外国人観光客を迎えるための環境整備、事前キャンプの受け入れ等、大会の円滑な運営を支えるための地方自治体が行う業務に関する経費については、国の財政的支援が必要である。

【提案項目】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、大会開催による様々な効果が波及するように、次の措置を講じること。

地方で行うアスリート育成等への財政的支援制度の構築

東京2020大会の成功に向けて、国際大会で活躍できるアスリートの育成を継続的に行うための、適切な財政支援を行うこと。

- 1 地方が行うアスリートの発掘や育成の取組に対する財政的支援。
- 2 地方が行うアスリートを支える指導者の資質向上、能力向上のための取組に対する財政的支援。

【提案理由等】

東京2020大会をオールジャパン体制で盛り上げ、大会開催による様々な効果が日本全体にいきわたるよう施策を展開することが望ましい。

オールジャパン体制で盛り上げるためには、大会での日本人アスリートの活躍が何より重要であり、出場が見込まれる選手やその指導者の育成は急務である。特に、地元出身のアスリートの活躍はその地域の励みとなり、大会の盛り上がりには最適である。

スポーツ基本法第25条に、国は、優秀なスポーツ選手の育成等に向けて施策を講ずることと定められている。この施策をより効果的に実施していくためには、各地方において、優秀な選手や指導者を確保・育成し、国による育成事業につなげていく事業を展開することが求められる。また、このことにより、各競技のすそ野を広げるとともに、選手の競技力を大いに向上させることになる。

したがって、マリンスポーツや山岳スポーツ等各地域の特性にあったアスリート発掘・育成のための仕組みの構築、実施に向けた地方自治体や各都道府県体育協会、各都道府県の競技団体等への財政的支援が必要である。

- 1 地方が行うアスリートの発掘や育成の取組に対する財政的支援

都道府県、市町村、都道府県体育協会が国際大会での活躍が期待できるアスリートを発掘するための取組への財政的支援及び育成するための競技活動等を支援する取組への財政的支援（補助制度の創設）が必要である。

- 2 地方が行うアスリートを支える指導者の資質向上のための取組への財政的支援

アスリートの発掘や育成には、指導者の資質向上、能力向上が必須であることから、研修受講や著名な指導者による研修事業開催等の取組への財政的支援（補助制度の創設）が必要である。

【提案項目】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツ振興等に向けて、地方自治体が取り組む体育・スポーツ施設・設備の十分な整備が可能となるよう、体育・スポーツ施設の整備の充実及び財政措置の拡充を図るため、次の措置を講じること。

- 1 地方自治体が設置する体育・スポーツ施設の整備に必要な起債の充当率の嵩上げや、元利償還金に対する地方交付税上の措置の充実等を図ること。
- 2 特に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を機に、地方自治体が設置する体育・スポーツ施設の整備に対し、早急に財政支援を講じること。

【提案理由等】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、スポーツ・文化振興、障がい者の社会参加の促進はもとより、日本文化の発信、経済振興、国際交流、観光振興など、国全体が活性化するとともに、地域の活性化、地方創生にも大きな効果を発揮することが期待されている。国全体で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を成功に導くためには、地方自治体において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、各国の事前合宿の受入等に積極的に取り組む必要がある。

本県では、総合スポーツ施設である県立体育センターについて、アスリートの発掘や育成、オリンピック・パラリンピック各国代表選手の事前合宿、国内競技団体等の練習等にも活用できるよう、大規模な再整備に向けた取組を進めているところであり、こうした取組を加速するため、国による十分な財源措置が必要である。

【提案項目】

マイナンバー（社会保障・税番号）について、制度の円滑な運営を図り、実務に携わる地方自治体の負担を軽減するため、次の措置を講じること。

1 制度内容、効果の周知等

マイナンバーは国民の生活に直結するものであることから、制度の内容や効果について十分な周知を図ること。また、個人情報漏洩、不正利用などの危険性について十分な検証を重ね、マイナンバーに対する懸念を払拭するために適切な取組を行うこと。

2 地方側との十分な協議と必要な財政措置

- (1) 政省令によりマイナンバーの利用範囲や事務手続などを具体化する際には、立案段階から実務を担当する地方と協議し、その意見を反映させること。また、制度運用に伴い必要となる地方側の対応について、速やかな情報提供を行うこと。
- (2) 新たに情報システムの構築や運用が必要になる場合においても地方と十分に協議を行い、地方自治体が利用するシステムへの影響を考慮すること。
- (3) 情報提供NWS運用開始後に新たに発生する個人番号利用事務の情報連携や、特定個人情報データ標準レイアウト改版に伴う、システム改修経費及び連携テスト実施経費について、適切な財政措置を講じること。

3 情報提供ネットワークシステム等の安定運用

情報提供ネットワークシステムや中間サーバーについては、マイナンバーによる情報連携の要となるシステムであるため、安定した稼働を確保すると共に、万が一、障害が発生した場合に迅速かつ適切な対応ができるよう、地方公共団体情報システム機構と十分に連携して対応すること。

【提案理由等】

- 1 平成29年7月から情報連携が開始され、添付書類の省略など事務手続の変更が生じることとなるが、国民の間では未だに制度の内容や効果について十分な理解が進んでおらず、また、個人情報の漏洩の不安が解消されていない。こうした懸念を払拭する取組が必要である。
- 2 地方自治体では政省令の改正や子育てワンストップサービスなど新たな取組に対応するために事務の見直し等膨大な準備作業を要することから、地方と十分に協議を行い、速やかに情報提供を行うことが必要である。また、情報提供NWS運用開始後に新たに発生する個人番号利用事務の情報連携や、特定個人情報データ標準レイアウトの改版による、庁内システム改修経費及び情報連携テストについても、地方に新たな負担が生じないよう適切な財政措置を講じることが必要である。
- 3 平成29年7月から開始される地方自治体の情報連携において、要のシステムとなる情報提供ネットワークシステムや中間サーバーについて、安定した稼働を確保し、万が一障害が発生した際には迅速かつ適切な対応を行うべく、地方公共団体情報システム機構と連携し、対応することが必要である。

（神奈川県担当課：政策局情報企画課、情報システム課）

117 地上デジタル放送への移行による新たな難視対策

提出先 総務省

【提案項目】

地上波によるテレビ放送については、デジタル放送への移行に伴い、テレビが視聴できない新たな難視が発生し、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策がアナログ放送の終了までに完了しなかった地区等については、新たな難視の恒久的な対策が実行された。しかし、やむを得ず行った共同受信施設設置や維持管理等の受信者側対策については、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められることから、電波利用料財源を活用するなどにより、助成制度を拡大し、住民の経済的負担の軽減を図ること。

【提案理由等】

テレビは、ユニバーサルサービスであり、日常生活の基盤となっているだけでなく、災害時においても地域住民が情報を得る上で不可欠なものとなっている。

デジタル放送への移行に伴い、新たな難視が発生し、地上デジタル放送難視地区対策計画に基づいた対策の完了予定時期が2011年7月24日以降とされた地区等については、暫定的・緊急避難的な措置としての地デジ難視対策衛星放送を経て、2015年5月に地上系放送基盤による恒久的な対策が完了した。

2011年7月の地上デジタル放送への完全移行は国策として推進されたものであり、地上アナログ放送を視聴できた地域における新たな難視対策において、やむを得ず共同受信施設の設置などの受信者側対策を講じた場合にあつては、本来自ら対策を実施すべき立場である国や放送事業者による助成の充実が求められる。

提出先 内閣官房、総務省、法務省、経済産業省、個人情報保護委員会

【提案項目】

情報セキュリティ対策の推進について、次の措置を講じること。

1 情報セキュリティ関連法の整備

地方自治体に管理責任があり機密性の保持が必要な個人情報等を取得した者によって、インターネットを介して不特定多数の者が当該個人情報等を入手できる状態に置く行為を禁止する規定及びこれに違反した者に対する罰則の規定を明記した法律を早急に制定すること。

2 地方自治体による情報流出の発信者情報の開示

情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 本県において発生した個人情報の流出事案では、過失によりファイル交換ソフトを通じて流出した情報を取得した第三者が、インターネット上に意図的に拡散（流出）し、社会的影響の大きい問題となった。

さらに、平成22年10月に警視庁公安部の捜査資料が、ファイル交換ソフトを通じて流出するなど、国全体としての情報管理のあり方が問われる極めて深刻な事態が発生している。

インターネット上に個人情報を流出された個人が権利を侵害されていることは明白であり、また、地方自治体が保有する法人等に関する重要情報が流出された場合には、法人等に多大な不利益を生じさせるおそれがあるが、個人情報等をインターネットに意図的に流出させる行為に対し法的規制が存在しない現状では、そうした行為は事実上野放しにされており、法的責任を問うことはできない。

本県では、平成22年8月に「神奈川県個人情報保護条例」を改正するなど、情報の管理主体として、これまでに県民の個人情報等を流出させないよう情報管理の徹底を図っているところであるが、万一、事故が起きた場合にも、二次被害防止のため情報の拡散を防止することは重要である。

このため、こうした事故に対する情報セキュリティ関連法の整備を早急に行うことが必要である。

- 2 振り込め詐欺などの二次被害を防止するため、プロバイダ責任制限法を改正し、情報の管理責任がある地方自治体が、当事者として、情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じる必要がある。

【提案項目】

安全・安心な暮らしを確保するとともに、円滑な経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備を推進できるよう、公共事業関係予算をしっかりと確保すること。

さらに、首都圏、ひいては全国の経済成長を牽引する一方、人口や企業の集積が著しく、自然災害に対して脆弱な本県において、社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、本県における国直轄事業予算、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の所要額を確保すること。

【提案理由等】

安全・安心を確保し、経済の好循環や一層の観光振興を図るためには、社会基盤の充実・強化を図ることが急務となっている。

大規模地震などに対応する強靱な道路ネットワークを形成するため、高速道路から地域の道路に至るまで、体系的な整備・保全を推進する必要がある。また、台風等により記録的な豪雨が頻発し、全国各地で深刻な被害が発生しており、こうした自然災害への対策の必要性が、ますます高まっている。

こうしたことから、安全・安心を確保し、経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備に資する公共事業関係予算を、十分に確保する必要がある。

さらに、本県は、全国で第2位となる約914万人の人口を擁し、首都圏の中で自立性の高い都市拠点が形成され、商業、居住など様々な機能を担っている。

このような中、自然災害に強く県民が安全で安心してくらせるまちづくりや活力と魅力あふれる県土づくりが強く求められており、県経済の活性化を支える道路網の整備や、県民の安全・安心を確保する河川・砂防・下水道施設等の整備、魅力ある県土づくりに向けた市街地・住環境の整備などを計画的かつ確実に推進していかなければならない。

そのため、本県においても、事前防災・減災を図り、国際競争力の強化等にも資する国土強靱化等を推進し、県民の安全・安心のための県土づくりを着実に進める必要がある。

については、本県において、国直轄事業予算を確保し、着実に事業を推進するとともに、社会資本整備総合交付金等についても、各事業の進捗等に応じた本県の所要額を確保することが不可欠である。

【提案項目】

土地の境界を明確にする地籍調査事業は、大規模災害後の早期復興に大きく寄与することから、より一層の事業促進を図るため、次の措置を講じること。

1 国庫負担金の十分な予算措置

市町村が計画的に地籍調査事業を推進するため、国庫負担金の十分な予算措置を講じること。

2 津波被害に備えた事業の促進

津波被害への備えとして、相模湾沿岸の都市部における地籍調査事業を早急に進めるため、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

土地の境界を明確にする本事業は地震や津波等による被災後の復興に有効なことから、その必要性がますます高まっており、本県においてもより一層の事業促進を図る必要がある。

1 本県では、大規模災害への備えとして地籍調査事業の必要性が高まっており、地籍調査に取り組む市町の数は年々増加している。

事業主体の市町をはじめ、本県においても、財政状況が厳しい中、計画的な地籍調査を進めるため、調査費の確保に努めているところであり、国においても国庫負担金の十分な予算措置が必要である。

2 本県では、平成25年12月に、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から示された相模トラフ沿いの最大クラスの地震などの最新の科学的知見に基づいて津波浸水想定図を作成した。この津波浸水想定や切迫性の指摘されている県西部地震による津波被害に備えて、相模湾沿岸の都市部を地籍調査の重点地域に位置づけて事業を促進しているところであり、早急に事業を進めるため、十分な予算措置が必要である。

提出先 法務省、財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

公共用地の取得を推進するために、次の措置を講じること。

- 1 多人数共有地の分筆登記に係る特例創設
多人数共有地の分筆登記の申請に例外を設け、公共事業に限り一定の特別多数の同意による分筆登記を可能にすること。
- 2 筆界特定制度における申請者の拡充
東日本大震災復興特別区域法と同様に、土地の所有権登記名義人等だけでなく、公共事業者も筆界特定の申請ができるようにすること。
- 3 税制上の優遇措置の拡充
 - (1) 収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除額を引き上げるほか、代替地を提供した場合及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づき先行取得のために土地を提供した場合の譲渡所得の特別控除額を引き上げること。
 - (2) 同一事業における複数年にわたる契約について、5,000万円の特別控除を上限まで適用すること。
 - (3) 事業認定を受けなくても譲渡所得の特別控除が認められる事業の範囲を拡大すること。
 - (4) 農地等を公共用地として譲渡した場合についての相続税猶予税額等を免除すること。

【提案理由等】

- 1 多人数共有地の登記手続では、全所有者の共同申請がないと分筆登記ができず、用地取得の隘路となっている。そのため、不動産登記法関係法令に基づく分筆登記の申請手続に例外を設け、一定の特別多数の同意による分筆登記が可能になるよう、制度の改善が必要である。
- 2 筆界特定の申請は土地の所有権登記名義人等に限られ、申請費用の負担協力がなければ同制度の有効活用ができず、用地買収の隘路となっている。そのため、特区法と同様に、公共事業者が筆界特定を申請できるよう申請者の拡充を行う必要がある。
- 3 (1) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除額5,000万円、代替地提供の場合等の譲渡所得の特別控除額1,500万円を、地権者の理解と協力を得やすくするため引き上げる必要がある。
 - (2) 同一事業において契約を2か年以上に分割せざるを得ない場合に、地権者が不利益を被らないよう、譲渡所得の特別控除を通算して適用できるようにする必要がある。
 - (3) 事業認定を受けなければ特別控除が適用されない事業は、地権者の譲渡後の税負担を理由に、用地取得に時間を要する場合があることから、事業の早期完了のため、事業認定を受けなくても特別控除が適用される事業範囲を拡大する必要がある。
 - (4) 地権者が相続税の納税猶予の特例を受けた農地等を公共用地として譲渡した場合、相続税の猶予がなくなることが用地取得の隘路になっていることから、全額免除の措置を設ける必要がある。

【提案項目】

不法係留船対策を効果的に行うために、次の措置を講じること。

- 1 保管場所確保を義務付ける制度の創設
船舶の保管場所の確保を義務付ける制度を創設すること。
- 2 水域管理者が所有者判明船を簡易な手続で強制撤去できる制度の創設
河川・港湾・漁港の管理者が簡易な手続で、所有者が判明している不法係留船舶の撤去ができる制度、撤去後の保管費用の強制徴収が可能となる制度及び保管期限の上限を定める制度を創設すること。
- 3 小型船舶の登録事項証明書等の交付を無料で受けられる制度の創設
不法係留船対策のため、地方自治体が船舶所有者の確認を行う際、国と同様に、小型船舶の登録事項証明書等の交付を無料で受けられる制度を創設すること。
- 4 強制撤去費用及び係留・保管施設整備に係る予算措置
地方自治体が行う不法係留船対策を推進するため、不法係留船の強制撤去に要する費用に対して財源措置を講じること。また、係留・保管施設整備について財源措置を講じること。
- 5 放置船等の処分経費を関係業界団体が負担する制度の創設
所有者不明の放置船及び沈没船の処分について、プレジャーボート関係業界団体が経費を負担する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、海洋レジャーへの需要が強まる中で、プレジャーボートが増加し、河川や港湾・漁港において、こうした船舶による無秩序な係留が行われ、河川の流水機能の低下、船舶の航行障害、洪水・高潮時の不法係留船の流出による被害や津波による背後住居への二次被害等の問題を引き起こしているばかりでなく、周辺的生活環境にも少なからず影響を及ぼしている。

このような現状を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務付けることが必要不可欠である。また、対策を効果的に推進できるよう、所有者が判明している不法係留船撤去のための簡易な手続の創設のほか、所有者確認の費用を軽減する制度の創設や、係留・保管施設整備への予算措置等が必要である。

大岡川水系（横浜市）の不法係留の状況



三崎漁港の不法放置の状況



（神奈川県担当課：県土整備局河川課、環境農政局水産課）

【提案項目】

「みどり」の保全と創造を図るため、緑地保全の推進と都市公園の整備の推進について、次の措置を講じること。

1 緑地の保全の推進

- (1) 相続税の算定において3割の評価減がされている歴史的風土特別保存地区内の山林について、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区と同様に減価割合を8割に引き上げるとともに納税猶予制度を創設すること。また、相続税の減免措置のない自然環境保全地域における減免措置を創設するとともに、減免措置の要件が厳しい市町村等が保存契約をした土地の減免措置を拡充すること。
- (2) 地方自治体が交付する緑地奨励金等を非課税とすること。
- (3) 第2次地方分権一括法の施行に伴い、近郊緑地特別保全地区の許可等の権限については市に移譲されたが、近郊緑地特別保全地区は法の趣旨にもあるとおり、首都圏の秩序ある発展を図ることを目的に国が指定する近郊緑地保全区域を保全するための制度であることから、市に過大な財政負担が生じないように支援措置を拡充すること。

2 都市公園の整備の推進

- (1) みどり豊かな潤いある都市環境の実現に加え、安全・安心な都市の形成や、歴史と文化等に根ざした魅力ある地域づくりといった現下の政策課題に、総合的・効率的・効果的に対応する都市公園の整備に対し、十分な予算措置を講じること。
- (2) バリアフリー化や防災機能の拡充などへの対応が求められている都市公園の再整備や、長寿命化計画に基づき実施される施設の改築等について、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 緑地の保全に係る税制度については、これまでに相続税等の軽減など優遇措置が図られてきたが、制度によっては軽減措置が十分に図られておらず、依然として、相続税対策に伴う緑地の減少が地方自治体にとって大きな課題となっている。このことから、土地所有者が当該土地を保有し続けられるよう相続税等の負担軽減措置の創設及び拡充が必要である。

地方自治体が地権者に交付する奨励金等については、現在雑所得として課税扱いとなっており、地権者の協力に応えるためには非課税とすることが必要である。

近郊緑地特別保全地区の許可及び買入れは県及び中核市以上の市の権限であったが、第2次地方分権一括法により、市域については一般市に移譲された。しかしながら、地価の高い都市部において、一般市の財政規模で土地の買入れを担うことは負担が大きいため、現行の国庫補助率（土地の買入れ10分の5.5）の引上げといった支援措置の拡充が必要である。

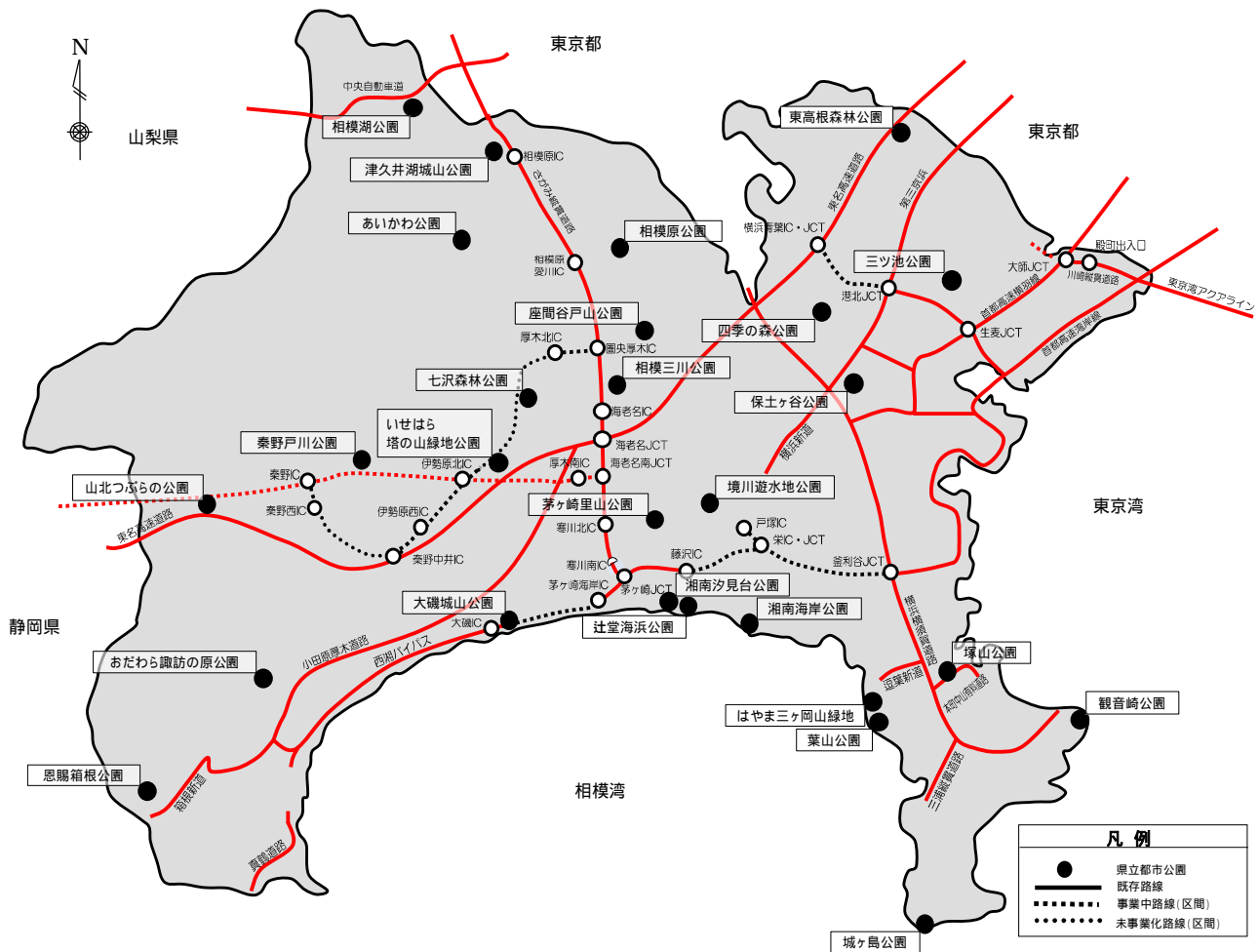
- 2 県内の都市公園の一人当たり面積は5.4㎡で、全国ワースト3位、全国の平均面積（10.3㎡）の約半分と遅れており、より一層の整備推進が求められている。

そこで、本県では、みどり豊かな潤いのある都市環境を実現することなどを目的として、公園の再整備や拡大整備を進めている。

また、本県ではP F I事業や指定管理者制度などにより民間活力の導入を図ってきたところであり、今後はさらにPark - P F Iなどの新たな制度も活用して、公園整備の推進を図ることとしている。

一方、大規模地震による大きな被害が想定されており、これらの災害に備えるための防災機能の拡充はもとより、本格的な高齢社会に対応したバリアフリー対策や施設の老朽化に対応した計画的な施設更新などが喫緊の課題となっている。

平成27年3月に、神奈川県内の圏央道（さがみ縦貫道路全線）が開通し、新東名高速道路などの整備が進むなか、都市公園は、より広域的な観光の核としても、重要性が増しており、都市公園の整備を一層推進するため、県・市町村に対して十分な予算措置が不可欠である。



県立都市公園と県内自動車専用道路網の状況

(神奈川県担当課：環境農政局自然環境保全課、県土整備局都市公園課)

【提案項目】

三浦半島におけるみどりの保全等に資するため、次の措置を講じること。

- 1 三浦半島国営公園の早期実現
首都圏の緑の基軸を形成する三浦半島において、広域的なみどりの保全・再生・活用拠点となる国営公園の設置を早期に実現すること。
- 2 三浦半島における緑の保全・活用の促進
首都圏広域地方計画においても、三浦半島における緑の保全・活用の重要性が位置付けられていることから、その促進を図ること。

【提案理由等】

三浦半島は、まとまりある貴重な緑が残されており、多摩丘陵等と一体となって、首都圏において最も重要な緑の基軸を形成しており、美しい景観を有する地域である。

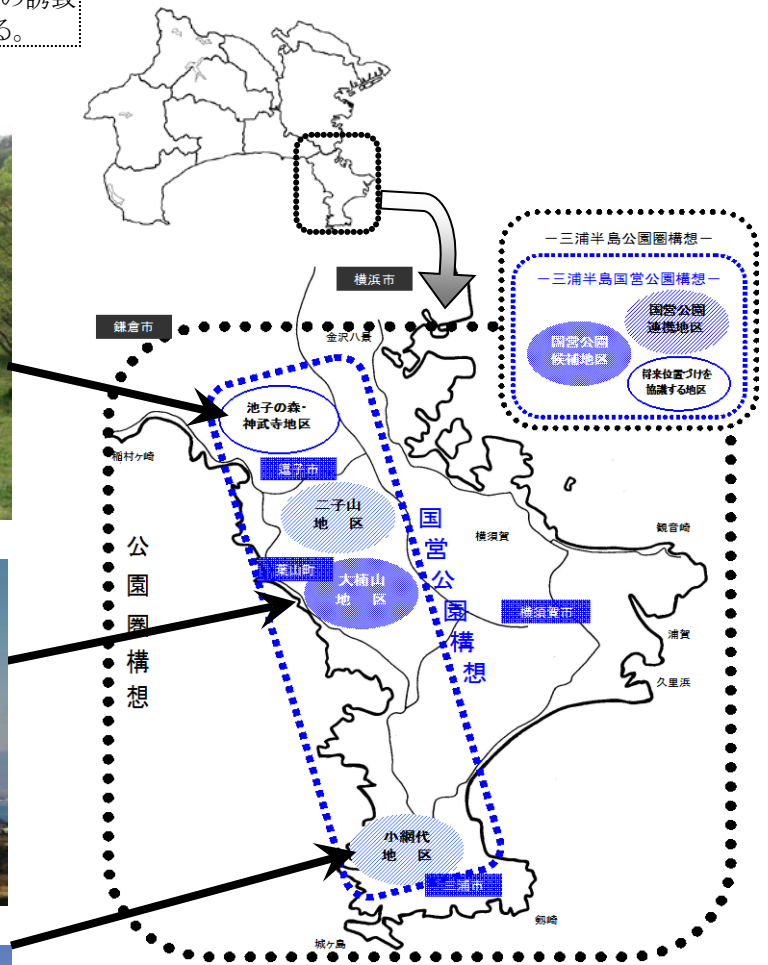
国等による「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」においては、「将来にわたって首都圏の水と緑のネットワークの中核となるエリア」に位置付けられている。また、「首都圏広域地方計画」においても、三浦半島に残された大規模緑地や海洋環境などの保全・活用により、首都圏の「水と緑のネットワーク」を形成することや、首都圏の都市環境インフラとしての大規模緑地の保全が位置付けられ、その取組を推進することとされている。

平成26年7月には、小網代の森がオープンし、環境学習の場等として活用され、また、平成27年2月には、池子の森自然公園が、米軍との共同使用として一部開設されるなど、三浦半島ゾーンの緑地空間の保全・創出が図られようとしている。

三浦半島ゾーンの魅力を高め、首都圏における広域的な「水と緑のネットワーク」を推進する上で、中核的施設となる国営公園の設置が必要である。

本県では、「国営公園構想」の中で「大楠山地区」を候補地とし、地域づくりの基本方針である「三浦半島公園圏構想」において、国営公園の誘致をリーディングプロジェクトに位置付けている。

【三浦半島国営公園構想地区位置図】



【提案項目】

学生や高齢者など誰もが円滑に移動できるよう、地域の実情に応じた地域公共交通の確保に向けた取組を推進するため、補助要件の緩和など国による支援の拡大を図ること。

【提案理由等】

本県では、運転の出来ない学生・生徒や高齢者等、誰もが円滑に移動できるよう、市町村を中心に、バス路線の退出に伴う生活交通の確保や、コミュニティバス等の導入など、地域公共交通の確保に取り組んでいる。

国は、地域公共交通確保維持改善事業により取組の支援を行っているが、例えば、現在県内で150系統を超えるコミュニティバス等のうち、国の補助を受けているものは10系統にとどまっている。

今後も、地域の実情に応じたきめ細やかな地域公共交通の確保に向けた取組を継続的に推進していくためには、補助要件の緩和など、国の支援を拡大する必要がある。

【提案項目】

交通事故の多発や高齢化の進展などを踏まえ、安全・安心に利用できるみちづくりを推進するため、交通安全施設等の整備に係る事業について、次の措置を講じること。

- 1 安全な歩行空間の整備推進
歩道未設置箇所への歩道整備など、通学路を始めとする歩行空間の交通安全対策を効果的に実施するため、本県及び市町村へ十分な予算措置を講じること。
- 2 歩行空間のバリアフリー化の推進
段差のない歩道や幅の広い歩道を整備し、高齢者や障がい者など誰もが円滑に通行できる歩行空間を確保するため、本県及び市町村へ十分な予算措置を講じること。
- 3 安全で快適な自転車通行空間の整備推進
「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を活用し、自転車通行空間の効率的な整備を進めるため、本県及び市町村へ十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

学校関係者（教育委員会、学校、PTA）、警察及び道路管理者による通学路の合同点検や対策を効果的に実施する取組を継続して推進するなど、歩行者や自転車の安全・安心を確保するため、交通安全施設等の整備に十分な予算措置が必要である。

幅の広い歩道の整備状況

施工前



施工後



【提案項目】

自動車専用道路の整備効果を周辺地域に波及させるため、インターチェンジ接続道路の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。

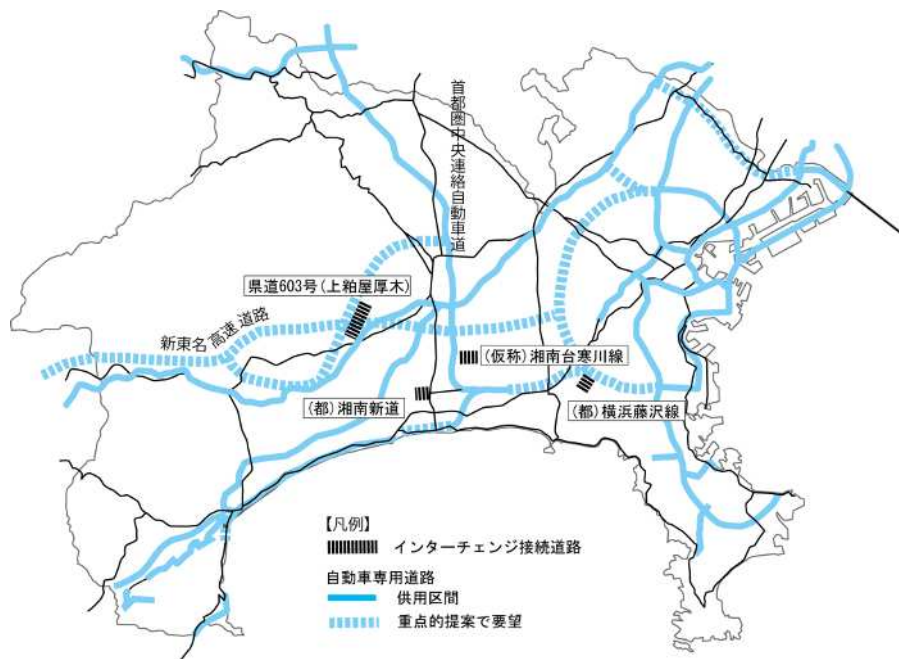
- 1 新東名高速道路 I C 関連事業の推進
 - ・ 県道603号(上粕屋厚木)
- 2 首都圏中央連絡自動車道 I C 関連事業の推進
 - ・ 都市計画道路 湘南新道
 - ・ (仮称)湘南台寒川線
 - ・ 都市計画道路 横浜藤沢線

【提案理由等】

本県では、各地で深刻な交通渋滞が発生しており、快適な県民生活や円滑な企業活動が大きく阻害されるなど様々な弊害が生じている。

こうした状況を抜本的に改善するため、新東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道などの自動車専用道路網の整備が進められているところであるが、その整備効果を周辺地域に波及し、広域的な交通利便性向上を図るためには、インターチェンジ接続道路の整備を積極的に推進することが不可欠である。

そこで、社会資本整備総合交付金による重点的な支援、十分な予算措置を講じることが必要である。



(神奈川県担当課：国土整備局道路企画課、道路整備課)

【提案項目】

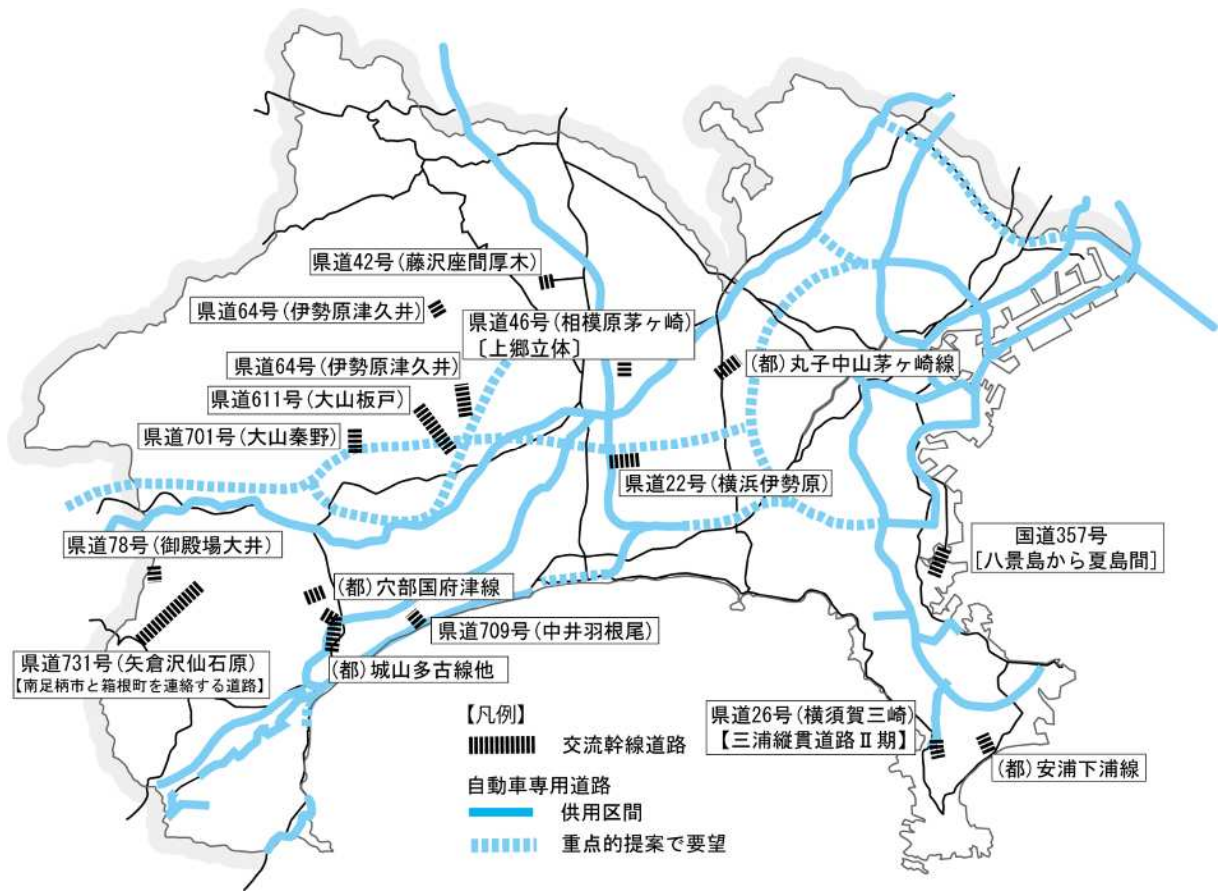
自動車専用道路網を補完して、地域の交流・連携を支える路線の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。また、直轄国道については、積極的に整備推進を図ること。

- ・ 国道357号〔八景島から夏島間〕
- ・ 県道22号(横浜伊勢原)
- ・ 県道26号(横須賀三崎)〔三浦縦貫道路 期〕
- ・ 県道42号(藤沢座間厚木)
- ・ 県道46号(相模原茅ヶ崎)〔上郷立体〕
- ・ 県道64号(伊勢原津久井)
- ・ 県道78号(御殿場大井)
- ・ 県道611号(大山板戸)
- ・ 県道709号(中井羽根尾)
- ・ 県道701号(大山秦野)
- ・ 県道731号(矢倉沢仙石原)〔南足柄市と箱根町を連絡する道路〕
- ・ 都市計画道路 安浦下浦線
- ・ 都市計画道路 丸子中山茅ヶ崎線
- ・ 都市計画道路 城山多古線他
- ・ 都市計画道路 穴部国府津線

【提案理由等】

企業活動の活性化や観光振興を図るとともに、県民の日常生活を支えるためには、自動車専用道路網と合わせて、交流幹線道路網を体系的に整備していくことが不可欠である。

本県では、道路部門の実施計画である「かながわのみちづくり計画」に基づき選択と集中を図りながら、効率的・効果的な整備を進めているところであるが、インターチェンジ接続道路に限らず、地域の交流・連携を支える路線についても、十分な予算措置を講じることが必要である。



(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

【提案項目】

着実な流域下水道整備と未だ整備の遅れている市町村の公共下水道整備を促進するとともに、増大する下水道ストックの長寿命化対策、また、下水道事業による良好な環境の創造を推進していくため、次の措置を講じること。

1 下水道事業の予算配分

下水道事業の予算配分に当たっては、未普及対策、改築更新及び浸水対策など必要とする事業の執行に支障が生じないように、効果促進事業も含め十分な予算措置を講じること。

2 引き下げられた国費率の復元

管きょや処理場の引き下げられた国費率を早期に復元するよう予算措置を講じること。

3 予算措置の充実等

管きょ整備、長寿命化などの改築更新、雨水施設整備に対する交付対象範囲を拡充するよう予算措置の充実を講じ、また、地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した予算措置を講じること。

4 温室効果ガス排出削減の取組に対する十分な予算措置

温室効果ガスの排出削減の観点から、施設の整備や改築更新における省エネ型機器の導入等の取組に対して十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 下水道事業の予算配分

(1) 未普及対策

下水道事業の推進は、生活環境の向上・水質汚濁の防止を図る上で必要不可欠であるが、財政状況の厳しい市町村を中心に未普及地域の解消が課題となっている。

市町村は汚水処理施設の10年概成のためのアクションプランを策定し着実な整備を行う必要があり、国による十分な予算措置が必要である。

(2) 改築更新

下水道ストックが増大し、今後、大量に耐用年数を迎えるに当たり、その維持管理や改築更新には多大な費用を要する。

既存施設の破損を未然に防止するためには、計画的な点検による異常箇所の早期発見や、改築等による予防保全的な適切な対策を講じる必要があり、国による十分な予算措置が必要である。

(3) 浸水対策

近年、局所的な集中豪雨が増加傾向にあり、下水道の雨水排除能力を超える雨水流出への対策は喫緊の課題であるが、雨水施設整備には多大な費用を要することから、国による十分な予算措置が必要である。

(4) 効果促進事業

健全な下水道経営を営むには、使用料収入を確保する必要があるため、効果促進事業で対

象となっている排水設備の設置促進について、国による一層の支援強化が必要である。

2 引き下げられた国費率の復元

公共下水道の整備や改築更新などの費用が市町村の財政を圧迫しており、これらを計画的に進めるためには、平成5年度に引き下げられた単独処理場の国費率（10分の5.5）を流域下水道処理場相当（3分の2）にするなど早期に復元する必要がある。

3 予算措置の充実等

（1）管きょ整備・長寿命化などの改築更新

現行では、交付対象が主要な施設等に限定されており、枝線の整備や長寿命化などの改築更新を計画的に進めるためには、交付対象範囲の拡充が必要である。

（2）雨水施設整備

現行では、交付対象が幹線管きょや一定規模以上の雨水貯留施設等に限定されており、施設整備を計画的に進めるためには、地域の現状に合うよう交付対象範囲の拡充が必要である。

（3）地域特性の配慮

地形が急峻な地域では、平坦地に比べポンプ施設等の設置が必要となり多大な費用を要する。また、観光地の未普及解消が早期に進むよう、これらの地域特性を加味した交付金制度の創設が必要である。

4 温室効果ガス排出削減の取組に対する確実な予算措置

省エネや温室効果ガス削減の観点から、施設の整備や更新の際には、省エネ型機器の導入による消費電力の抑制などに取り組むため、国による十分な予算措置が必要である。

【提案項目】

放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の仮置き費用等の追加的支出については、東京電力ホールディングス株式会社及び国の責任において早期に万全な補償を行うこと。

【提案理由等】

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、下水汚泥焼却灰等から放射性物質が検出されたことに起因する焼却灰の仮置き費用等の追加的支出は大きな負担となっており、今後も支出が見込まれる中で、東京電力ホールディングス株式会社による損害賠償は十分に進んでいないことから、早急な対応が必要である。

焼却灰を搬出する際の飛散防止のために必要となった建屋の建設費用や臭気対策に用いる活性炭の交換費用など本県及び市が請求した費用の一部について、東京電力ホールディングス株式会社から賠償金が支払われていないことから、これらについての万全な対応が必要である。

【提案項目】

計画的な都市基盤整備による良質な都市空間の形成や、老朽化した既成市街地の再整備による都市機能の更新を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 土地区画整理事業の推進

道路、公園等の公共施設と宅地の一体的・総合的な整備により、良質な都市空間の形成を図るため、土地区画整理事業に対して十分な予算措置を講じること。

2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の推進

土地の合理的かつ健全な高度利用と建築物の不燃化による災害に強いまちづくりを推進するため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対して十分な予算措置を講じること。

3 都市再生整備計画事業の推進

快適な居住環境の創出や都市の再生を効率的に推進するため、都市再生整備計画事業に対して、市町村へ十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、人口減少と超高齢化社会を乗り越えるとともに、地震などによる大規模な災害への対応力を強化するため、地域の個性を生かし、安全・安心でコンパクトなまちづくりに取り組んでいるところである。

- 1 土地区画整理事業においては、県内の交通インフラ整備が進む中で、産業集積の受け皿となる産業用地を創出することが急務となっており、「さがみロボット産業特区」等における事業を推進するため、十分な予算措置が必要である。
- 2 市街地再開発事業においては、不動産市況の回復により動き出した事業を確実に進め、民間主体の都市再生の計画的な事業進捗を図るため、近年の建設工事費高騰等の影響も踏まえ、十分な予算措置が必要である。
- 3 都市再生整備計画事業においては、地域の歴史・文化・自然環境の特性を生かした個性あふれるまちづくりと、都市の再生を効率的に推進するため、市町村へ十分な予算措置が必要である。

【提案項目】

真に住宅に困窮している者に公営住宅を公平かつ有効に供給するため、次の措置を講じること。

- 1 期限付き入居制度の位置付けの明確化
期限付き入居制度を定期借家の趣旨に沿って適切に活用できるよう、公営住宅法上の位置付けを明確化すること。
- 2 入居者資格における資産の取扱い及び調査権限の明確化
入居者資格における資産の取扱い及び調査権限について、公営住宅法上、明確に位置付けること。
- 3 家賃の算定方法の見直し等
居住水準からみて、世帯人員あたりの住戸規模の大小に応じた家賃設定が可能となるよう算定方法を見直し、入居後に著しく人数が縮小した世帯が、人数に相応した公営住宅への住み替えを促進するよう、法制度を整備すること。
- 4 明渡し条件に係る法律上の位置付けの明確化
他の入居者との公平性を確保するため、次の場合に明渡しを請求できるよう、法律上の位置付けを明確にすること。
 - (1) 公営住宅への入居後に住宅を取得した場合
 - (2) 著しく人数が縮小した世帯が、大型住戸から自発的に住み替えない場合
 - (3) 高額所得の基準を超える収入のある年が一定期間内に複数回ある場合、又は、一時所得を含めて1年間に相当の高額の収入がある場合
 - (4) 改良住宅の空き家に公募で入居した者が高額所得者になった場合
- 5 共益費支払義務の明確化、共益費滞納者への明渡し請求制度の整備
入居者の共益費支払義務について、法律上の位置付けを明確にすること。また、共益費の滞納があった場合は、明渡しを請求できるようにすること。
- 6 建替事業時における明渡し請求制度の整備
団地の集約化など地域の実情に合わせた公営住宅の建替えを可能とするため、除却する公営住宅の近傍区域に建て替える場合にも、明渡しを請求できるようにすること。
- 7 公営住宅法における目的外使用対象事業の拡大
地方自治体の独自の施策を効果的かつ迅速に推進するため、住戸の目的外使用の対象事業を拡大すること。

【提案理由等】

- 1 本県では、小学校就学前の子どもと同居し、扶養している子育て世帯等を対象に期限付き入居制度を導入している。
公営住宅において期限付き入居制度を有効に活用するためには、期間満了時に入居者が確実に当該公営住宅の明渡しをしてもらう必要があることから、定期借家の趣旨に沿って、期限付き入居制度に期間満了時の明渡しを義務付けるため、公営住宅法（以下「法」という。）上の規定を整備する必要がある。
- 2 入居者資格で定める要件の一つとして、収入の基準があるが、資産の所有については要件とされていないことから、必ずしも真に住宅に困窮しているとはいえない者が入居してしまうおそれがある。
そこで、真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に公営住宅を供給するため、保有資産を資格審査の対象とする必要がある。
- 3 世帯人数に比べ狭い住戸に入居している世帯がある一方で、少人数で広い住戸に入居しているなど世帯規模と住戸規模のミスマッチが生じている事例がある。
そこで、例えば、単身世帯等少人数の世帯が規模の大きな住戸に居住している場合に、その便益を家賃に反映することができるよう家賃算定の係数の上限を見直すなど、住み替えを促すために家賃算定基準を見直す必要がある。
- 4 真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に公営住宅を供給し、さらに入居者の公平性を確保する観点から、明渡し請求ができる要件を拡充し、関連する法制度を整備する必要がある。
- 5 現在、事業主体は、法第 16 条の規定に基づく使用料(家賃)とは別に、共益費を各団地の自治会を通じて徴収している（最高裁判例で、法第 20 条の規定に反しないとされている。）が、公営住宅を適切に管理・運営するため、共益費についても家賃と同様に支払い義務を明確化し、滞納の事実をもって明渡し請求を行えるよう法律上の規定を整備する必要がある。
- 6 入居者に対する明渡し請求が可能な法定建替事業は、現地及び隣接地における建替えが要件となっている。本県では、現地及び近傍区域での建替えによる団地集約化を計画しているが、入居者に対する明渡し請求が認められていないことが、円滑な建替え及び団地集約化の支障になる可能性がある。
そこで、公営住宅の一体的な再整備や現地及び近傍区域での建替えなどを円滑に実施できるよう、法制度を拡充する必要がある。
- 7 本県では、高齢化が課題となっている県営住宅を、高齢者にとっていつまでも健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生するため、県営住宅の空き住戸や施設、余剰地を活用して、高齢者の支え合い活動や保健・医療・福祉サービスの拠点を整備することとしている。
そこで、公営住宅の空き住戸を福祉等のサービスやコミュニティ活動の拠点として活用するなど、地方自治体の独自の施策を迅速に展開できるよう、法第 45 条に定める目的外使用対象事業を拡大する必要がある。

【提案項目】

「神奈川県住生活基本計画」に基づく、地域の特性を踏まえた総合的な住宅政策を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 住宅確保要配慮者に対する施策の充実
 - (1) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、新たな住宅セーフティネット制度の実施に際しては、地方自治体が地域の実情に応じた弾力的な運用等ができるよう配慮するとともに、居住支援協議会の活動等に対する支援措置を充実すること。
 - (2) サービス付き高齢者向け住宅の供給について、登録事業者に対する建設費補助などの支援措置の充実を引き続き図ること。
 - (3) 高齢者向けの地域優良賃貸住宅の供給に対し、市町村の負担軽減のための制度の充実を図ること。
- 2 社会資本整備総合交付金等の充実
公営住宅ストックの有効活用及び市町村が定住促進や多世代居住を目的として実施する住宅リフォーム補助など、地域の実情に即した総合的な住宅政策の推進のため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の充実を図ること。
- 3 空き家対策の充実
空き家対策の円滑かつ早期実施のため、空家等対策計画の策定など「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく取組に対する支援措置の充実を図ること。

【提案理由等】

- 1 (1) 高齢者等のほか、ひとり親世帯や低所得の若年単身者も増加する状況にあるなど、多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定確保が的確に図れるよう、新たな住宅セーフティネット制度については、弾力的な運用等ができる柔軟な制度である必要がある。また、居住支援協議会については、持続的な活動等に対する補助制度などの支援措置の充実が必要である。
(2) サービス付き高齢者向け住宅については、今後急増する高齢者の住まいとして重要な役割を担うことが期待されており、さらに供給を促進するため、登録事業者に対する税制優遇の継続や建設・改修費補助を厚くするなどの支援措置の充実が必要である。
(3) 高齢者向けの地域優良賃貸住宅は、地方自治体の家賃対策補助が前提となっており、市町村の負担軽減のため、家賃対策補助の国庫負担を厚くするなどの制度の充実が必要である。
- 2 本県及び市町村では、地域住宅計画を策定し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の積極的な活用に努めてきた。引き続き、円滑な事業実施に向けた交付金の活用を図るため、制度及び国費の配分の充実が必要である。また、本県及び市町村においてソフト事業を含めた総合的な住宅政策を推進するため、基幹事業の対象や提案事業の枠の拡大が必要である。
- 3 市町村による空家等対策計画の策定や相談窓口の運営など「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく取組を円滑かつ早期に実施するため、空き家対策総合支援事業の対象を、空家等対策計画の策定やデータベースの整備等に拡大するなどの支援措置の充実が必要である。

(神奈川県担当課：県土整備局住宅計画課)

【提案項目】

1 観光地の活性化を図る路線の整備推進

「観光立県かながわの実現」に資するため、県土構造の骨格として重要な自動車専用道路の整備を強力に促進するとともに、観光地の活性化を図る路線の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。

- (1) 「城ヶ島・三崎」
 - ・県道26号（横須賀三崎）〔三浦半島の縦軸強化〕
- (2) 「大山」
 - ・県道603号（上粕屋厚木）、県道611号（大山板戸）
〔新東名高速道路とのアクセス向上〕
- (3) 「大磯」
 - ・国道1号〔大磯～二宮 西湘バイパス沿いの自転車道延伸〕
- (4) 「箱根」
 - ・県道731号（矢倉沢仙石原）〔南足柄市と箱根町の連絡強化〕

2 わかりやすい道路案内標識の整備推進

国内外からの観光客に対応した英語標記など、わかりやすい道路案内標識の改善に十分な予算措置を講じること。

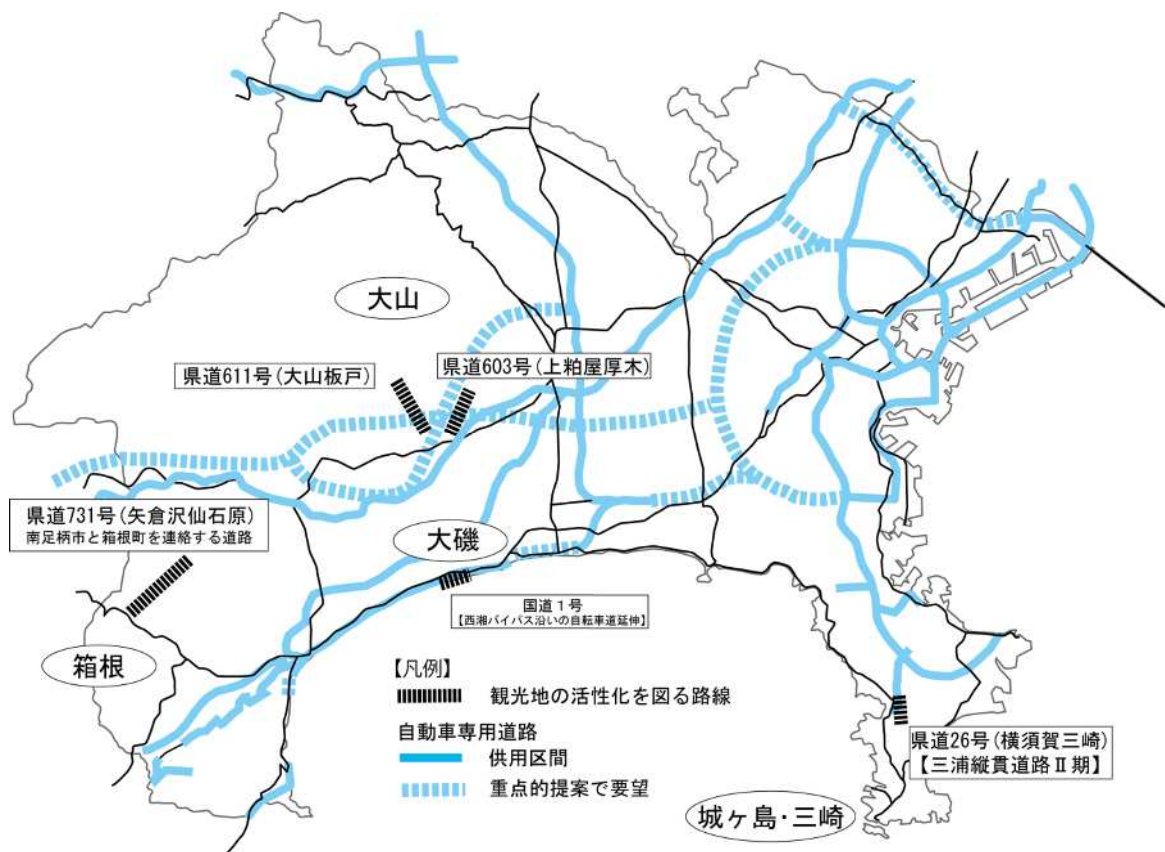
【提案理由等】

本県は、横浜・鎌倉・箱根に次いで、海外にも強力に発信できる魅力的な国際的観光地を創出するため、「城ヶ島・三崎」、「大山」及び「大磯」を新たな観光の核づくりの構想地域として認定し、地元市町と協力しながら、新たな観光の核づくりを進めている。

また、「箱根」などの観光魅力アップに取り組み、観光客の誘客促進による地域の活性化を図っている。

首都圏中央連絡自動車道の約9割が開通したことにより、群馬・栃木などの北関東地域から湘南地域を訪れる観光客が増加するなどの効果が現れている。本県には魅力ある観光スポットが多数あり、国内外からのより多くの観光客を呼び込むために、観光地にアクセスする道路の整備などが必要である。

さらに、今後増加が見込まれる国内外からの観光客に対応した英語標記など、わかりやすい道路案内標識の整備が不可欠である。



箱根



大山



大磯



城ヶ島

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路管理課、道路整備課)

【提案項目】

東京2020大会とその先を見据え、セーリング競技の会場となる湘南港の機能強化を図るため、次の措置を講じること。

1 湘南港臨港道路の渋滞対策の推進

湘南港臨港道路では、駐車場への入庫待ち車両に起因する渋滞がたびたび発生し、湘南港の機能を阻害している。このため、臨港道路の一部である江の島大橋を活用した渋滞対策の推進に対して、十分な予算措置を講じること。

2 江の島大橋の老朽化対策の推進

江の島大橋は架設後50年以上が経過し老朽化が著しく、早急な老朽化対策が必要であることから、江の島大橋の老朽化対策の推進に対して、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 湘南港は観光地である江の島島内に位置しており、湘南港の利用者や江の島への観光客は、島内への唯一のアクセス道路である湘南港臨港道路を利用するため車両が集中し、土日祝日等はたびたび渋滞が発生しており、渋滞緩和等については地元島民からも強い要望もある。

島内に新たに駐車場を整備することは用地確保や利用状況などの観点から困難であるが、渋滞は、島内の入口付近の駐車場への入庫待ちの車両と島内に入る車両が混在することにより発生しているものと考えられることから、東京2020大会におけるセーリング競技を成功に導き、湘南港の機能強化を図るとともに、島内の活性化につなげるためには、現状の江の島大橋を活用して入庫待ち車両と島内に入る車両を分離し、整序化するといった渋滞対策を推進する必要がある。

2 江の島大橋は架設後50年以上が経過しており、老朽化が著しい。維持管理計画に基づき、平成27年度に実施した老朽化に関する点検においても補修工事的必要性が報告されており、地元からも老朽化対策の要望が挙がっていることから、早急に対策を行う必要がある。

湘南港周辺の状況



136 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたコンテナ設置に係る抜本的な規制緩和に向けた取組

提出先 国土交通省

【提案項目】

東京2020大会におけるセーリング競技開催に向けて、次の措置を講じること。

- 1 コンテナの設置に伴う手続き等の規制緩和
セーリング競技の開催にあたり持ち込まれるコンテナについて、各国チームがスムーズに競技や事前練習ができるよう、設置に伴う関係法令の規制を緩和すること。

【提案理由等】

東京2020大会のセーリング競技開催に向けて、各国のチームの多くは、本大会の数年前からコンテナを用いて競技艇等を持ち込み、競技海面を使って事前練習をすることが通例である。各チームはそのコンテナで競技艇の整備やミーティング、トレーニング等を行うため、コンテナが「建築物」と扱われ、設置にあたっては建築基準法に基づく基礎工事や建築確認申請等の手続きが必要となる。

費用や時間等の面から、各国のチーム関係者がこうした手続きを行うことは非常に困難であり、各国からも改善要望が出ている。競技用コンテナを一定の必要な期間に限り設置し、大会に向けた準備に使用できるよう、コンテナの設置に伴う関係法令の規制を緩和する必要がある。

平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案（重点的提案）

I 地方税財政制度

- 1 地方財政制度の改革
- 2 地方税制度の改革

II エネルギー・環境

- 3 分散型エネルギーシステムの構築

III 安全・安心

- 4 大規模災害対策の推進
- 5 基地対策の推進

IV 産業・労働

- 6 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進
- 7 都市農業の持続的発展を図るための対策の強化

V 健康・福祉

- 8 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進
- 9 健康・長寿社会の実現
- 10 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し

VI 教育・子育て

- 11 子ども・子育て応援社会の推進

VII 県民生活

- 12 拉致問題の早期解決

VIII 県土・まちづくり

- 13 広域交通ネットワークの整備促進